平成27年第４回（12月）定例会

東伊豆町議会会議録

平成27年　12月８日　開会

平成27年　12月９日　閉会

東　伊　豆　町　議　会

平成２７年第４回東伊豆町議会定例会会議録目次

第　１　号　（１２月８日）

○議事日程……１
○出席議員……２
○欠席議員……２
○地方自治法第１２１条の規定により説明のため出席した者の職氏名……２
○職務のため出席した者の職氏名……２
○開会の宣告……３
○議会運営委員長の報告……３
○開議の宣告……４
○議事日程の報告……４
○会議録署名議員の指名……５
○会期の決定……５
○諸般の報告……５
○行政報告……６
○一般質問……１４
　飯　田　桂　司　君……１４
　藤　井　廣　明　君……２８
　笠　井　政　明　君……４８
　西　塚　孝　男　君……６０
　栗　原　京　子　君……７１
　鈴　木　　勉　君……７８
○散会の宣告……９１

第　２　号　（１２月９日）

○議事日程……９３
○出席議員……９４
○欠席議員……９４
○地方自治法第１２１条の規定により説明のため出席した者の職氏名……９４

○職務のため出席した者の職氏名……９５
○開議の宣告……９６
○議事日程の報告……９６
○一般質問……９６
内　山　愼　一　君……９６
山　田　直　志　君……１０８
稲　葉　義　仁　君……１２９
○議案第６６号　東伊豆町消費生活センターの組織及び運営に関する事項等に関する条例の制定について……１４１
○議案第６７号　東伊豆町農業委員会の委員の定数条例の制定について……１４３
○議案第６８号　東伊豆町農業委員会の農地利用最適化推進委員の定数条例の制定について……１４３
○議案第６９号　東伊豆町準用河川流水占用料等徴収条例の制定について……１４８
○議案第７０号　東伊豆町道路占用料等徴収条例の一部を改正する条例について……１４９
○議案第７１号　東伊豆町普通河川条例の一部を改正する条例について……１４９
○議案第７２号　東伊豆町課設置条例の一部を改正する条例について……１５２
○議案第７３号　東伊豆町税賦課徴収条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例について……１５７
○議案第７４号　東伊豆町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について……１５８
○議案第７５号　東伊豆町介護保険条例の一部を改正する条例について……１５９
○議案第７６号　賀茂地域の広域連携に係る連携協約の締結について……１６１
○議案第７７号　賀茂広域消費生活センター共同設置について……１６２
○議案第７８号　静岡県市町総合事務組合規約の一部を変更する規約について……１６４
○議案第７９号　駿東伊豆地区消防通信指令事務協議会の廃止について……１６５
○議案第８０号　駿東伊豆地区消防救急広域化協議会の廃止について……１６５
○議案第８１号　平成２７年度東伊豆町一般会計補正予算（第９号）……１６７
○議案第８２号　平成２７年度東伊豆町国民健康保険特別会計補正予算（第２号）……１７４
○議案第８３号　平成２７年度東伊豆町介護保険特別会計補正予算（第３号）……１７７
○報告第４号　平成２６年度教育委員会自己点検・評価報告書の提出について……１７９
○陳情・要望書等の審査について……１７９

○意見書案第７号　少人数学級の推進等の定数改善と義務教育費国庫負担制度の
国負担２分の１復元を求める意見書について……１８０
○総務経済常任委員会研修視察報告について……１８２
○文教厚生常任委員会研修視察報告について……１８２
○議会運営委員会所管事務調査について……１８３
○閉会の宣告……１８３

○署名議員……１８５

平成２７年第４回東伊豆町議会定例会会議録

議　事　日　程（第１号）

平成２７年１２月８日（火）午前９時３０分開会

日程第　１　会議録署名議員の指名

日程第　２　会期の決定

日程第　３　諸般の報告

日程第　４　行政報告

日程第　５　一般質問

１．　７番　飯　田　桂　司　君

１）教育環境の整備について

２．１０番　藤　井　廣　明　君

１）細野高原の利用について

２）すすきのイベントについて

３．　１番　笠　井　政　明　君

１）「空き家改修プロジェクト」について

２）地域ＩＣＴ（情報通信技術）の利活用について

４．　５番　西　塚　孝　男　君

１）町内環境整備について

２）入湯税について

３）小中学校の統合について

５．　３番　栗　原　京　子　君

１）不幸な猫を減らす対策について

２）認知症施策の推進について

６．１２番　鈴　木　　勉　君

１）経済活性化に向けた元気な街づくりについて

２）町内散策型の街づくりについて

３）岡谷市との交流発展について

出席議員（１２名）

１番	笠　井　政　明　君	２番	稲　葉　義　仁　君
３番	栗　原　京　子　君	５番	西　塚　孝　男　君
６番	内　山　愼　一　君	７番	飯　田　桂　司　君
８番	村　木　　脩　君	１０番	藤　井　廣　明　君
１１番	森　田　禮　治　君	１２番	鈴　木　　勉　君
１３番	定　居　利　子　君	１４番	山　田　直　志　君

欠席議員（なし）

地方自治法第１２１条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	太　田　長　八　君	副町長	鈴　木　忠　一　君
教育長	黒　田　種　樹　君	総務課長兼防災監	鈴　木　利　昌　君
総務課参事	竹　内　　茂　君	企画調整課長	向　井　青　一　君
税務課長	正　木　三　郎　君	住民福祉課長	遠　藤　一　司　君
住民福祉課参事	齋　藤　　匠　君	健康づくり課長	鈴　木　嘉　久　君
健康づくり課参事	村　上　則　将　君	観光商工課長	梅　原　裕　一　君
建設産業課長	鈴　木　　孝　君	建設産業課技監	高　村　由喜彦　君
建設産業課参事	鈴　木　伸　和　君	教育委員会事務局長	坂　田　辰　徳　君
消防長	久我谷　　精　君	水道課長	木　田　尚　宏　君
会計課長兼会計管理者	鈴　木　敏　之　君		

職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	石　井　尚　徳　君	書記	木　村　昌　樹　君

開会　午前　９時３０分

◎開会の宣告

○議長（村木　脩君）　皆様、おはようございます。

平成27年第４回定例会の開会に当たり、議員の皆様におかれましては、年末を控え大変お忙しい中、御出席を賜り、厚く御礼を申し上げます。

本定例会には、条例の制定及び一部改正案、各会計の補正予算などが上程されております。議員各位におかれましては、十分御審議の上、円滑に議事を進行されますよう切にお願いを申し上げまして、開会の挨拶といたします。

ただいまの出席議員は12名で、議員定数の半数に達しております。

よって、平成27年東伊豆町議会第４回定例会は成立しましたので、開会します。

◎議会運営委員長の報告

○議長（村木　脩君）　議会運営委員長の報告を求めます。

13番、定居議員。

（１３番　定居利子君登壇）

○１３番（定居利子君）　皆様、おはようございます。

議会運営委員会より、平成27年第４回定例会の運営につきまして御報告いたします。

まず、本定例会には、９名の議員の方より一般質問が通告されております。一般質問の趣旨をよく御理解いただき、円滑な質疑、答弁がなされますよう御協力をお願いいたします。

なお、本定例会では、９月定例会と同様に、一般質問の時間は60分、質問回数を１回目の通告分を除いて３回以内とすることとなっていますので、御協力をお願いいたします。また、質問通告者の中で、10番、14番議員より掲示板の使用願、14番議員より資料配付の申し入れが出されております。

本定例会の提出案件といたしましては、条例の制定案が４件及び一部改正案が６件、広域連携に係る連携協約の締結が１件、消費生活センター共同設置が１件、規約の変更が１件、消防の広域化に伴う協議会の廃止が２件、補正予算案が３件、教育委員会の報告が１件、合

計19件がそれぞれ日程に組み込まれております。さらに、議会からは、委員会の研修視察報告及び議会運営委員会所管事務調査を上程します。

なお、議案第67号と68号、第70号と71号、第74号と75号、第79号と80号、各常任委員会の研修視察報告につきましては一括議題とし、一般会計補正予算の説明につきましては、おおむね100万円以上、特別会計補正予算につきましては、おおむね50万円以上で説明をすること。また、条例の制定及び一部改正案の説明には、新旧対照表または資料等を用いるなどにより概要説明とすることが協議決定されましたので、当局の皆様もよろしくお願いいたします。

閉会中に提出された要望書等につきましては、12月９日までに担当常任委員会にて審査をお願いすることになりますので、御承知願います。なお、この結果によっては、意見書案が日程に組み込まれますので、御留意願います。

以上の内容を踏まえまして、本定例会の会期につきましては、予備日も含め、本日から12月10日までの３日間とさせていただきます。

最後になりますが、議会運営委員会の所管事務調査につきましては、議会運営に関すること、会議規則・委員会条例に関すること、議長の諮問に関すること、以上３点は閉会中の継続調査といたしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

議員各位には、平成27年最後の定例会となりますので、活発なる御審議と円滑な議会運営を切にお願い申し上げまして、議会運営委員会からの報告といたします。

◎開議の宣告

○議長（村木　脩君）　これより、直ちに本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（村木　脩君）　本日の議事日程は、あらかじ皆様のお手元に配付したとおりであります。

議事日程に従い、議事を進めます。

◎日程第１　会議録署名議員の指名

○議長（村木　脩君）　日程第１　会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により、２番、稲葉議員、３番、栗原議員を指名します。

◎日程第２　会期の決定

○議長（村木　脩君）　日程第２　会期の決定を議題とします。

お諮りします。今定例会の会期は、本日から予備日を含め12月10日までの３日間としたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（村木　脩君）　異議なしと認めます。よって、会期は３日間と決定しました。

◎日程第３　諸般の報告

○議長（村木　脩君）　日程第３　諸般の報告を行います。

議会閉会中に提出されました例月出納検査及び定期監査の結果に関する報告につきましては、既に送付しました。

陳情・要望書等の付託につきましては、お手元に一覧表を配付しました。

付託案件の審査につきましては、12月９日までに担当常任委員会にて審査し、報告をお願いすることになりますので、御承知願います。

また、議長の出席した会議等の報告については、お手元に資料を配付しました。会議資料につきましては、議員控室に置きますので、ごらんいただきたいと思います。

なお、本日の定例会終了後に全員協議会、各常任委員会を開催しますので、御承知ください。

これで諸般の報告を終わります。

◎日程第４　行政報告

○議長（村木　脩君）　日程第４、町長より行政報告をいたします。

町長。

（町長　太田長八君登壇）

○町長（太田長八君）　皆さん、おはようございます。

平成27年第４回議会定例会を招集申し上げたところ、議員各位には、何かとお忙しい中、御出席を賜り、厚く御礼申し上げます。

定例会の開会に当たり、御挨拶を兼ね行政諸般の報告をさせていただき、議員各位並びに町民の皆様の御理解と御協力をお願い申し上げます。

さて、国では、いわゆるアベノミクス第２ステージとして、「希望を生み出す強い経済」「夢をつむぐ子育て支援」「安心につながる社会保障」の新３本の矢により、名目ＧＤＰ500兆円を戦後最大の600兆円に引き上げること、結婚や出産等の希望が満たされることにより希望出生率1.8がかなう社会の実現、介護離職者ゼロの実現を目指し、一億総活躍社会に向けたプランの策定等に取り組んでおります。

当町におきましても、現在、東伊豆町まち・ひと・しごと創生本部におきまして、産官学金労言による有識者会議及び議会各位の御意見を伺いながら、有効な施策を取りまとめているところであり、地域の特性に即して地域課題を解決するという基本的な視点のもとで、地方創生と活力ある地域社会の維持を目指してまいります。

今後、来年１月に予定されております通常国会での動向を注視しながら、迅速な対応を図ってまいりたいと考えておりますので、御協力のほど、よろしくお願いいたします。

なお、本年度の地方創生交付金事業につきましては、地域消費喚起・生活支援型事業では、消費喚起宿泊誘客事業での割引クーポンは完売し、多子世帯生活支援事業においても、96.9％の世帯が引きかえ済みとなっております。

地方創生先行型の事業におきましても、無線ＬＡＮ機器設置推進事業では、当初の設定件数を大幅に上回る申請があり、本定例会に補正予算を計上いたしましたので、よろしく御審議をお願いいたします。

また、子宝祝い金につきましても、予算が不足する可能性も出てくる状況となっております。

先行型の事業につきましては、本年度策定する総合戦略の中で特に効果が見込まれる事業とともに、来年度以降も引き続き実施していくこととなります。

現在、平成28年度当初予算の編成時期を迎えておりますが、極めて厳しい予算編成作業になることと思われます。既に10月末には、職員に編成方針を通知し、厳しい要求基準を示したところではありますが、景気の回復が足踏み状態であることから、町税の増収は期待できないため、歳入環境は一層厳しいものになると考えております。

一方、歳出面でも、扶助費や各特別会計への繰出金、公債費の増、さらには公共施設等の老朽化に伴う維持補修経費の大幅な需要増が見込まれるなど、厳しい財政運営を継続しなければならない見通しとなっております。

しかしながら、住民の皆様に対しての行政需要は山積しております。特に、防災対策の充実、少子化対策や子育て支援の推進などの住民福祉の充実、農林漁業の振興、生活環境基盤整備、町内経済活性化対策等には積極的な対応を図らなければなりませんので、財源確保に最大限の努力を払うとともに、限られた財源の有効配分に徹するため、慎重な調整をしてまいりたいと考えております。

それでは、行政諸般の報告をさせていただきます。

10月12日に、今年で４回目となる事務事業レビューを実施し、町民の皆様にも傍聴していただく中、今年度は、職員から募った行財政改革提案から、ごみの有料化と図書館・熱川支所の統合についての２件の案件について、外部有識者に評価していただきました。

ごみの有料化につきましては、まずは減量と経費削減の努力を、図書館と熱川支所の統合については、業務内容の定義などを検討し進めるべきとの評価結果となりましたが、準備の段階から事業の目的や効果、効率的な進め方等、改めて事業を見直すよい契機となりました。今後は、この結果を真摯に受けとめ、より一層の行財政改革に取り組んでまいる所存であります。

次に、防災関係ですが、11月８日に、内閣府と共同主催による地震・津波防災訓練を稲取地区で実施いたしました。あいにくの雨にもかかわらず、津波浸水区域の住民を中心に554名の参加をいただき、一時避難場所への避難、安否確認、広域避難所となる稲取小学校体育館への避難などを実施していただきました。引き続き、稲取小学校体育館では、池上三喜子先生による講演会や稲取高校ボランティア部の生徒による実演、津波防災の日の啓蒙イベン

トなどが行われ、稲取地区以外の住民も含め、380名余りの方に聴講、参加いただきました。

11月15日、県の自主防災活動推進大会が下田市で行われ、北川区自主防災会が知事褒賞を受賞しました。区長を初めとする役員、住民の皆様の日ごろの活動が認められた結果であり、心よりお祝い申し上げます。

また、12月６日には熱川地区において、住民及び自衛隊員などが参加し、各自主防災会単位での津波避難訓練、応急救急訓練、トリアージ訓練、炊き出し訓練、アメリカ軍のヘリによる受援訓練が行われました。これら防災訓練を通じ、住民１人１人が自主的に行動がとれるよう、住民の皆様の積極的な訓練参加、家庭での防災対策の推進をお願いするものであります。

地方創生につきましては、先ほども触れましたが、国より今年度中に策定が求められている人口ビジョン及び総合戦略策定のため、過日、16歳以上の住民1,500人を対象に無作為抽出にて、結婚・出産・子育てや定住・移住等に関するアンケート調査を実施いたしました。御協力いただきました皆様、ありがとうございました。

東伊豆町まち・ひと・しごと創生本部会議において、人口ビジョンの対象期間を2040年までとし、人口の将来展望を8,406人、合計特殊出生率1.8、社会移動均衡が実現するとし、総合戦略の政策分野を「１、しごとづくり」「２、結婚・出産・子育て」「３、人の流れ・まちづくり」の３本柱にすることを決定するとともに、有識者会議及び議会全員協議会で説明し、御意見、御提言をいただいているところでございます。今後、素案を作成し、パブリックコメントによる町民の皆様からの御意見を伺い、年度内に策定する運びとなっております。

次に、賀茂地域広域連携事業につきましては、静岡県・賀茂１市５町で広域連携に向けた取り組みとして、賀茂地域広域連携会議を発足いたしました。この会議の中で、消費者生活センターの共同設置、教育委員会共同設置、税の徴収事務の共同処理、監査事務の共同化、災害時における人的・技術的支援体制の連携、地籍調査の共同実施、地域包括ケアシステム構築・運用等についての専門部会を設け、検討・協議しているところでございます。

なお、消費者生活センターの共同設置、税の徴収事務共同処理につきましては、28年４月よりスタートすることとなっております。

次に、税務関係ですが、今年度も県職員の短期派遣を依頼し、滞納整理の強化に努めました。また、11月、12月は県下一斉の滞納整理強化月間として、広報誌やポスター等による周知を行い、納税のお願いをしております。期限内に納税した方との公平性を保つため、税の滞納に対して財産調査や捜査を行い、差押などの厳しい滞納処理を実施しております。

さらには、当町で初めてとなる不動産の公売を実施したところ、全国から10件の申し込みがあり、売却し、滞納税に充てることができました。今後は、静岡地方税滞納整理機構と、28年４月より賀茂郡１市５町で税の債権整理、回収事務の共同処理を行うことにより、収納率の向上を図ってまいりたいと考えております。

また、11月11日から17日までの税を考える週間の一環として募集した税に関する作品を町民文化祭の会場及び役場ロビーに展示し、納税意識の高揚や滞納抑止に努めたところであります。御協力をいただきました児童生徒を初め、学校関係者の皆様には、改めて感謝申し上げます。

次に、住民福祉関係ですが、高齢者の方々への感謝と長寿をお祝いするため、10月３日、稲取小学校体育館において敬老会を開催いたし、354人の方が出席してくださいました。第一部の式典に続き、第二部の演芸会では、稲取幼稚園児や民生委員等による「金目の大将」の踊りや、あじさい学級生による歌体操、また、演歌歌手２名がお祝いに駆けつけ、歌の披露がされ、会場内は拍手喝采で、盛会裏に終了することができました。このような光景を拝見し、子供から高齢者まで、お互いを尊重しながら、未来への夢と希望を持って生きられる豊かなまちづくりを目指していきたいと、改めて感じた次第であります。敬老会を盛り上げていただきました皆様並びに運営に御協力をいただきました関係各位には感謝申し上げます。

10月16日は、静岡県健康福祉大会が静岡市のグランシップで開催され、長年の御功労に対する県の社会福祉協議会長表彰を４名の方が受賞されました。受賞をお喜びするとともに、御功労に対しまして感謝申し上げます。

平成27年議会第２回臨時会において、財産処分の議決をいただきました奈良本地内の土地におきましては、社会福祉法人伊豆つくし会が運営する共同生活援助施設グループホームこすもすの地鎮祭が11月５日にとり行われました。この施設整備により、障害のある方が住みなれた地域での生活を可能な限り継続できるようになり、障害者福祉サービスの一助になると考えております。

国の施策であります臨時福祉給付金の申請受け付けにつきましては、９月１日より３カ月間実施いたしました。対象になると思われる方々に、あらかじめ御案内及び申請書を送付し、申請受け付けを行ったことにより、混乱なく実施することができました。

現在、報道でも大きく取り上げられておりますマイナンバー通知カードの送付ですが、幸い当町では、11月半ばには配達が終わり、１割ほど不在等で受け取りができなかった分につきましては役場に戻ってきております。まだお手元に届かない方につきましては、住民福祉

課までお問い合わせください。

次に、健康づくり関係ですが、本年度もインフルエンザ流行の時期を迎えました。感染拡大を抑えるためには、日常生活での予防やワクチン接種を受けることが重要であります。住民の皆様方には、流行前に予防措置を講じ、感染が蔓延しないよう心がけていただきたいと思います。

健康イベント関係でありますが、10月25日に奈良本区と町の共催による奈良本ヘルシーウオークを開催したところ、ウオーキングには56人の方が、また、奈良本公民館での健康イベントには63人の方が参加されました。参加された皆様は、活力年齢測定や血糖検査等で体のチェックを行い、栄養士会による健康相談でアドバイスを受け、日ごろの健康づくりの一環として役立てていただけたことと思います。

11月15日には、町民の皆様に健康について興味を持っていただき、健康状態や生活習慣病を見直すことを目的とした第15回健康福祉ふれあい広場を保健福祉センターにおいて開催いたしました。今年も、１階には健康広場、２階には福祉ふれあい広場を設け、多くの町民の皆様に参加していただきました。準備から開催まで御協力いただきましたボランティアの皆様方には心から感謝申し上げます。

次に、建設関係ですが、今年の１月19日に人身事故が起きました国道135号北川温泉入り口付近では、現在、町道との交差点を改良する形で、下田土木事務所におきまして工事が実施されております。改良工事によって、国道の下り車両は伊東側からの左折による一方通行に、国道上り車両は熱川側からの右折となり、町道への進入口が明確化されます。改良に当たりましては、下田土木事務所の迅速な対応に感謝を申し上げるとともに、町民の皆様には、より一層の安全運転を心がけていただきたいと思います。

次に、農林水産関係ですが、来年４月のオープンに向けて準備が進む市民農園につきましては、現在、日帰り型施設の利用者を募集しているところであります。開設までの期間に必要な畑の土づくりや施設の受け入れ準備等のため、管理人の前倒し雇用に伴う人件費等、本定例会に補正予算を計上させていただいておりますので、よろしく御審議をお願いいたします。

農業振興施策では、町内の農業経営士９名の皆さんが、賀茂農林事務所の幹部職員と東伊豆町の関係者を集め開催した「10年後の東伊豆町の農業」と題する意見交換会、さらに、昨年に続き農業経営振興会で受け入れをしていただいた明治大学農学部のファームステイ事業、また、後継者部会の16名の方が県庁で農業振興担当職員と情報分析や意見交換を行うなど、

農業者の皆さんの生産現場以外での活動が活発に行われており、引き続き、町といたしましても応援してまいりたいと思っております。

次に、森林治山関係についてですが、５年間の計画で３年目を迎えた森林整備地域活動支援事業や美しい森林づくり基盤整備事業により、約57ヘクタールの人工林の除・間伐が行われ、町内各所の荒廃山林の整備や森林環境の改善、山地災害の未然防止に努めております。

次に、主要産業であります観光関係でありますが、９月までの入湯客数を見ますと48万4,610人で、前年に比べ8,478人、1.7％の減少となりました。７月申告分までは、ほぼ前年並みの実績となっておりましたが、稲取地区のＫＫＲ稲取の撤退等が主な要因として挙げられます。しかしながら、訪日外国人客の増加や宿泊単価の上昇による収益率の向上等の明るい兆しも見えつつあります。

本年５月に引き続き、伊豆半島の４市町の首長が、10月29日から11月３日まで台湾を訪れ、トップセールスを実施いたしました。今回の訪問では、伊豆半島のお土産として雛のつるし飾りを持参し、東伊豆町をＰＲすることができました。台北市内で開かれた温泉博覧会への参加とともに、台湾の交通部観光局などを訪問し、伊豆観光の魅力をＰＲするとともに、意見交換や情報交換を通じて、さらなる交流を深めることができました。

台湾の人たちの中では、伊豆半島はゴルフや温泉を楽しむエリアとして特に人気が高いことがわかり、ゴルフ日本一の町を標傍している当町にとっては大きなチャンスと捉え、インバウンド対策の一環として、ゴルフツアーの誘致を積極的に進めてまいりたいと考えております。

次に、９月26日から10月30日までは、町内６観光協会が主催となり、ムーンロード謝月祭が開催されました。稲取温泉では、食をテーマにした伊勢海老漁解禁感謝祭とおもてなし花火大会、片瀬温泉では手筒花火による炎艶火、熱川温泉では勇壮な石曳き道灌祭り、北川温泉では瀬木貴将さんによるサンポーニャとケーナの音楽ライブ、さらに、大川温泉ではトヨダ・ミュージック・サロンでのお月見コンサートがそれぞれ開催され、地域住民や観光客を魅了いたしました。

さらに、10月７日から11月15日までは、細野高原では秋のすすきイベント・知られざる絶景散歩が開催され、県内外から１万3,000人を超える来場者でにぎわいました。前年と比べ1,506人、12.8％を上回る実績が得られたことは大きな成果であり、５年目を迎えた本年は、全国紙への掲載や全国ネットのテレビ放映もされるなど、マスコミ各社にも数多く取り上げられ、大きな反響を呼びました。

なお、当イベントの開催に当たりまして、関係団体はもとより、稲取地区４町内会並びに地元入谷区民の皆様の御理解と御協力を賜りましたことに感謝を申し上げるとともに、今回の反省点を踏まえた上で、さらに地域への経済波及効果の拡大に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、商工関係ですが、リフォーム振興事業につきましては、現在までに申請件数が47件、補助金額が791万8,000円、補助対象工事費が5,336万円に上っており、多くの町民の皆様に御利用いただき、建築関連業界全体への仕事おこしや雇用面への波及効果など、町内経済の活性化に寄与しております。

今後のイベントといたしましては、12月24日に熱川温泉ではクリスマスファンタジアが開催され、さらに初春のイベントとして、稲取温泉・雛のつるし飾りまつりが開催されますが、東海汽船稲取航路の13年ぶりの復活による伊豆大島椿まつりとの相乗効果が図られ、昨年を上回る来遊客が訪れることを期待するところであります。

今後も、行政と観光協会等の諸団体が一体となって、誘客対策を講じていかなければならないと考えますので、議員各位におかれましても、新たな観光政策や事業についての御提案や御提言をいただきますよう、御協力をお願い申し上げる次第であります。

次に、消防関係ですが、10月20日、総合グラウンドにおいて、消防署と静岡県消防防災航空隊との合同訓練を実施いたしました。大規模災害等の発生時に備え、災害現場への消防隊員投入要領や傷病者の搬送手順等の確認を行い、迅速かつ効率的な救出活動が図られるよう救助技術の向上を図りました。

11月６日、町内小学校において、女性消防団員による低学年を対象にした防火教室を開催し、子供たちに火災の危険性や火災発生時の対処方法について指導を行い、防火意識の高揚を図りました。

秋季全国火災予防運動が11月９日から15日までの１週間実施されたことに伴い、消防団では、初日早朝に白田地内において、広範囲な延焼火災を想定した火災防御訓練を行い、消防力向上と分団相互の連携強化を図りました。また、消防自動車による町内パレードを行い、火災予防思想のより一層の普及を図り、火災によるとうとい命と貴重な財産の損失を防止するよう、火の用心を呼びかけました。これから火災の起こりやすい季節を迎えるに当たり、町民各位におかれましても、火災予防になお一層の御注意と御協力を賜りたいと存じます。

次に、教育関係ですが、各幼稚園、小中学校で元気に運動会が行われました。躍動する園児、児童生徒らが印象的でした。

また、10月28日から29日には、熱川小学校６年生42名が、東京方面へ修学旅行に無事に行ってまいりました。学校生活で最初の修学旅行を体験し、すばらしい思い出となったことと思います。

11月13日、町内各幼稚園年長児、３園合わせて41名の七五三のお祝いがそれぞれ行われました。我が町の将来を担う子供たちの健やかな成長を願うところであります。

10月４日、晴天に恵まれた中、1,200余名が参加し、稲取地区町民体育大会が行われました。各種目、熱のこもった競技となり、盛況のうちに終了することができました。大会開催に向けて準備に御尽力いただいた各区区長、役員を初め、関係者の皆様に厚く御礼申し上げます。

とうきゅうカップ東伊豆クロスカントリー大会2015が10月17日に行われ、1.5キロメートルのキッズランから10キロメートルの一般男女までの16種目に、幼児から高齢者、障害をお持ちの方まで1,135名にエントリーしていただきました。御協力いただいた各種団体の方々に深く感謝申し上げます。

10月31日、11月１日の２日間、稲取小学校体育館で第39回町民文化祭が開催され、すばらしい作品が数多く展示されるとともに、日ごろの練習の成果を充分に発揮した演技等の数々が披露されました。今後も、町民憲章にある「教養をたかめ、文化の香る町」づくりのため、町民の皆様の御活躍に期待いたします。

11月28日には、第31回青少年主張発表大会を開催し、小・中・高校生の12名が、地域や人とのつながりや防災、当町の未来などをテーマに、それぞれの主張を町民の皆様に発表していただきました。貴重な提言などもございましたので、今後の町政に反映できるよう、前向きに検討したいと感じたところであります。

町の将来を担う子供たちにとって、これからの学校教育環境の適正な規模や配置のあり方について方向性を示していただくことを目的に、東伊豆町学校教育環境整備委員会を立ち上げ、これまでに３回の委員会が開催され、検討を重ねている状況ですので、皆様方の御理解をお願いいたします。

次に、水道事業関係ですが、水道料４期分を前年同期と比較いたしますと、料金改定の影響で、料金調定額は17.2％の増となっております。１期分から４期分までの累計においても、15.5％の増となっております。しかし、使用水量は、ホテル・旅館や分譲地などの大口使用者を中心に大幅に減少しており、今後も経営環境の厳しい状況は続いていくと予測されます。

また、サッカー場横、花の咲く丘側で実施している水源試掘調査につきましては、11月30

日現在、深さ約152メートルまで掘削しており、90メートル以上の深さに水脈が存在していることを確認しております。今後、湧出能力を把握するため、揚水試験や水質検査を実施し、その結果に基づき、当初計画のとおり深さ300メートルまで掘削を進めていくか、掘削の深さを変更するか、判断していきたいと考えております。

最後になりましたが、師走の慌ただしい多忙な時期を迎えております。日増しに寒さも厳しくなりますので、町民並びに議員各位におかれましては、健康に十分留意されまして、ますます御活躍くださいますよう念願いたしまして、行政諸般の報告とさせていただきます。

◎日程第５　一般質問

○議長（村木　脩君）　日程第５　一般質問を行います。

持ち時間は質問、答弁を含め60分以内で、質問回数は１問につき１回目の通告分を除いて３回以内となりますので、御協力ください。

◇　飯　田　桂　司　君

○議長（村木　脩君）　７番、飯田議員の第１問、教育環境の整備についてを許します。

７番、飯田議員。

（７番　飯田桂司君登壇）

○７番（飯田桂司君）　皆さん、こんにちは。

12月に入りまして、大変せわしなくなったなという中で、町長からもお話ありましたように、予算編成、創生等の施策が大変山積みとなっておるのではないかなと思います。

そんな中、今回１問を通告してありますので、御答弁のほうをひとつよろしくお願いいたします。

教育環境の整備について。

少子化により、町内学校での教育環境を考えたとき、現状と今後について伺います。

１点目、幼・小中学校の現状。

２点目、統合問題の現状と今後について。

以上２点についてお伺いいたします。よろしくお願いします。

○議長（村木　脩君）　第１問の答弁を求めます。

町長。

○町長（太田長八君）　これにつきましては、事務的な要素が大変強いですもので、教育長より答弁いたさせますが、再質問におきまして、また当局の考えが聞きたければ、そのときは答弁させていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（村木　脩君）　教育長。

（教育長　黒田種樹君登壇）

○教育長（黒田種樹君）　おはようございます。

飯田議員の第１問、教育環境の整備については、２点からの質問ですので、順次お答えいたします。

１点目の幼・小中学校の現状についてですが、当町においても少子化に伴い、学校・園の小規模化が進行しております。

まず、幼稚園ですが、現在、大川幼稚園は５名、熱川幼稚園は47名、稲取幼稚園は65名です。中でも大川幼稚園では、全園児５名のうち、男子園児は１名といった状態です。

次に、小中学校ですが、大川小学校は児童数23名で、３・４年生と５・６年生は複式学級、熱川小学校につきましては、１年生から５年生までの各学年が１クラスといった状況です。

中学校では、稲取中学校が157名、熱川中学校が137名と、減少はしておりますが、各学年２クラスが保たれている現状です。

２点目の統合問題の現状と今後についてですが、１点目の現状を踏まえて、熱川中学校では、２年後の平成29年度入学生から各学年が１クラスとなり、その後は毎年１クラスが続く見込みです。また、９年後の平成36年度からは、町内全ての学校で全学年が１クラスとなります。さらに、中学校では、教科指導体制や部活動の活性化などの問題も懸念されております。

その将来展望から、町及び教育委員会では、文部科学省の手引書にもあるように、児童生徒は集団の中で多様な考えに触れ、認め合い、協力し合い、切磋琢磨することを通じて１人１人の資質や能力を伸ばしていくという学校本来の特質を踏まえ、幼稚園、小中学校では、一定の集団規模が確保されていることが望ましいものと考えております。

そこで、当町における学校・園の適正な規模や配置について、基本的な考え方や再編整備等、具体的な方策を検討し、方向性を示していただくことを目的に、東伊豆町学校教育環境

整備委員会を立ち上げ、教育委員会より諮問させていただきました。これまでに３回の会議を開催し、検討を重ねております。

その中で、諮問内容としては、町全体の学校・園が対象ではありますが、「当町において、まず考えなくてはならない課題を整理し、順を追って話し合いを行いましょう」との提案があり、大川地区の小規模化等の改善が挙げられ、熱川地区との統合について検討が行われております。その後、当町全体の小中学校のあり方について検討していく予定です。

以上、よろしくお願いします。

○議長（村木　脩君）　７番、飯田議員。

（７番　飯田桂司君登壇）

○７番（飯田桂司君）　答弁ありがとうございます。

今、数字と、幼・小・中についての現状についてお話をいただいたわけですけれども、今回、教育環境整備について伺うわけですが、この質問については、過去にも何回となく質問してきた経過があるわけです。そして、この後５番議員も、教育環境についての質問がされていくわけですけれども、御答弁いただいた幼・小中学校の数字等を含めた内容については、資料を私もいただく中で、変遷、中学校の部活動の内容、幼・小中学校27年度の予算、そして東伊豆町教育委員会諮問書、委員会の名簿、会議録等について、資料がここに手元にあるわけですけれども、その中でも、大川小学校の父兄さんにアンケートをとった内容についても私の手元に来ておるんです。

そんな中で、１点目の学校の現状として、中学校の部活動について、以前にもお話を伺った経過があるわけです。部活について、もう廃部となっている部活、そしてこの部活ですね。やはり、ただ単に生徒数が減った、部活の内容について、ちょっと部活ができなくなるようなところがある中で、どういう条件でなくしておるのかなと。そして、部活が廃部になるについて、小学校を卒業すると近隣の学校へと転校していく、転校するには、やはり住所を移していくわけですけれども、転校していく。こういう状況を、どのように町として、教育委員会として把握しておるのか。その点についてお聞きします。

次に、２点目の統合問題について、これもじっくりと本当に、60分ではなく、２時間も３時間もかけて聞きたいなと思うわけですけれども、やはりそれについては時間の制限がありますので、60分以内にお聞きするわけですけれども、今回までの経過について、現在、大川幼・小中学校の統合について、教育長もお話しされたように、委員会で審議をされ、協議がされていると思いますが、この委員会についても、文教厚生委員会の中でも、補正予算がな

され、承認がされて確認したわけですが、そこで、町民も含め区民の皆さんが、やはりこの経過を余りよく、父兄はともかく、先生方、教育委員会は別として、地域の方々に余り知られていない、わかっていない。

そして、これはなぜかなと私は思うわけですけれども、やはり近隣の市町が統合問題、合併問題等について問題が提起されると、新聞報道がされてくる。ああ、なるほどな、下田とか南伊豆も、やはりこういう問題が起きているんだなということで関心を持つんですけれども、我が町は何も新聞報道がされてこない。それは、町で、教育委員会でとめておるのか、それとも報道する必要がないのか、それはわかりませんけれども、今日もＩＫＣさん、ＨＩＣＡＴさんが来ております。

そして、ここでＩＫＣさんにぜひお願いしたいのは、湯河原、熱海、伊東、そして東伊豆町の放映範囲があるわけですけれども、ぜひこの問題について、時間があれば、横浜、東京、東京の品川のほうにも放映されているようです。ぜひ時間があれば、この問題について、大川小学校の同窓生もおるんです。横浜にも東京にもいるんです。飯田さん、こういう問題が起きているよ、どうなっておるんだと、新聞報道も何もされないじゃないかと、そういうお話があるわけです。御無理があろうかと思いますけれども、ぜひ、機会がありましたら報道していただきたいなと思います。

そして、これまでの経過について、ちょっと時間をいただくわけですけれども、平成22年７月13日、今から５年前、火曜日ですけれども、大川小学校にて、23年入園をされる父兄、そして校長、議員、私も参加する中で、東伊豆町学校教育環境整備委員会にて話し合いをし、９月21日に、これも火曜日ですけれども、環境委員会から中間報告が公民館にてなされたわけです。前の教育長もおったわけですけれども、やはりこのときに、公民館にいっぱいに区民の方が来られ、関心を持たれた方が来られ、説明を受け、もう既に合併をするんだよというような雰囲気でお話をいただいたんです。ところが、区民の方は、とんでもないことだよと。ただ１回だけで、３回ほどの委員会をやっておるけれども、１回だけで済ませるとはどういうことだと、大変きつい意見が出たんです。

そのときにおられた方もおろうかと思いますけれども、やはり、物事を１回や２回、３回だけで報告会を済ませ、そしてお話をする。そして、そのときに出た、そのときというよりはその後、町長から議会の中でもお話があったわけです。そのときの町長の発言をもう一度お聞かせくださいよ。どういうことで、とりあえず、大川小学校の統合についてはということでお話をされたと思います。ぜひそのときの答弁を、もう一度お聞かせ願いたいと思いま

す。

それから、環境整備について、今、教育長からお話がありましたけれども、内容について、この後も聞いていきますけれども、もう少し詳しく、委員会が３回やられておる、その内容についても、ここにもあります。この資料の中にもあります。委員の方たちが言った意見も、全部資料、私の手元に来ておりますけれども、やはり言葉として、教育長のほうから、もう一度詳しく、経過についてお話をいただきたいと思います。

２点、ひとつよろしくお願いします

○議長（村木　脩君）　町長。

○町長（太田長八君）　まず、教育環境整備委員会、この中でも、地区への説明が不十分でないかということは言われました。その中で、確かにこれは、その席で私はおわびいたしました。確かに地区に対する説明、これは不十分なもので、来年の１月12日に保護者、さらに１月19日ですか、日にちはちょっと、間違えたらごめんなさい、１月19日は区民を対象に説明会を開催いたします。これにつきましては、当局が大変失礼したことは、まずおわび申し上げたいと思います。

その中で、22年６月の大川の統合のとき、私はそのとき、大川地区の方々の意見は尊重して、この数年間、私はやりませんとはっきり言いました、その席では。しかしながら、飯田議員にわかってもらいたいのは、あくまでも子供のことを考えていただいて、私はずっと原則的に月１回現場に行っております。その中で、大川小学校を見ている段階で、今の状況を説明いたしますと、大川幼稚園は５人ですよ。さらに、その内容を見ますと、男の子が１人ですよ。こういう総数の中で、子供たちが果たして、いい環境の中で伸び伸び育っていくことができるか。そこで、私はちょっと、やっぱり考えを変えました。

やっぱり、あくまでも統合というのは、地域のことじゃないんですよ。子供のことを考えて統合する、これが基本だと考えております。やっぱり年配の方は、大川小がなくなるのは寂しいでしょう。しかしながら、将来の子供のことを考えれば、やっぱりこれは子供のことを考えてやる、これが町の施策と考えています。

だから、前回の５年前、町は、基本的には教育関係ですから、出ませんでした。しかしながら、この５年間、大川を見た限り、子供たちのことを考えれば、やっぱりある程度、今度は町が主体となって、将来の子供をどのように育てたほうがいいかということを考えたときに、そういうことになりました。２年後に大川幼稚園はゼロになるんですよ、子供たち。そのときに、大川小の子供たちは本当にいいんですか、この環境で。

その辺はまた、来年の１月になったら、地区説明会とか保護者の方々、身をもって私は説明していきたい。あくまでも地域のことではなくて、子供のことを考えて、これを考えてほしい。そういう気持ちでいますもので、その辺は御理解願いたいと思います。

あとは教育長のほうから答弁をいたさせます。

○議長（村木　脩君）　教育長。

○教育長（黒田種樹君）　御質問ありがとうございます。

まず、中学校の部活の関係で、他市へ、特に伊東市へ行くことが多いかと思いますが、そちらの学校を選択されるという、そういう子供さん、御家庭があるというお話がありました。部活動につきましては、やはり中学校では、生徒数がもとになって、生徒たちが活動できる部活動の内容、種類が限られてくる、これは現実、仕方のないことであります。

例えば、団体の競技は、それぞれの団体、チームに必要な生徒数が足りなくなれば、やはりチームとしての存続がなかなか難しいということで、当町においては、熱川中学校において女子のバスケットボール部等が活動できなくなってきたとか、そういう部活動の変遷、減少があります。それにつきまして、例えば伊東市の女子バスケット部のある学校を選択されるというようなことが実際に起きておりますが、それ以外にも野球部等の関係で、伊東市の学校を選択するというようなことも伺っています。

その辺につきましては、本当に子供たちのやりたい意欲がかなうような部活動環境があれば一番いいわけですが、やはり先ほど言いましたように、現実的な部活動を構成する人数の減少によって維持できなくなるということは、仕方がないことかなというふうには思っております。その辺は教育委員会として、子供たちのよりよい学校環境を整えていきたいというか、守っていきたいという思いはありますが、児童生徒数の減少による部活動の変遷ということは、教育委員会の考えだけではなかなかうまくいかないところがあります。それによって、子供たち、あるいは保護者の方が、違う市の学校を選択されるということは、保護者の方、その子供さんのお考えで選ばれているものかなというふうに今は思っております。

それから、新聞報道につきましては、今回の学校教育環境整備委員会の立ち上げと、それから、これまでの経緯を新聞等の報道に詳しく報道していただくという、そういうことはとっておりません。そこの辺は、いろいろ飯田議員さんの御意見にもありましたが、今何が行われているかということをきちんと多くの方に知っていただく、特に大川の課題について話し合っているということが大川の皆様に細かく伝わっていないということにつきましては、町長からありましたように、申しわけないなというふうに思っております。

ただ、私の考えとしては、この統合に関する課題・問題は、非常にデリケートな部分が多いものですから、統合のことがすごく深刻に検討されているというようなことが先に大きく報道されることによって、多くの皆様に不安とか心配を与えるきっかけになるということもあります。過去にはそういう例が、当町でもありましたし、他の市町でもありました。ですから、検討していただいて、その方向性が明らかになってきた段階で報道等にのせていただいて、理解を図っていただくということと、直接該当の地区の皆様に説明とか、いろんな話し合いをさせていただくということは当然するべきなんですが、その報道に関しては、私もこれまでの教育長経験がちょっと短いものですから、現在考えておるのは、余り先走って報道にのせることで、多くの方に不安を抱かせるという、そういう他市町であったこれまでの事例をちょっと考えながら、今回につきましてはまだ検討の途中で、明確なところまで来ておりませんので、報道にのせるということはしていなかった状態です。

それから、学校教育環境整備委員会につきましての説明等がやはり足りなかったということで、先ほど御意見をいただきました。もう少し詳しくということですので、少し説明をさせていただきます。

東伊豆町学校教育環境整備委員会につきましては、当町の東伊豆町学校教育環境整備委員会設置規則にのっとりまして、本年度７月に第１回を開催しまして、先ほど申し上げたように、これまで３回の委員会を開いております。

この委員会のあり方ですけれども、この委員会はどういうことかというと、教育委員会の諮問に応じて、学校教育の環境整備に関し、必要事項について調査・審議し、その結果を教育委員会に報告するというのが、この委員会の一番の骨子というか、内容であります。そこに、諮問の内容を前回の議会でもお話ししたかと思いますけれども、今回は、町内の全ての学校・園と教育環境整備についての方向性と具体的な御意見をいただくということで、何か委員会が今回、大川地区の統合問題に今焦点を当てておりますので、大川のことを話し合うために設置されたようなふうにとられてしまいますと、ちょっと申しわけないなと思いますので、再度お話しさせていただきますが、この委員会は町内の今後の子供たちの、児童生徒数、園児数の減少に伴って、将来この町の教育のあり方、学校や園のあり方をどのようにしていくかということの大きな方向性を検討していただきたいというものでありますので、その中で、先ほど町長からありましたように、大川地区の児童・園児数の減少が今後も進んでいくということで、まずは大川地区の問題について検討しようということで、今検討されているところです。ですから、大川幼・小のことをまず念頭に置いての委員会の立ち上げとい

うことではありませんので、そこのところは御理解いただきたいと思います。

そうしまして、この委員会の委員の方の任期は２年となっております。これは規則の中で決められておりまして、本年度、来年度検討していただくということで、委員さんは規則にのっとりまして、委員は小中学校校長及び保護者並びに学識経験を有する者の中から教育委員会が委嘱するという規則になっておりますので、現在19名の委員の方を委嘱させていただいております。それぞれ幼・小・中のＰＴＡの代表の方、それから区長の代表の方、そして小学校長、中学校長の代表の方、そして学識経験者が５名というふうに、こちらのほうで人選をさせていただきました。その辺につきましては、ぜひ御理解いただきたいと思います。

そのような経過で立ち上げた委員会であります。３回の委員会が開かれましたが、議事録も公開というか、皆さんに見ていただけるようにはなっていると思いますけれども、やはり大川の委員さんからは、これまで大川地区の中で、学校というのが果たす役割、非常に大きいものがあるということを熱くお話しいただいておりますし、それは、私も大川小学校に勤務したことがありますので、大川地区のすばらしさと大川幼稚園、大川小学校の教育の充実ぶりは私も十分理解しているつもりでおります。

そういう御意見もいただきながらも、やっぱり、先ほど答弁の最初にお答えしましたが、学校教育、園の教育は、子供たちが刺激し合い、お互いに認め合い、力をお互いに発揮し合う、そういう場の中で子供たちが育つということからすると、やはり児童数、園児数が減っていく今では、これから当町の学校と園のあり方はこのままでいいのかということをやはり検討していく必要があるということで、そういう方向性について賛同いただいている意見も、この３回の中でいただいております。

それから、大川地区のゼロ歳から小学校６年生までの保護者の皆様については、自主的にこれまで大川区内で３回話し合いを持ったというふうに聞いております。その中で、やはり自主的にですが、保護者の方向けにアンケートもそれぞれの中でされて、その回答の主な内容を前回、３回目の学校教育環境整備委員会の中で、大川地区から選出されました委員さんから報告をいただいております。ですから、今の段階では、大川のこれまで進めてきた、果たしてきた学校や園の役割、それから教育の充実、それに加えて、今後の東伊豆町の教育の学校や園のあり方、その両方が御意見として出されているものというふうに私は認識しております。

細かいところを話しますと非常に長くなりますので、すみませんがまた、そのような方向で今進んでいるということを御理解いただけたらと思います。

○議長（村木　脩君）　７番、飯田議員。

（７番　飯田桂司君登壇）

○７番（飯田桂司君）　どうも教育長、本当に詳しく説明をありがとうございます。

このような説明が、住民含め、父兄も含め、やはり必要なのかなと私は考えるわけです。子供が足りないとかじゃないんです。やはり物事を進めていく中には、１回や２回、３回、これでいいのかなと、１年でいいのかなと、そういうことなんですけれども。

１点目にまた戻りますけれども、小中学校の現状ということで、ちょっと離れたところで聞くわけですけれども、最近ここに来て、子供たちのいじめという問題が大変、新聞あるいはテレビ等で報道されてきておるなということであるわけですけれども、どうもこのいじめの問題が、過去と比べ、どうも地域、県でいえば大阪、福岡から東、北へと移動しているなと。個人的に私は、インフルエンザじゃありませんけれども、感染して移っていったのかななんて、そんなことを冗談で私は思うわけですけれども、いずれこちらのほうにも感染してくるのかなということで、私は個人的に考えておるわけですけれども。

最近、平成14年度のいじめの問題について、県が発表したわけですけれども、小学校のいじめがちょっと増えておる。件数が186件ということで、数字まで出ているわけですけれども、町の現状について、幼稚園はともかく、小中学校について、そういう問題が上がっていないのかなということで、ちょっとお聞きしたいなと思います。

次に、また統合について伺うわけですけれども、文科省が昨年、58年ぶりに公立小中学校の統廃合について見直しをし、全国自治体に知らせをしてきたわけです。統廃合を検討する際に、通学路の距離、スクールバスなど交通機関を利用する通学時間等を大幅に緩和する、近隣に統廃合する学校がなくても、より広い地域から学校を選ぶことを可能とする学校統廃合基準の見直しをしたわけです。

そういうことであるわけですけれども、思うに、やはりこれは国の指導かなと。町や市が、こんなことでなくて、やはり教員を減らし、歳出削減をもくろむ財務省、お金のほうですよね。それから、教育的な配慮から学校を再配置し、浮いた予算で教員の定数の上積みを目指す文科省、２つあるわけですよ。財務省はお金を出す、担当する文科省、この政策に伴い、やはり一番困るのは、各地域の教育現場に携わる先生方ではないかなと思うわけですけれども、やはりこれについても、現状についてちょっとお伺いしてみたいなと思います。よろしくお願いします。

○議長（村木　脩君）　飯田議員、いじめ問題については通告外になってきますので。

教育長。

○教育長（黒田種樹君）　よろしいですか、いじめについては。

○７番（飯田桂司君）　はい。

○教育長（黒田種樹君）　文科省のお話がありました。今年１月に文部科学省から、学校の環境整備についての手引というものが出まして、やはり、先ほど申し上げた私の答弁の中にあった子供たちの教育というのは、子供たちが切磋琢磨し、力を高め合っていくためには、一定の規模の学校、規模が必要であるということは、国の手引の中にも書かれているとおりであります。

その辺は、統合していくことで学校の教員数が減っていくことは、当然そういうことになるわけですが、ある面、教員が減っていくということの、現場での先生方の困り度ということについては、現在の学校数の中で必要とされている教員の配置数は、国の規則によって決まっているわけですけれども、その上に、御意見がありましたいじめの問題とか生徒指導、さまざまな子供たちの難しい課題に対応するために、国の決まっている配置数の枠以上に、加配といいまして、それ以上に配置する教員も現在いただいています。これは国の文科省の方針というか、予算の関係で国からいただいているということもあります。

その辺で、教員数が減っていけば、確かに子供たちのいろいろな教育問題、学習、それを充実させるための人手が不足していくという心配は現場にはありますので、やはり学校現場としては、できるだけ教員を増やしながら、子供の個々の課題に対応できるような、そういう学校運営の体制をつくりたいということは、やっぱり現場の願いであります。それは、私も教育現場に昨年度までおりましたので、痛切に感じておりました。

ただ、この統合についての文科省の手引に書かれていることで、学校教員を減らすという目的のために文科省がそういう話をしているかどうかにつきましては、私もちょっとそこまでは、何とも言えない立場にありますが、間違いなく子供の数が減っていったことで、その学校の子供たちは、お互いに切磋琢磨するとか、認め合う、協力し合う、競い合う、そういう場面での人的なかかわりの数、機会が減っていくことは間違いありませんので、教員数が全体に統合したことで減ることについては、別の意味で、先ほど言いました子供の個々の問題・課題に対応する意味で、教員数は減らさないでいただきたいと、国には県の教育委員会や、多分校長会とか県の教職員組合とか、いろんなところから要望が出ているはずですし、教育長もそういう要望は、いろんな機会に述べさせていただいております。その教員の充実のための教員削減をしないという方向と、この統合問題は、ちょっと一度切り離して考える

べきではないかなというふうに思っております。

もし何か御意見がありましたら、また今後よろしくお願いいたします。

○議長（村木　脩君）　町長。

○町長（太田長八君）　環境委員会、私も３回、毎回出させていただいています。そういうのでやっぱり、最初に言ったように、いろいろ考えていく中、まずは大川小のことを考えましょう、そして全体も考えましょう、これが筋だ、そういう流れです。

そういう中でやっぱり、ある程度大川小の統合のことをやりますと、意見が出ません。基本的には、町はこういう方向でいきたい。そうすると、大川地区の代表の方はやっぱり、飯田議員が言ったように、地域のことを考えてほしいと。しかし、町は子供のことを考えて、こうしてほしい、これで、なかなか意見が出ません。

そういう中で、再三言ったように、私が一番反省しなければならないことは、第２回のときに言われたことは、やっぱり保護者との話し合い、また区長から、住民の説明会を開催してほしい、これを言われました。これは本当、真摯に受けとめて、本当にこれは、大川区民の方には申しわけないと考えている中で、これは１月早々にやっていきたいという考えです。

それで、確かに子供が少ないこと、これは本当、さっき壇上で教育長が言ったように、多くの中で切磋琢磨してやっていくのが、やっぱり子供の本来の姿じゃないかと考えております。そういう中では、金のことを言っちゃいけないよと、本当、これは確かでございますが、現実問題、皆さん方に知ってもらいたいのは、当然飯田議員も、この資料はいっていると思いますよ。そういう中で、運営事業、皆さん、ちょっと聞いてもらいたいと思います。

大川小学校は、児童数20人に対して、運営事業費は決算で818万8,000円でございます。熱川小学校においては、児童数202人におきまして、運営事業費は779万円。稲取小学校におきましては、児童数272人に対しまして、運営事業費603万円でございます。

そういう中で、確かに教育はお金のことじゃない、これは確かでございます。そこで、いつも環境整備で、大川の方と私の意見の中で出る、まず第一は、やっぱり子供のことでございます。これはまず子供のこと。そういう中で、やっぱり町といたしましては、さっき言ったように、大きな数の中で切磋琢磨してのほうが子供のためにはいいんじゃないかと。

こういう中で、それで、ちょっとまたお金のことを言いますと、やっぱり大川地区の方は、お金の問題じゃないことははっきり言います。しかし、両面を考えた中で、やっぱり町としては、いろいろ考えていただいている中で、１月におきましては、そういう保護者とか、また大川区民の方には、真摯に町の考えを知らしめていきたいと、そういう考えでございます

ので、議員の皆さんも、保護者の会はともかく、大川地区の説明会にはまた出席していただければ、町としても大変ありがたいと思います。

以上です。

○議長（村木　脩君）　７番、飯田議員。

（７番　飯田桂司君登壇）

○７番（飯田桂司君）　教育長、それから町長、本当にありがとうございます。

私も何度も、いろいろなところでお話をしておるんですけれども、やはり22年９月21日に公民館で報告会を聞いた後にも、やはり個人的にも私も言ったんです。この問題については、４年か５年か後に、必ずこんな問題が起きてくるぞと。だけれども、ただ反対をするだけでは物事進まないぞということで、区民の皆様にも、父兄の皆様にも提案をしてきているんです。町長、冒頭、全てを反対しているわけじゃないんです。進め方に問題があるんです、事は。

これだけじゃないですよ。学校問題でなくても、やはり町民に理解をしていただくためには、しっかりとした提案をしていく、これが一番大事だと思うんですよ。まして子供のこと、卒業するから、俺たちの子供たちはもう６年生だから、中学校に行くから関係ないよと、俺は稲取についているから、熱川、大川の小学校なんて関係ないよと、そういうことに本当になるんです。

考えてみてくださいよ。稲取の中学校、小学校、幼稚園を熱川地区城東地区へ持ってくるとしたら、どういうことが起きますか。熱川小学校、熱川中学校を稲取に持ってくるといったら、どういうことが起きますか。子供じゃないです。地域が反対するんですよ、全て事は。ですから、こういう問題については、推進委員会を立ち上げた中で、やはりじっくりと考えていくことが私は大切だと思うんですよ。

そういうことで、ちょっと私、今回この問題について、資料を調べていく中で、ちょっと話は飛んじゃいますけれども、やはり子供のことに対して、少子化ということが大変、人口ということで問題が上がってきて、地方創生について、これから５年をめどに、各委員会がいろんなことで施策を立ち上げて、していくかと思うんですけれども、最近中国が一人っ子政策ということを、夫婦の中で２人目の子供をつくってもいいよということで、大変大きなニュースがあったわけですけれども、しかし、日本の政府がある時期、こういうことをしているわけですよ。中国が一人っ子政策をとる前、５年前ですよ。当時の厚生大臣の諮問機関、人口問題審議会が、静止人口、人口を増やすのをとめろと、目指す報告書を勧告したわけで

す。出したわけです。そして、同じ年に開催された人口会議の中で、子供は２人までという国民合意を得るように努力するという宣言をしたわけですよ、厚生大臣が。それから、それ以前からですけれども、人口は現実に減ってきておるんです。とんでもないことなんです、国のやることが、政府が。

そういうことも頭の中にどこか置いていただく中で、やはり大川小学校が、今できている学校、当初はお寺の中に仮借として学校ができ、尋常小学校としてなる中で、今142年がたった経過の中で、やはり何度も言うように、３回やそこらで、１年やそこらで学校を統合していく。これについては、やはり年配の方たちは、何だよと、寂しいなと。

やはりこういうことも、何度も言うように、子供たちのことが全て大事なんです。地域じゃないんです。ぜひこういうことも、これから大川小学校だけではないと思うんです。これから熱川、あるいは稲取小中学校についても、統合問題が審議会の中で討論されていくと思いますよ。

ぜひ教育長、本当にお願いしたいのは、やはり予算、補正予算をつけるについても、やはりお金かかるかもしれない、子供のために使ってくださいよ。ぜひお金も、予算も補正も使ってくださいよ。そして、先般、私たち担当委員会、滋賀県、それから三重県の津市のほうへと研修視察に行ってきました。すごいですよ。やはり先進地として、統合を含めた小中一貫校のことで大変進んでおりますけれども、この近隣では沼津のほうにありますけれども、やはりそういうところにも全国から視察に来ておる。これは、これからの大きな問題として、ただ単に統合するだけではない、小中一貫校ということも頭の中に入れていただく中で、ぜひ学校教育を進めていただき、この町をよりよい、住みよいまちづくりをしていただくことをお願いして、私の質問を終わります。

○議長（村木　脩君）　町長。

○町長（太田長八君）　町は教育には金をかけております。いかにも飯田議員の話は、教育費に金をかけていないようなことを感じますけれども、町は教育に金をかけていますよ。また、そういう中で、私、３回出ています。当然、小中一貫の考えも出ております。いろんな面で、いかに東伊豆町が子供たちにとってよくなるか、それを今考えているんですよ。

そういう中で、まず最初に出てきたのは、やっぱりさっき教育長が壇上で言ったように、とりあえず大川小が小さい、そういう中でやっていきたい。そういう中で今、話が出ております。それで、本当に町が一番悪かったのは、やっぱり町民に対する、大川区民に対する説明、これは本当に真摯におわび申し上げる、これは環境整備委員会の中でも言っております

し、今回も言っております。

それで、お金のこと、本当、財政が豊かであれば、ずっとやっていきたいですよ。今、運営事業を言いました。子供１人当たりに対しますと、大川は40万円ですよ。熱川は４万円ですよ。それを聞いたときに、やっぱりほかのところから考えたら、じゃ統合したら、一般の人にお金をもっとかけられる。そのほうが私は、当然、子供のことはやっぱり、お金じゃないと言いますけれども、やっぱり東伊豆町全体の子供のことを考えたならば、やっぱりそういうことを１部落にお金をかけるより、東伊豆町全体の子供に対しましてお金をかけたほうが、よっぽど町は子供たちのことを考えておりますもので、その辺も理解していただきたいと思います。

当然、環境整備などでも、収穫祭、やっぱりいいことがあります。やっぱりそれを何とか生かしたいという中で、その中に投げかけております。大川小学校のよいところは、やっぱりできるだけ残していく中で、やっぱりある程度町の事情を考えて、地区の方に説明していきますもので、その辺はまた御理解願いたいと思います。

以上です。

○議長（村木　脩君）　教育長。

○教育長（黒田種樹君）　飯田議員から、進め方が大事だというお話をいただきました。私も全くそのとおりだと考えております。

大川への説明会が、町長からありましたように、１月に計画されておりますが、それが遅くなったということにつきましては、申しわけなかったとは思いますが、丁寧にということからすると、私は、学校教育環境整備委員会の中でまず方向性を検討していただき、そして、大川の皆様に御説明が必要だなという段階になって説明会を持たせていただくということは、いきなり大川の皆様に統合のことについて御検討いただくことを直接話を持っていくよりは、私自身は丁寧に進めてきたつもりではおります。ただそれが、皆様の不安にちょっとつながったということがありましたら、おわびさせていただきます。

今後は１回ではなくて、大川の皆様と何回でも話し合いながら、大事なことを進めていきたいと思っております。よろしくお願いします。

○議長（村木　脩君）　以上で７番、飯田議員の一般質問を終結します。

この際、11時まで休憩とします。

休憩　午前１０時４８分

再開　午前１０時５９分

○議長（村木　脩君）　休憩を閉じ再開します。

◇　藤　井　廣　明　君

○議長（村木　脩君）　次に、10番、藤井議員の第１問、細野高原の利用についてを許します。

10番、藤井議員。

（１０番　藤井廣明君登壇）

○１０番（藤井廣明君）　皆さん、こんにちは。

本日は２問通告してあるんですが、本来的には細野高原に関することでございまして、１問でもいいかなと思ったんですが、質問の趣旨が全然違いますものですから、２つに分けさせていただきました。

まず、第１問は、細野高原の利用について。

これについて、細野高原に関しては、町長とかなり長いこと論争した点もありますけれども、あそこの重要性に関して、すばらしいところだというところでは一致していると思うんです。ただ、その保全方法とか利用の仕方について等々に関して、これはちょっと意見の違うところがありまして、私は、なるべく自然は自然のままに置いておいたほうがいいのではないかという意見でおりました。

最近人工的なものも、風車等々も立ったようですけれども、にもかかわらず、たくさんの方がイベントには来てくださっているという点で、これは自然の偉大さかなというふうに思っております。

その中で、我が町は観光の町ですから、たくさんの方に来ていただくのは結構なんですが、この間、９月にあるイベントが行われたということで、それに関しては、３日間行われたんですが、大きなイベントだったはずなんですが、意外と知らないという方がいらっしゃる。また、職員の方もいらっしゃるんじゃないかと思うし、また、この議場の議員の方でも、えっ、そんなことがあったのなんていう声もありましたものですから、これについては少しお伺いしたいなということで、質問とさせていただきます。

細野高原を末永く、私たちの後世、子孫に伝えていくために、ここをずっと守っていきたいという思いで今回質問するんですが、第１問に、９月に行われました音楽イベントというのはどのような催しだったのか。

それから、誰が許可をして、町はどういうふうにかかわったのか。

それから、３番目としまして、うるさかったという苦情があったのですけれども、私も耳に達しているんですけれども、それは一体どういうことで、何件ぐらいで、どういう内容だったのかということでお伺いします。

また、今後のそういった音楽イベントの開催については、どういう考えをお持ちかということに関しまして、お尋ねしたいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（村木　脩君）　第１問の答弁を求めます。

町長。

（町長　太田長八君登壇）

○町長（太田長八君）　藤井議員の第１問、細野高原の利用については、４点からの質問となっておりますので、順次お答えいたします。

まず、１点目の９月に行われた音楽イベントはどのような催しだったのかについてですが、細野高原で９月21日から23日の３日間にわたり開催された音楽イベントは、「ライフフォーススカイウォーク」という名称で、有料のイベントとして行われました。国内外から13組のアーティストが出演し、１日当たり最大260人の方が３日間にわたり参加したと聞いております。

次に、２点目の誰が許可をして、町はどうかかわったのかについてですが、細野高原の使用につきましては、主催者のライフフォースが、地主である稲取地区４町内会の承諾を得ており、町が仲介となり、ゴルフ場及びパラグライダースクールへの説明を行い、地元の入谷区には回覧で周知を図りました。

次に、３点目の、うるさかったという苦情もあったようだが、どうだったのかについてですが、町に直接苦情があったのは１件とのことです。これは、主催者が夜間の音量や終了時間について、事前の説明内容を守れなかったことが原因だと考えられます。

次に、４点目の今後の音楽イベント開催についての考えはについてですが、音楽イベントに限らず、地域振興のためには、交流人口を増やし、当町の名前と場所を１人でも多くの方に知っていただくことが重要と考えております。今後もルールを守り、真面目に取り組む意欲のあるイベントにつきましては、町として支援していく考えでおります。

○議長（村木　脩君）　10番、藤井議員。

（１０番　藤井廣明君登壇）

○１０番（藤井廣明君）　ただいまお答えいただいたんですけれども、９月21・22・23日ということで３日間行われたと、人数は260人からの参加があったというふうにお答えいただきました。

私も、今、回覧板で地元にと言ったんですが、その回覧板自体は見ていないんですよ。それは、回覧が遅かったのかどうかわかりません。それから、これは、例えばいろんなイベントがありますと、伊豆新聞等に何回かといいますか、こんなイベントがありますよという形で、１週間前とか何日前から載ったりするんですけれども、そういったこともなかったんですよ。その点で、知らない方が多かったんじゃないかというふうに思うわけです。

その辺のあれは、主催者のほうが今、周知はしたようだというふうに言っているんですが、意外とみんな知らなかったというのが事実じゃないかなと思います。

それで、幾つか問題があるかと思うんですけれども、余り周知しなかったと同時に、終わった後も伊豆新聞なり、あるいはそのほかの新聞、あるいはＨＩＣＡＴさん等々に、こういったことがありましたよということが割と報道されていない。だから、事前にも事後にも余り報道等はされていない。唯一、インターネットの画面の中で調べると多少出てくるんですけれども、そんな程度で、これ何だったんだろうと、よくわからない点があるわけです。

今回は大きく、今までとちょっと違ったイベントだったというのは、ここに写真をちょっと撮ってきたので示しているんですけれども、テント、いわゆるキャンプのような感じで、テントを何張か張っているということなわけですよ。これは、上の駐車場の１段ちょっと低いところ、あそこのところなんですが、もう一つ、このテントの群れが、下の駐車場、大きな駐車場がございますね。シャトルバスが行くところですね。あそこの駐車場の奥のほうにも、同じようにテントの群れがあるわけですよ。ですから、そういう点では、かなりの数だなというふうに圧倒された形なんですけれども、この音楽イベントに全国からたくさんの方が、先ほど町長がおっしゃるように、260人からの方が参加されたと。

その内容が、有料だというふうにおっしゃったんですけれども、インターネット等々を引きますと、薄い字で見えないものですから、ちょっと、全く同じように書き写して示したんですが、チケットインフォメーションとしまして、９月21日から23日まで、会場が賀茂郡東伊豆町稲取細野高原、アクセスのあれが載っていまして、それから料金ですけれども、これは早割、早期に申し込むと7,000円だと、８月10日までに申し込んでほしいということのよ

うでございました。それは売り切れたというふうに書いてありますね。

それから、この辺なんですが、前売りの入場券、これが１万円と。定員になり次第販売を終了する。前売りとその入場券で、１張が１万2,000円だというような内容だったようでございます。その下に、また前売りと入場券、タープ、簡易なテントですね、簡易タイプのテントのタープというのも、これはちょっと安くて１万1,000円だというようなことで、当日券だと１万3,000円だというふうにおっしゃっています。ですから、値段もなかなかいい値段だなというふうに思っていますが、皆さん音楽好きの方でいらっしゃるんでしたら、そういったこともあるのかなというふうにちょっと思ったわけですけれども。

それで、チケットの求め方なんか、インターネット上で求めるような窓口が書いてあるんですけれども、出演者は先ほどおっしゃったように16組だったというふうに案内があるようです。

こういった内容で実施されたイベントなんですけれども、先ほど言ったように、余り町民が知らなかったということと、内容的に知らなかったということと、４区が許可したということなんですけれども、今言ったように、有料でやっているという点、それからキャンプを張らせているという点で、これはちょっと、今後もこういったことがあり得るのかというふうに考えると、ちょっと問題があり過ぎるんじゃないかというふうに私は思うわけですよ。

というのは、特に直接町が許可したのではないと言いつつ、やはりこの町で行われている一切のことに関して、町は責任を持たなくちゃならないし、そういう点で、町長を初め、あるいは町の担当課の方もかかわったんじゃないかと思うんですけれども、この期間中に、町はどんなふうにかかわったのかと。それは例えば、指導であるとか、交通整理であるとか、監督に行ったとか、手伝いに行ったとか、幾つかあるんじゃないかなと思うんですけれども、その辺はちょっとお伺いしたいなと思います。

と同時に、これのやっぱりデメリットといいますか、町長も認めているように、うるさかったという苦情があったと。直接町に電話があったのは１件だというふうに言うんですけれども、そんなに広範囲、遠くまでとは思えないんですけれども、近隣の方、それから、苦情があったからって、全部が全部町に電話するとも限らないので、これは多少は広範囲にあったようでございます。

内容的には、音楽イベントですから、音響を発するのは当たり前なんですけれども、非常に大きなスピーカーを備えまして、穏やかな、そういうクラシックであるとかムード歌謡みたいなものではないわけで、非常にラップ調といいますか、音楽は色彩と違うけれども、サ

イケデリックな音楽と。好き嫌いはあるでしょうけれども、私どもにはちょっと、うわっ、すごいなという、テンポの速い音楽だったんですね、実際。その音楽が、これは時間が夜10時を過ぎても聞こえていたよというようなことなので、やはりちょっとこれは、大音量のものが、そういったことでいいのかなというふうに考えるわけです。それに対しては、どんなふうに対処されたのか伺っておきたいと思います。

また、ここに幾つかの出店があったようですけれども、お店があったんですよね。その中で、店の名前もネット上にも書いてありますけれども、総合ガイドの中に、スカイウォークバーという形で、ワイン、ビア、テキーラほかなんていうふうに書いてございます。それから、別なお店も何店か出まして、コーヒー屋さんとかグリル、それからスイーツのお店、蜂蜜を売っているところ、それから、マッサージでしょうか、リフレクソロジーなんていうふうな文字も見えますというような内容で、町の人たちのかかわりといいますか、そういう出店とか何か等々は呼びかけがあったのかないのか。その辺も承っておきたいなというふうに思います。

ちょっと長くなりますけれども、もう一つ、１点、向こうのこれは案内の中にあるので、ちょっと見過ごせないなと思うのは、土のサイトでは、たき火台やバーベキューコンロなど、適切な器具を使って火をたけるので、自炊することも可能ですというふうに書いてあるわけですね。もちろん、たき火一般を禁止するんじゃなくて、そういうふうにブレーキをかけながら使っているわけですけれども、その辺も町は承知していたのかどうかということですね。

それから、これだけの人が来ると、やはり水の問題なんかもあったんじゃないかと思うんですけれども、火と同時に水の問題等でも、町はどんなふうに対応されたのかどうかということもちょっと承っておきたいなというふうに思いますので、ひとつよろしくお願いいたします。

○議長（村木　脩君）　町長。

○町長（太田長八君）　このライフフォースの音楽イベント、すみません、私、ちょうど開催した21から23日、世界のジオパークがあったので鳥取に行っていましたもので、現実にこのキャンプ場を見ておりません。それが現実でございます。そういう中で、事務的なことは職員が述べます。

この話があったときに、まず、これはもう、基本的には４区町内会長の持ち物ですから、まず４区町内会の皆さん方の承諾がなければ、このイベントはできませんよということを言いました。その中で、壇上で言ったように、４区町内会の会長さん、これがオーケーを出し

たと私は認識しております。

そういう中で、町が一応その中で、ゴルフ場及びパラグライダースクールへの説明、これは仲介してやった、今、回覧板はこのとおり、藤井議員は見ませんでしたが、一応このような感じで回覧板は回っておりますもので、その辺は御理解願いたいと思います。

そういう中で、帰ってきまして、多少、ある程度クレームがあったということは聞きました。そういう中で、音楽の問題と、多少近隣の、ちょっと細野高原を使っているところからも、２点ぐらい私は、クレームがあったことは聞いております。その中で言ったように、やっぱり、最小限ルールを守らないということはいかがなものかと思いますもので、ルールを守らないということは大人として最低のことですから、たしか９時ごろですか、ちょっと、また時間的にはわかりませんけれども、何しろ最終時間を越してやったということを聞きましたもので、それはいかんですから、これは厳しく指導しなければいけないということは考えております。

そういう中で、たき火とかガスコンロ、この辺はちょっと、自分もわかりません、それは町内会がどのようなことで出したかというのは、その辺はまた確認していきたいと考えております。

そういう中で、今後のことですが、やっぱり細野高原、これを活用していく、これからの運営費とか、山焼きとか、いろんな問題も出てきますもので、そういう中でやっぱり、できるだけこういう、言ったように町といたしましては、いろいろ、このことをやることによって、全国的に発信していただければ大変ありがたいと考えておりますもので、これはあくまでも４区町内会の所有物でございますけれども、町といたしましては支援していきたい、そういう考えでございますもので、御理解願いたいと思います。

あとは、事務的なことはちょっと、課長より答弁させますので、よろしくお願いします。

○議長（村木　脩君）　観光商工課長。

○観光商工課長（梅原裕一君）　それでは、お尋ねの件につきまして、非常に多岐にわたっておりますので、答弁漏れがございましたら御指摘いただきたいというふうに思っております。

まずは、細野高原の利活用ということで、御案内のとおり、細野高原は非常に、秋のすすきイベント、それから春先の、いわゆる山菜狩りということで、２つの大きなイベントで活用しておりますけれども、細野高原は、本当に私ども町にとっては、数少ない観光スポットの中でも、本当に今後、観光に生かしていかなければならないというふうな形で、その２つのイベント以外に、今後どう生かせるかということの模索も一つにありまして、その中で、

今回初めての試みということで、近隣の町の方からのちょっと紹介もあった関係で、その方がライフフォースという方で、もう20年以上にわたって、日本全国、この音楽イベントを開催している方で、非常に実績も積まれているということで、そういった紹介もありました。

そんな中で準備を進めておりまして、まず細野高原の活用については、財産区のほうで、稲取４区のほうで制定したものを見まして、貴重な自然環境を守り、草原を生かし、もって地域振興を図ることを目的とするというふうなことで、これについては財産区のほうと、この辺のイベントの内容等々を主催者側と一緒に説明をさせていただいた中で、一応オーケーというふうな形で承諾をしたのは、あくまでも財産区のほうが地主ということで、町のほうはその仲介という形でやらせていただいた内容でございます。

ただし、これは、管理規則の中では、協力金が１人20円というふうな形になっておりますけれども、これは交渉させていただいた中で、細野高原に15万円の支払いをしていただくということで、それをライフフォースが支払いをした上で借りるというふうな形なものですから、今回町としても、初めての試みということで、協賛でも後援でも、共催という形では一切名は連ねておりませんので、初めての試みということで、新聞のほうにも、雑誌等々にも掲載は、主催者の意向があるものですから、町としてはその辺は、どういったものかということで、開催する前、後においても、そういった形で、働きかけは今回はしなかったというふうなことでございます。

インターネットで、その辺の内容について、詳しく料金等も掲載されておりますけれども、あくまでもこれは、主催者側のイベントという形で進んできたものでございます。

それから、有料について問題はないかということで、これについては、この場所をお貸しした中で運営を図るということで、もうけを目的としてやっているイベントではないですね。ほとんど赤字に近いというのは、このアーティストも、ヨーロッパ、アメリカのほうから、国内も含めて13人を招いているということで、非常にお金もかかっているということで、それについては、本当に赤字となるんじゃないかということで、心配もしておりましたところでございます。

それで、出店とかそういう、地元を使わないかということで、私どものほうでも、このイベントの中で出店をされるについては、ぜひとも地元に声をかけて、地域にお金を落とす仕組みをつくってほしいということで、働きかけはさせていただきました。ですので、当然、コーヒーを売ったりとか、それから、隣の下田市ですけれども、そちらのほうからも、よくうちのイベントにも参加していただく、ハンバーグなんかを売っているところも入ってお り

ますし、それから、お酒の仕入れについては、全て地元で仕入れていただくというふうな、そういった形の協力もお願いしまして、それを受け入れていただいております。

それから、内容については、テクノ音楽ということで、ちょっと若い人に非常に受けるような音楽なんですね。そんなことで、夜遅くまでその辺が、音が出ていたんじゃないかということで、それにつきましては、観光課のほうの職員も、初日は５名、それから、２日目、３日目については３名の職員が、直接そのイベントにかかわったのではなくて、何か問題が起きたときに対応するために、私どものほうでずっと見守っているような形でおりました。

それから、水につきましては、細野高原には水道が引かれておりませんので、町の給水車をそこへ置いて、水を使っていただくというふうな形で、雑排水については、トイレ横の水を使っていただくというふうな形で指導させていただいております。

それから、直火を使っているのではないかということで、ネット上ではそういう形のものが出ておりましたけれども、これは私どものほうで確認させていただいて、全てアウトドアに必要な、そういった火を扱うというふうな形で、私もずっと中を見させていただいた中で、そういった、じかに炭を使って、直火でやっているというところはありませんでしたので、その辺の注意はなしで、その辺のアウトドアについては、火を使うことに関しては、管理規則の中では認められておりませんけれども、今回特例ということで、これについては、財産区、４区のほうの委員長のほうの了解をいただいた中で、そういった限定の形で使わせていただくというふうな形で了解をいただいております。

それから、遅い時間まで音が出ていたということに関しては、今回については、海外から来たアーティストがいて、非常に多くのお客さんが本当に感動していたということで、それから、音楽機器がちょっと故障を起こしまして、そういった問題があって、ちょっと一時使えなかった部分があって、その辺も含めて、10時ごろまで延びてしまったということで、それに対しては、非常に私どものほうも注意をしております。

１点だけ、近隣の別荘の住民の方からそういった苦情があったことに関しては、私どもの担当の職員も一緒に話をした中で、その方については、そもそも細野高原のススキに人が来ること自体を反対しているというふうな意見もおっしゃられましたので、非常にその辺についても、町のほうからも謝罪とともに、その辺、今回時間が守れなかったということに対しては、大変申しわけないということで、謝罪をさせていただいたところでございます。

それから、音の関係につきましては、シルバーウイークということで、ゴルフ場のほうにも何度も足を運んで、お客様のそういった、ゴルフ場はほとんどお客さんがいっぱいでした

ので、その辺が一応心配だったものですから、いろいろ回ってみたときに、音はそこまでは聞こえていなかった。ただし、非常に山の７番、８番近くを通っているということで、その辺も聞いた中では、お客様からの苦情はなかったということで、イベントの前後もお話しに行ったんですけれども、その辺も全く、ほとんどないというふうなお話をいただいております。

それから、いろいろ音の関係で、入谷の横ケ坂さんのところの地点ですとか、あるいは清掃センター近くに旅館がありますので、そういった形のところまで音が達していないかどうかというのも、私自身が行きまして、全く音は出ていないということで、今回、アザミケ原さんのところで、その永住の方については、非常にちょっと御迷惑をおかけしたということで、これは本当に申しわけないなということで、指導不足ということで謝罪をさせていただいたところでございます。

以上でございます。

○議長（村木　脩君）　町長。

○町長（太田長八君）　補足で、たき火と書いてありましたんですが、それ、私は知りませんでした。やっぱりたき火となると、山火事の関係がありますもので、たき火となると、やっぱりいかがなものかと思っております。ただ、アウトドア的な、そういうガスコンロを使ったとなれば、それはアウトドアやっていますから、これはあくまで４区の考えですから、町としては、そのぐらいはかと思います、たき火はいかがなものかと思いますもので、それはやっぱり山火事の危険性がありますもので、来年やるかどうかわかりませんけれども、その辺は指導していきたいと考えております。

以上です。

○議長（村木　脩君）　10番、藤井議員。

（１０番　藤井廣明君登壇）

○１０番（藤井廣明君）　これは、今町長がお答えいただいたたき火の件に関しては、相手の名誉のために言っておきますと、たき火台というふうになっております。たき火台と、それからバーベキューのところなど、そこの適切な器具を使って火をたけるというふうに言っておりますので、その点はちょっと訂正させていただきたいと思います。

それで、ただ、火を使ったということは事実、あるいは使えるというふうに言っておりますので、これは今課長がお答えのように、本来はいけないけれども、特例だというふうに言ったと思うんですよ。これは、そうですね、キャンプなんていうと、本当にたき火みたいな

ものがつきものみたいな気がするので、キャンプ一帯が悪いというんじゃなくて、あそこにもお子さんの姿が写っているように、これ、翻って考えると、自分たちも子供を連れて、キャンプなんかをあちこちでしたななんていうふうに思いますと、非常にアウトドアに関しては、私は一概に敵視するものではないんですよ。ただ、今言ったように、火をたく等々、あるいは音を遅くまで出す等々に関しては、やはりこれはもう少し、町としてきちんとした対応をすべきではないかというふうに思うわけですよ。

それから、お酒なんかも持ち込んでいるということで、飲むなとまでは言えないまでも、そういったものが、地元からとったというふうなことでいいのかどうか。

それから、初めから時間は10時と、一応はこれ、うたっているんですけれども……そうなんですよ。これ、日程で、総合案内の中に、メーンフロアは22時までプレーします。その後はダイニングテントで、少し音を下げて、深夜までパーティーが続きますと。午前３時ごろには音がとまりますというふうに、この総合案内で言っているわけですよ、インターネット上でもね。

ですから、そういうようなつもりで、大きなメーン会場での音はやめるけれども、その後、音は続きますと言っているわけですから、若い人たちがアルコールも入り、盛り上がれば、かなりの音もあったのかなと。こういうことに関しては、やはり10時なら10時ということで一定程度の規制というか、しないと、現実に苦情等々になりますので、まずいんじゃないかというふうに思います。

それから、これは、町のかかわりというのは、協賛も支援も何も、特にしているわけじゃないと。４区がオーケーを出して、ただ、町は初日３人、あと２人、次の日は２名、それから、町の給水車で水を供給したと。タンク車が確かに来ていたと思うんですが、そういう形でかかわっているわけですけれども、私は許可したとか何かだけじゃなくて、そういうふうな、町の職員がこういったイベントにやはり出るということに関して、一般に関しても、ちょっと考えたほうがいいんじゃないかというふうに思うんですよ。

当然、日曜日なり祭日なり、こうやってお出になるには、それなりの町の経費もかかるでしょうし、当然、イベントと町職員とのかかわりというふうなものは、僕は、必ずしも出ればいいというものじゃないと思うんですよ。なるべくこれは、本来は自主的に、その主催者なり、あるいは責任を持った４区財産区なりに任せるというようなあり方はとれないのかなというふうに一つは思っていますので、単に許可した、しないという以前に、その問題はあるだろうというふうに思います。

それから、火に関して、やっぱりちょっと、冒頭言ったんですが、特例を認めてしまったみたいなことなんですが、これは静岡県の生活環境の保全等に関する条例第100条なんかで、かなり厳しく規制しているわけです、屋外で火をたくことに関して。これ自体は、本来的には環境保全等で、ごみ焼却等に関しての、こういうものを燃やしちゃいけない、これはいいとか、あるいは催し事の中でも、例えば昔からやっている神事でのたき火とか、そういったものはいいとかというふうに言っているわけですけれども、条例では、ただし、廃棄物以外のものの燃焼についても制限しているわけで、こういうことに関してあっさりと、やはり条例にもあり、また、町の細野高原の使用規定等々にもあるのを、今回は特例だというふうに認めちゃうと、それはどういう基準でそれを認めたのかということになりますので、これは非常に、条例を簡単に特例だというふうに認めるものではないのではないかというふうに私は考えますので、その点、もう少し明確な基準が必要だろうというふうに思います。

それから、やっぱりちょっと危惧するのは、これは終わった後に、近所の方といいますか、これはパラグライダーさんのほうでしょうか、そのほうに挨拶に来ているわけです。ごらんになったと思うんですけれども、ちょっとアウトラインを読ませていただきますと、先般大変な時候にお世話おかけいたしました。おかげさまで、大きな赤字も出さずに、好評のうちに催事を終えることができました。天候にも恵まれ、参加者数も上々で、会場の評判は大変によいものになりました。東伊豆町役場とフライトハウスの御理解と御協力をいただいたおかげでの文化的催事との評価を得て、私たちもうれしく思っております。また御縁がございましたら、どうぞ御協力賜りますよう、よろしく申し上げますというふうに、あと、あるいはインターネット上でも、またやりたいといったことをおっしゃっているわけで、またここには、赤字にはならなかったみたいなことを言っているわけで、裏返すと、普通こんなことは文面に書かないから、相当黒字になったのではないかななんて、ちょっとこれは、町長は首をひねっていますけれども。いいですよ、別に赤字を出せと言っているわけでもないし。

ただ、そういう点で、かなり利益があったにもかかわらず、町には一体どういう協力方があるのかという、協力方も、やはり今後検討されたほうがいいんじゃないかと思うんです。その辺のことをお伺いしたいと思いますので、よろしく。

○議長（村木　脩君）　町長。

○町長（太田長八君）　本当、まず火に関しては、今、今回は特例を認めたという中で、やっぱりたき火とかそういうのは、やっぱりこれからは、その中で、今回は認めたという中ですけれども、来年やるとしましたら、たき火というのは、やっぱり山火事の、イメージ的にも

あるじゃないですか。大きな火が出るというような感じがするもので、やっぱり山火事の危険性がありますもので、たき火に関しましてはやっぱり、町は協力をしておりますもので、もし相談がありましたならば、その方向はいかがか、これはだめですとはっきり言うつもりでおります、次回は。

しかし、キャンプファイヤーなんかやると、やっぱり卓上のコンロ、あれは通常なもので、その辺は町として、ある程度いいじゃないかとは考えておりますけれども、基本的には４区の町内会長がいかに判断することだと町は考えております。４区の町内会長さんが、いや、やっぱりまずいよと言えば、これは幾ら町が言ったとしても、あくまでも４区の町内会さんの理解がなければできないことなもので、これは当然、あくまでも４区の町内会さんの意思を最大限に尊重した中でやっていきたい。

やっぱり活用ということは、覚書があります。一応、財産区と振興会さんと町が、細野高原の貴重な自然環境の保全と、さらに草原の適正な利活用とも書いてありますもので、これがうまく整合性がとれた中で、細野高原が活用できて、お互いよくなればと考えておりますもので、その辺はまた、藤井議員もよろしくお願いします。

たき火に関しましては、基本的には町は反対でございますもので、今回は特例として認めましたけれども、次回からはこれは絶対させない、そういう方向でやっていきたいと考えております。

さらに、パラグライダーの件、これ一つ、ちょっと苦情と言いましたが、来たのはやっぱりその辺の交通の仕方で、パラグライダーさんの方にもちょっと腹立ちを与えたということを聞きましたもので、その辺は町としても、ある程度そういう後方支援しておりますもので、ちょっと不愉快な思いをさせて申しわけありませんでしたと、私は一応、パラグライダーの方には言っております。

それで、やっぱり町としては、基本的には細野高原を利活用した中で、当然、細野の環境、自然を守った中で全国的に発信して、さらに、ある程度収入を得た中でやっていただく。そうすれば、財産区の方々も大変よいと町は考えております。いろいろ町のほうの、財産区とかも、いろんな面で費用がかかっていますもので、費用の一端になれば、町としても大変ありがたいと思いますもので、今後はルールを守った中で、やっぱり、さっき言ったように支援していきたい、そういう考えでございますもので、御理解願いたいと思います。

当然イベント、今回初めてのイベントで、何人か、やっぱり後方支援しているもので、何かあったらという中で、私、ちょうど鳥取に行っていましたので、職員のほうが自主的に、

一応３日間出ていたということで、基本的には出さないというのが現状です。５月の連休にやったレインボーディスコ、当日は職員を出しておりませんもので、基本的には職員は出さない、そういう方向で町はいきたい、そういう考えでございますもので、御理解願いたいと思います。

以上です。

○１０番（藤井廣明君）　ちょっと答弁漏れといいますか、ちょっとお伺いしておきたいんですけれども、いいですか、議長。

○議長（村木　脩君）　はい、どうぞ。

○１０番（藤井廣明君）　今回キャンプを張ったということが、ちょっと今までとは、ユニークなイベントのあり方かなと。２泊３日、３日間いらっしゃったわけですけれども、その点は今後、もし認めるとすれば、キャンプ等々も認めるんですか。

今、伊豆半島一円は、ほとんど認めていないんですよ。これに関してどうかということを冒頭質問したと思うので、ひとつよろしくお願いします。

○議長（村木　脩君）　明確な基準というところで。

観光商工課長。

○観光商工課長（梅原裕一君）　私どもの町でキャンプ禁止区域は、白田川の河口周辺のみがキャンプ禁止区域というふうな形で、法律では定められております。ほかについては別段定められておりません。

それから、先ほど火気の関係につきまして、ちょっと、これについては、出店の絡みもありましたものですから、消防署のほうの指導を受けまして、消火器等の設置もされております。

以上でございます。

○議長（村木　脩君）　よろしいですか。

町長。

○町長（太田長八君）　町の姿勢といたしましては、やっぱり今言ったように、キャンプの禁止区域が白田区域で、ほかはキャンプ禁止区域じゃないという中で、やっぱりレインボーディスコのときも、クロスカントリーコースでテントを張りましたよね。そういう意味では、基本的には、環境の保全、著しく破壊しなければ、町はキャンプは、禁止区域以外は一応、ある程度認める方向でやっていきたい、そういう考えということで御理解いただきたい。

○議長（村木　脩君）　よろしいですか。

○１０番（藤井廣明君）　はい。

○議長（村木　脩君）　次、２問目。

○１０番（藤井廣明君）　今、答弁漏れていたのが３問としますので、いいです。

○議長（村木　脩君）　いいですか。もう１回できます。

○１０番（藤井廣明君）　第２問。

○議長（村木　脩君）　２問でいいですか。

○１０番（藤井廣明君）　はい。

○議長（村木　脩君）　次に、第２問、ススキのイベントについてを許します。

10番、藤井議員。

（１０番　藤井廣明君登壇）

○１０番（藤井廣明君）　これも引き続き、細野関連なんですけれども、これは町の観光協会が行いましたススキのイベントについてです。先ほどのイベントと、また全然性格も何も違いますので、こんがらがるといけないので、あえて分けました。

ここの細野高原に関しましては、冒頭も申したように、非常に町にとっての、いわば観光資源として残されたすばらしい場所じゃないかということで、その点に関しては町長とも意見は一致しているんですけれども、残念ながら人工的なものも設置されてしまったと。にもかかわらず、今回で５回になるわけですけれども、やっぱり毎年行われる中で、たくさんの人が来てくださっているという点では、自然の偉大さかなというふうに、私もうれしく思っている点はあります。

その中で、今回５年目を迎えた細野高原のすすきイベントについては、町の全体の中に占める観光の位置に占める割合といいますか、その位置が、非常に重要になってきているのじゃないかというふうに思うわけですよ。

そこで、以下の点について伺うんですけれども、今年の成果、それから、どういった特徴があったかということを伺っておきたいと思います。

それから、有料化されて今年は３年目ですかね、さらに100円アップして600円になったというふうに伺っているんですけれども、その点での何か問題はなかったかどうか。

それから、ススキの保全、これに関しては、山全体の保全にはもちろんなるんですけれども、私が見るところ、ちょっとススキも少なくなってきているんじゃないかというふうに私の感想がありますので、その保全をどうするかと。

それから、交通渋滞も、今年も全くなかったわけではなくて、地元の方からも多少の苦情

もありましたし、それから、私自身も行ったときに、何かちょっと、余りうまくいっていないなというような点もありましたので、この点についても伺っておきます。

また、すすきイベントをやることによって、本来的には町の観光全体に潤うような形の存在であるといいんですが、それが宿泊とか物販など、観光業に結びつくような形で、町なかへ誘客策はとられているかどうかに関してお尋ねしたいなというふうに思います。よろしくお願いいたします。

○議長（村木　脩君）　町長。

（町長　太田長八君登壇）

○町長（太田長八君）　藤井議員の第２問、ススキのイベントについては、５点からの質問となっておりますので、順次お答えいたします。

１点目の成果と今年の特徴はについてですが、今年の細野高原すすきイベントは、10月７日から11月15日までの40日間の日程で実施され、そのうち５日間が天候不順により中止となりましたが、昨年と比べると天候に恵まれたこともあり、入山者数は１万3,226人と、昨年と比べ1,506人の増加となりました。特に県外からの来場者の割合が大幅に増えたことで、伊豆半島の秋の一大イベントとして着々と浸透しつつあります。

また、今年のイベントでは、新たにスタンプラリーや陶芸の体験教室、稲取高校吹奏楽部の演奏、ミニコンサート、餅まきなどが行われ、入山者の皆様に喜んでいただけたものと考えております。

次に、２点目の有料化の問題点はについてですが、細野高原の入山料につきましては、環境保全のため、平成25年度から負担していただいておりますが、入山者数は順調に伸びて、増加しております。

また、今年実施したアンケート調査では、2,195人中「不満」もしくは「やや不満」と回答した人はわずか26人で1.2％という結果から、有料化につきましては来遊客の皆様に御理解をいただけたものと受けとめ、特に問題はないと考えております。

次に、３点目のススキの保全をどうするかについてですが、ススキの保全につきましては、稲取地区４町内会の皆様の御尽力により実施しているものでありますが、毎年山焼きを継続して行うことが不可欠であるため、町といたしましても引き続きお願いするところであります。

次に、４点目の交通渋滞対策はについてですが、今年のすすきイベントにつきましては、昨年までの状況を勘案しまして、交通整理員を２名減らすことで経費の削減をいたしました

が、普通乗用車同士のすれ違いでは大きな問題はなかったようです。しかし、路線バスとのすれ違いはスムーズにいかず、立ち往生するケースが発生したとのことです。経費の問題はありますが、お客様の安全が第一だと思いますので、来年度の開催に向けての検討課題だと認識しております。

次に、５点目の宿泊や物販など観光業に結びつく町なかへの誘客策はについてですが、まず重要なのは、交流人口を増やしまして、当町の認知度を向上させることだと考えております。すすきイベントは大きな成果を上げておりますが、地元の入谷区からの要望や路線バスとのすれ違いの問題もあり、細野高原からの帰路につきましては、中ノ平からゴルフ場方面の来遊客を誘導しているため、町なかへの経済波及効果という面では物足りないものを感じております。

今年のイベントでは、町の観光協会が入山受け付けの際、町内の飲食店の地図を配付したほか、旅行会社の提案によりまして、特定のプランで宿泊した入山客に町内の飲食店で使用できる割引券を配付したり、旅館によっては、宿泊客の入山料を負担するサービスを行うなどの取り組みも見られるようになっております。

今年で５回目を迎えまして、１万3,000人を超えるお客様が細野高原を訪れるまでになりました。それぞれの飲食店や宿泊施設の皆様には、今後も町内での消費に結びつける方策につきましては、積極的に検討していただきたいと考えております。

○議長（村木　脩君）　10番、藤井議員。

（１０番　藤井廣明君登壇）

○１０番（藤井廣明君）　ありがとうございます。

お答えいただいたんですけれども、先ほど行政報告の中でも、今年は12.8％の増加であったというふうに高らかに町長はおっしゃっているわけですよ。これに関しては、よかったなというのが正直な気持ちでございますけれども、ただ幾つか、やっぱり問題あるなと。

これは私、３年前ほどにも１回、このすすきイベントに関して、ちょっとお尋ねした経過もございますけれども、そのころはまだ始まったばかりで、どうなるかなと。ところが、意外とまあまあ来てくれたなということで、よかったというようなお答えだったなというふうに思っております。

それからまた、今回３年たって、まだいろんな課題がなかなか解決されていないと。満足度は確かにあるから、伸びてはいるんだろうと思うんですけれども、どうですかね、交通渋滞一つとっても、何かこんなの単純なんじゃないかと思うんですけれども、なかなかそれが

解決しないでいる。大きな渋滞はなかったとか、あるいは事故とかなかったのは幸いにしても、やはり自分も行ってわかるんですけれども、ガードマンの方がとめる。そして、とめて、何台かとまっているんですけれども、いつまでたってもゴーサインが出ない。そうすると、中で待っている方、これはトラックの方なんかがさっとおりていってしまう。そうすると、何か先で渋滞しているのかな、なかなか来ないなということで、みんないらいらが募るというような場合があったんですよ。自分の体験からもそうだし、今町長がおっしゃるように、バスとのすれ違いなんかがうまくいかなかったなんていうふうなことは、地元の人もそうだし、観光に見えた方も、やっぱりちょっとこれは、もう少しうまくやっていただきたいなと。

例えば、ガードマンの方はトランシーバーなんかで、やりとりを余りしていなかったですよ。私が見た範囲では、トランシーバーはなくて、赤い停止棒は持っているんですけれども。そうすると、下から上がってきちゃっているのに行っちゃった、あれどうなるんだろう、どこで退避するんだろうと。退避場所はところどころにあるんですけれども、やはりバスの行く時間というのはある程度わかっているわけですから、これに関しては、今行くよという形で両方とめるとか、その区間をとめるとかいうふうな、いわば簡単な問題じゃないかななんていうふうに思うんですけれども、それがまだなされていない。ガードマンの人数は増やしたというんですけれども、その辺がやはり残っているということです。

それから、町なかへの誘客策としまして、これはなかなかイベントにつながる、実際上、宿泊なんかが余り増えていないんじゃないかという気がするわけですよ。その点に関しては、県外と、それから県内の人口といいますか、県外が大幅に増えたと町長はおっしゃいましたけれども、それはどのくらいの人数なのか、内容ですね。できれば、それが宿泊に結びついたのかどうかも、本当は調査していただきたいなと思うんですが、それがあれば、また出していただきたいなというふうに思うんですけれども。

そんなふうに、ちょっと、これは本当に大きなイベントに育てていきたいなというふうに私も思っております。例えば、春は河津の桜まつり、秋は、これはお返しじゃないですけれども、また稲取でススキを中心としたそういったイベントを開いて、伊豆一円、あるいは全国からたくさんの人が来てくれるというふうにするのが、本当は理想ではないかと思うんです。いつも河津の桜まつり、何となく、おんぶにだっこみたいな感じで言われたりしますし、ちょっと誘客がそのほか弱いのではないかと。もちろんいろんな努力、雛のつるし飾りを初め、やっております。にもかかわらず、やはり、まだまだちょっと弱いところがある。それから考えますと、これはやはり一大イベントにして、秋のこの期間は、初秋の旅情を誘う非

常にいいイベントだよと。春は河津の桜、秋は稲取のススキというような形にキャンペーンを持っていけないかというふうに私は考えております。

中で、宣伝もいっぱい行き届いて、たくさん来てくださったという中で、12.8%増えたという中で、ただ今年は、電車の広告なんかがちょっと少なかったのじゃないかななんていうふうに思うんですよね。去年とかおととしは、電車に乗りますと、全面広告といいますか、ちょっとやり過ぎじゃないかと思うくらい圧倒した面があるんですけれども、そういうものが今回ちょっと少なかったので、その辺、広告費の比重といいますか、バランスはどんなふうにされたのかということですね。

それから、先ほどおっしゃいました、観光協会のほうで600円取っているということなんですけれども、これに関しては、にもかかわらずこれだけ来ているということで、それは問題がないといえば問題ないんですけれども、例えば箱根の仙石原等は一銭も取っていないし、それで600円というのは、本来的には、例えば駐車場とか何かで取るのは、ある程度わかると。だけれども、自然の中に入るのに金かかるのかよというのも、ちょっと抵抗ある人もあるわけですよ。その辺のあり方をちょっと考えてもいいんじゃないかと。

それから、もう一つは、団体ですから、もちろん中はどういうふうに使うのか、町では言えない点もありますけれども、ただ、補助をしているわけですから、町も大きくまたかかわっているわけですから、その中での600円の、それから、１万3,226人の使われ方なんかに関しても、もう少し町もちょっと目を光らせたり、あるいは指導したりされて、あのイベントをもっと盛大にやったり、それから、永続していくような方向で指導されてはいかがかなというふうに思っております。その辺についてはいかがでしょうか。お願いいたします。

○議長（村木　脩君）　町長。

○町長（太田長八君）　まず、細野高原の活用、これは本当に町といたしましても、春は桜の河津、秋は細野高原のススキ、これは、そういう方向で町はやっていきたいと考えております。それに相当、首長の中で、市長、町長の中でも、各ほかの町の。細野高原のことも、いいねなんて結構言ってくれております。そういう中で、藤井議員の考えと全く同じでございますもので、町といたしましても、細野高原を使った中で活用していく。

本当、自分も桜だけおんぶにして、伊豆全体がいかがなものかと考えておりますもので、春は桜、秋はススキ、そしてまた、夏、冬はどこか、そういう中で、四季を通じた中で伊豆半島をめぐるのが一番だと考えておりますもので、そういう方向でやっていきたいと考えております。

さらに、ガードマンに関しては、本当、これは藤井議員と私、全く考えは同じでございます。基本的には、私も今回そういう場面に遭遇いたしました。やっぱり待っている方たちは、どのぐらい待っていればいいのかという、そういうこともありますもので、トランシーバーを私も今回やっていないことは確認いたしましたので、その辺は反省会の中で、やっぱり相互の連絡をやった中で、またある程度、あと何分か待ちますよとか、そういうこともやってもいいんじゃないかと思うんですよ。やっぱりそのことは、ある程度、反省会とかそういう中で、また提案していきたいと思います。やっぱりガードマンの資質はいかがなものかということは私も考えておりますもので、それの質の向上とか、そういうことは、また提案、実行委員会には言っていきたい、そういう考えでございます。

あと、事務的なことは課長から説明いたさせますので、よろしくお願いいたしたいと思います。

○議長（村木　脩君）　観光商工課長。

○観光商工課長（梅原裕一君）　まずは、伊豆急さんのほうの電車の広告につきましてですけれども、これについては、本当に全面ススキ、この季節にやっていただいて、約３年間だと思うんですけれども、これはやはり、このイベントを育てたいというふうに、秋の一大イベント、私ども町が思っている以上に、伊豆急さんのほうもお客さんを送りたいというふうな、特に稲取温泉を含めて、東伊豆町内に多くのお客さんを運びたいという思いだと思います。

それで、いつまでもやっていただけるかどうかというのは、これはまた、これも一つの企業なものですから、他の市町さんとの兼ね合いもありまして、ＪＲも含めて、この辺もだんだん厳しくなっておりまして、私も電車の中を見させていただきましたけれども、本当に今までやっていただいたことに感謝するとともに、今年もやはり、それ相当の規模でチラシを掲げていただいているということに対しては、感謝をしたいというふうに思っております。

それから、入山料の600円につきましては、仙石原は無料だということですけれども、これも仙石原も聞きますと、やはり山焼きをやって、地元の人たちのそういった力添えでイベントが成り立っているというふうなお話を伺っております。私どもの町については、駐車場を観光施設整備事業ということで、ジオパークの関係のかさ上げも３分の２の補助をいただいているということで、料金は無料というふうな形で、そういった縛りがあります。ですから、シャトルタクシーと抱き合わせで、何とかセットでその600円の料金を徴収するというふうな形をとっておりまして、これについては、町のほうでも毎年1,100万円の補助を出していると。やはりこのイベントが自立しなければいけないと、いつまでも町からの補助を、

ずっと未来、先まで出せるわけではありませんので、早くそういった、少しでもその辺を稼ぐ方法も、観光協会のほうにも実行委員会のほうにも、町のほうから指導させていただいております。

今年のススキの入山料金は658万円ほどが集まっておりまして、これにつきましては、このイベント、同じことを続けていってもだめですので、イベントを新たな進化させるためのそういった充実、それから、ずっとずっとこれをＰＲしていかなければならないということで、その宣伝広告費等々にも充てるということと、それから、もう一つ、大事なことですけれども、この中で、いわゆる財産区さんのほうにも料金をお支払いさせていただいて、自然環境保全ということで、そういったものに充てていただいておるところでございます。

以上です。

答弁漏れがありました。それから、町内と町外の割合ですけれども、まずは平成24年度を見ますと、県内が58％、県外が42％です。本当に立ち上げのころですけれども。今年27年度、県内が43％、県外が57％ということで、14％の方が増というふうな形になっておりまして、県外からのお客さんが増えているということは、数字でも御理解いただけると思います。

それから、まだ速報という形なものですから、宿泊については報告が上がってきておりません。

以上です。

○議長（村木　脩君）　町長。

○町長（太田長八君）　やっぱり町内の経済、やっぱり今、帰ってくる人は、中ノ平からゴルフ場を抜けさせて、本当にもったいないですよ。１万3,000人の方が来て、そのままもう、多分その方たちは、見たらすぐ地元へ帰ると考えておりますので、言ったように、やっぱり飲食店、宿泊者、また地元、いろいろ考えた中で、やっぱりその方たちを町内に引き込む、そういう方策でいきたいと考えております。

○議長（村木　脩君）　以上で10番、藤井議員の一般質問を終結します。

この際、午後１時まで休憩とします。

休憩　午後　０時００分

再開　午後　１時００分

○議長（村木　脩君）　休憩を閉じ、再開します。

◇ 笠　井　政　明　君

○議長（村木　脩君）　次に、１番、笠井議員の第１問、空き家改修プロジェクトについてを許します。

１番、笠井議員。

（１番　笠井政明君登壇）

○１番（笠井政明君）　午後になりまして、今回も２問、事前に通告したとおりでありますので、一つずつお答えいただければと思います。よろしくお願いいたします。

まず１点目ですが、東伊豆町で今やっている空き家改修プロジェクトについて、少しお伺いをさせていただきたいと思います。

空き家改修プロジェクトは現在、芝浦工業大学の学生さんが中心になって行っているプロジェクトですが、現在、今年は旧第６分団の器具庫を使用し、改装、リノベーションを行って、シェアキッチン、シェアオフィスというものをつくっておりますが、今年２回目と聞いておりますが、今までの取り組みと、あと今後の予定、わかるところで教えていただければと思います。

また、２点目として、でき上がったものですけれども、町として今後、それをどのように使用して活性化に結びつけていくのか、わかれば教えていただきたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（村木　脩君）　第１問の答弁を求めます。

町長。

（町長　太田長八君登壇）

○町長（太田長八君）　笠井議員の第１問、空き家改修プロジェクトについては、２点からの質問となっておりますが、１点目、現在までの取り組みと今後の予定は及び２点目、町としての今後の活用方法と取り組みはにつきましては、関連がありますので、一括してお答えいたします。

空き家改修プロジェクトは、芝浦工業大学の学生を中心とした学生団体で、学生の力で明るく元気に空き家問題の解決を図り、さらに、大学で学んだ建築の知識と技術の実践の場と

するために、町内外で改修活動を行っております。

当町での活動は、昨年８月に水下老人憩いの家を大学の助成を受けて改修いたしました。今年は、地方創生事業の空き家利活用拠点づくりとして、旧第６分団器具置き場を東伊豆町空き家等利活用推進協議会とともに、４月より活用や改修の方向性について話し合い、１階をシェアキッチン、２階をシェアオフィスとすることにし、現在２月末のオープニングイベントに向けての完成を目指し、改修しております。

水下老人憩いの家につきましては、水洗トイレでないため、利活用者が少なく、今後、浄化槽の設置位置等を検討していきたいと思います。また、旧第６分団器具置き場につきましては、シェアキッチンとして、住民、観光客、学生の合宿などで、料理やミーティング等の場として活用していただきたいと考えております。

空き家改修プロジェクトの活動が空き家の有効活用の一助となり、また地域活性の原動力となることを期待いたし、今後とも若者のチャレンジの場として、町としても継続的に支援していきたいと考えており、総合戦略の中にも位置づけ、取り組んでいく予定であります。

○議長（村木　脩君）　１番、笠井議員。

（１番　笠井政明君登壇）

○１番（笠井政明君）　御答弁ありがとうございます。

水下のほうなんですけれども、トイレが水洗ではないということで、昨年行ったけれども、利活用は余り望めていないということでありまして、今年の旧第６分団の器具庫、１階をシェアキッチン、２階をシェアオフィスという形にして、住民と観光客、あとは学生さんとかに利用していただきたいということであったと思いますが、一つ聞きたいんですけれども、まず、２月にオープンした際なんですが、この利用について、管理、それから料金等、あとは時間単位なのか１日単位なのかとかという２月以降の運用方法というのは、町としては決めているかを教えていただきたいです。

もう一つ、旧第６分団の器具庫ですけれども、見てのとおりですけれども、年数がたっております。シェアキッチン、シェアオフィス、要は貸し出しをして使っていただいて、地域の活性を図ろうという場所でございます。一つ私、気になっていることがございまして、耐震基準、こちらのほうはクリアしているかどうか教えていただきたいと思います。

ターゲットとして、漠然と住民、観光客、学生さん等で地域を盛り上げていただきたいということなんですけれども、具体的に町としては、こういうターゲット、例えば学生さんにおいては、例えばそこで東伊豆のものをつくって、商品開発をして何かにつなげていくとか

いう、観光客にはどのように使っていただきたいとか、また働きかけをするというところですね。具体的に指針があれば、教えていただきたいと思います。

○議長（村木　脩君）　町長。

○町長（太田長八君）　まず、管理に関しましては、２月オープンですので、まだこれはやっておりません。その基準に関しては、これからやる方向ですけれども、基本的には誰もが使いやすい、そういう管理運用ですか、そういう仕方をしていきたいなとは考えておりますけれども、きめ細かなことはまだ決めておらないのが現状でございます。これからいろんなことを決めていく中で、また議員の考えがあればお知らせいただきまして、取り入れるものは取り入れていきたい、そういう考えでございます。

さらに、耐震基準につきましては、耐震基準は現場のほうの、私のほうにはやっていることは聞いておりませんけれども、これは１階が鉄筋コンクリートですか、それで、増築部分が多分あれ、ブロックと、２階が木造でございます。２階に関しましては、基本的には筋交いとか入っているもので、２階に関しては耐震は大丈夫だと考えています。１階は鉄筋でございますもので、多分鉄筋など、大体普通のやつは大丈夫だと思いますけれども、耐震基準をやっていないと考えて、これはまた職員に聞いてみますけれども、当然貸し出すことですから、ある程度のそういうことがちゃんとしていなければ、町といたしましては、いかがなものかと考えておりますもので、その辺はある程度のことはやっていきたい。それは当然、２月の末にかけましてやっていきたいと思うし、もしそれをやっていなければ、耐震設計する費用的な面が出てきますもので、その辺はまだ計上しておりませんもので、もしかしたらば、その辺は予備費的なもので対応させていただきたいと今考えております。

基本的には、具体的なものはまだ全然考えておりませんもので、この２月のオープンに向けた中で、一応活用方法は考えていきたいと思います。何しろみんなが、本当つくったんですから、皆さんが利活用するのに、ある程度負担がかからない方向で、町はそういう方向でやっていきたいと考えております。

シェアオフィスとか、いろんな面に関しても、芝浦工大の学生なんか、これはちょっと個人的な意見ですけれども、この町に住んだ中で、そういう情報発信をこの町からしていきたいということも聞いておりますもので、これはまだ正式なコメントではありません。これはプライベートの中で、そういうことを聞いておりますもので、そういう学生たちのやっぱり考えは、この町を変えていくには大変重要じゃないかと考えておりますもので、その辺、そういうことの中、そういうことがあれば、またそれは支援していきたい、今はそういう考え

でございますもので、御理解願いたいと思います。

以上です。

○議長（村木　脩君）　１番、笠井議員。

（１番　笠井政明君登壇）

○１番（笠井政明君）　ありがとうございます。

たしか２月の末にオープンということで、もう日が２カ月しかないですよというところがあります。一応、管理運営に関しての大もとは、東伊豆町ということでよろしいんですかね、考え方としては。そこのところをもう１回教えていただきたいというところと、先ほど耐震基準に関しては、鉄筋で多分クリアをしているだろうというところなんですけれども、こういうコミュニティスペースをつくっていく中で、今回シェアキッチンということで、コンセプトはわかるんですけれども、じゃ、実際問題、町の中でそのシェアキッチンを、具体的に使える団体とか、学生さんもそうですけれども、実際にいますかというところがある、僕はちょっと疑問に思っているところがあります。

単純に、例えば団体がそこで使うとか、あとは観光の部分で、例えば、げんなり寿司をつくるとかいうところでは、その辺は何となくわかるんですけれども、そこの要は使用率というのが、そこまで多いですかというところがあるんですよ、正直。

この改修に関して、町としては場所の提供だけというふうにはお伺いしておりますが、町の中でリノベーションして、新しい部分として活用していって、地域の活性、若者が入ってきて活性をしていきたい。どんどん地域の人たちに使っていただきたいという思いはあると思うんですけれども、はい、キッチンができましたよ、使ってくださいねというと、その先の利用の仕方というのが、やはりわからないというところがあると思うんです。

来年以降、ちょっとどうなるかはわからないんですけれども、そこもわかっていれば教えていただきたいんですが、計画の段階で、ターゲットと利用と、どのぐらいの利用率が見込めるかというのをしていかなければ、つくりましたよ、シェアオフィスですよ、シェアキッチンですよ、使ってくださいよ、実際は人が集まりませんでしたという形になってしまったら、ちょっと寂しいかなというのがあります。

これに関しては、何でもそうだと思うんですけれども、つくっていく中に、やっぱりターゲットというものを、どの世代のどの人たちにどのように使っていただくというビジョンをちょっとつくっていただいて、それに対して、どのぐらいの利用率があったので、成功なのか失敗なのか。失敗だった場合は、どこをチェックしてもう１回やるのかというところまで、

お考えがもしあれば、というか、つくっていただいて、来年以降に続けていただければと思うんですけれども、町としてその辺は、どういうふうに考えているかをちょっと教えてください。

○議長（村木　脩君）　町長。

○町長（太田長八君）　まず、管理の面でいうと、基本的には町で、一応、指定管理ができればなとは考えております。しかし、これはまだ私の個人的なあれですから、これはまた皆さん方と相談した中で、職員とかいろんな考えを聞いた中で、どの方法が一番いいかという中で、これはまた管理のほうは決めていきたい、そう考えています。

次に、いろいろな考え、これに関しましては、芝浦工大の学生が全て、ある程度こういう方向性でいきたいと、芝浦工大の若い人の考えでございます。一応町の意向としては、自分自身はまだ余りはっきり入っていない。

それで、一番びっくりしたんですが、ある程度予算が足りなくなったから、インターネットでお金を集めたんですね。そうしたら、本当に集まっちゃうんですね。我々の想像では全然考えがつきません。ある程度、予算300万円しかなかったので、実際は350万円かかるから、50万円をインターネットで、一応こういうやつをやるから、全国の皆さん、お金を少し寄付してくれませんかとやったんですよ。我々素人には、そういう発想は全然思いつきません。それで、それをやったら集まったんですよね。

だから、やっぱり我々が考えていること、また彼らが考えていること、これをミックスした中でやれば、いいことができると考える。今のところ、何しろ彼らの意見の中でやっております。それで、町といたしましては、じゃこういう方向でやってほしいとか、ここは一切言っておりません。

そういう中で、さっきの町村の空き家等利活用、これを、町の空き家等利活用推進協議会、それで芝浦工大の学生、この方たちが話し合った中で、こういうことができたと考えておりますもので、そういうコンセプト、とりあえず、何しろ若い者がやっていることという中で、今、自分自身は自由にやらせております。どのような方向ができるかと考えております。

そして、当初、最初ですから、またいろんな問題が出てくるでしょう。またいろんな問題が出てきたら、それは、じゃどのようにクリアすればいいかということは、また、今度は町も一緒に考えております。今、基本的には、芝浦工大生と空き家の利活用協議会、この２者で、旧第６分団の活用方法、これを今やっているのが現状でございます。

また、基本的には、町のほうにこういう方向、またこういう方向、いろんな具体的なこと

を聞きましたらば、議会のほうにはまたお知らせしたいと思いますけれども、今、基本的には彼らの自主性に任せている、そういう現状でございますもので、御理解願いたいと思います。

以上です。

○議長（村木　脩君）　１番、笠井議員。

（１番　笠井政明君登壇）

○１番（笠井政明君）　御答弁ありがとうございます。

芝浦工大の学生さんの意見を取り入れてという形と、地域で推進会があるということで、そこでつくっているよという形ですね。

町長が言っていたインターネットでお金を集める、クラウドファンディングというものですけれども、25万円でしたかね、その目標金額に対して、37万円ぐらいかな、集まったというところで、140％ぐらいということで、クラウドファンディングに関しては、これ、ちょうど町長から出てきたので、ちょっとお話しさせてもらうと、インターネットを介して、こういう活動に関して賛同していただいて、募金を募るという形になります。この形、金額が35万円という形ですけれども、近隣、熱海とかだと200万円、300万円という形で取っていたりとかします。こういうものをやっぱりどんどん活用していって、当然これ、民間じゃなきゃだめだということではないので、例えば町としても考える余地はあるかと思います。

もう１個だけ、ちょっと教えていただきたいのは、来年以降、芝浦工大のほうからは、もう１回プロジェクトをやりたいとか、場所を提供してほしいという打診が今現状あるのかどうかということを、最後に教えていただければと思います。

○議長（村木　脩君）　町長。

○町長（太田長八君）　あります、基本的には。やっぱりこの町にせっかくつくった、この町を拠点として情報発信していきたい、そういう考えがありますもので、芝浦工大としては、そういう物件があれば、この町でまた来年やっていきたい。そういう希望がありますもので、町としても、そういう物件がありましたならば、基本的にはやっぱり、そういう若者たちの力が絶対町を変えていく力となると考えておりますもので、それは支援していきたい。そういう考えでございますもので、御理解願いたいと思います。

○議長（村木　脩君）　それでは、次に、第２問、地域ＩＣＴ（情報通信技術）の利活用についてを許します。

１番、笠井議員。

（１番　笠井政明君登壇）

○１番（笠井政明君）　すみません、また地域ＩＣＴのことで申しわけございませんが、一応今、無線ＬＡＮ設置推進事業等で、東伊豆町のほうも無線ＬＡＮを設置するとか、Ｗｉ－Ｆｉの設置場所というのの整備を進めています。これに関しては、国もインバウンド対策、そして2020年の東京オリンピックのために、公共Ｗｉ－Ｆｉという整備を進めております。

それの中で、当然、Ｗｉ－Ｆｉというものも含めて、ＩＣＴ（情報通信技術）という形になりますが、Ｗｉ－Ｆｉの設備を、今町長、補助を出したりとかしてやっているんですけれども、あとはフリーＷｉ－Ｆｉの場所をつくっていますけれども、町としての取り組みをちょっと教えていただければと思います。今までの町においての取り組み、そして、今使っている公共のＷｉ－Ｆｉステーションの利用率、あとは今後の広がり、取り組みですね。そして、もう一つ、地域ＩＣＴ、ちょっと広がっていますけれども、今後の取り組み、ＩＣＴを使った地域における取り組みですね。これはどのようにお考えかを、ちょっと教えていただければと思います。

○議長（村木　脩君）　町長。

（町長　太田長八君登壇）

○町長（太田長八君）　笠井議員の第２問、地域ＩＣＴ（情報通信技術）の利活用については、３点からの質問ですので、順次お答えいたします。

１点目、現在までの当町においての取り組みはについてですが、高齢者緊急通報システムの導入、携帯電話メール配信の導入、津波監視カメラの設置、図書館、稲取文化公園、希望の館、熱川観光協会のＷｉ－Ｆｉ設置、町内のホテル・旅館へのＷｉ－Ｆｉ設置に対する助成などとなります。

２点目の現在設置されている公共Ｗｉ－Ｆｉステーションの利用率と今後の取り組みはについてですが、今年度９月末までの件数ですが、図書館87件、稲取文化公園3,675件となっております。希望の館及び熱川温泉観光協会につきましては、件数が出ない仕組みとなっておりますが、熱川観光協会職員の話ですと、かなりの利用があるとのことであります。

今後の取り組みにつきましては、引き続き、町内ホテル・旅館へのＷｉ－Ｆｉ設置に関し、助成を行ってまいりたいと考えております。

なお、現在、役場の２階と３階及びクロスカントリーコースにＷｉ－Ｆｉの設置を進めており、12月中に開通の予定です。また、まち・ひと・しごと創生総合戦略において、各種イベントや災害時に避難所等での利用が可能なポータブルＷｉ－Ｆｉの導入を検討しておりま

す。

次に、３点目の当町における地域ＩＣＴの今後の取り組み状況はについてですが、県主催の行政経営研究会のＩＣＴ利活用部会にも職員を出席させ、オープンデータなどに関して、先進的な自治体での取り組みを研究しているところでございます。

○議長（村木　脩君）　１番、笠井議員。

（１番　笠井政明君登壇）

○１番（笠井政明君）　すみません、ありがとうございます。

今までの取り組みというのは、高齢者のところとか、メールとか津波の監視システム、あとは庁内Ｗｉ－Ｆｉというところで、ハード的な部分でやってきたということですね。

意外とちょっとびっくりだったのが、文化公園で、９月末までですけれども3,765件、これは今年度ですかね。わかりました。今年度ということで、意外と利用が多いかなというところがあります。

今後もＷｉ－Ｆｉステーションを増やしていくということで、フリーＷｉ－Ｆｉを使っていくということで、インバウンド対策にはいけるかなというところですね。あと、ポータブルＷｉ－Ｆｉの導入も考えているということなんですけれども。

今、町のほうが補助をしているホテル等のＷｉ－Ｆｉ設置補助なんですけれども、ちょっとＩＣＴのことであれなんですが、災害時なんですけれども、防災・災害のときにバックボーンとしてフリーで使える、または、そこのホテルさんのステーションですね。その導入がフリーで入っているかどうかというところがあるんですけれども、泊まっているお客さん以外の方がぱっと入ったときに、例えば町が一斉に情報を流したときに、そこのＷｉ－Ｆｉを使って、そこからも情報が流せるシステムとかいうふうなことはまず考えているか、一つ教えてください。

もう一つ、総務省のほうで地域情報化アドバイザー、ＩＣＴ地域マネジャーの派遣事業というのが、実は平成19年からございまして、申請をすると、これは何をしてくれるかというと、ＩＣＴの人材を地域のほうへ派遣してくれます。それで、地域における問題点、例えば防災の部分もそうです、医療の部分もそうです、見守りもそうです。そういうところで、アドバイスと導入、地域においてどういうふうに活用していったらいいかという制度があるんですけれども、こういう制度の利活用とかは、今までは余り検討はされていなかったか教えていただきたいと思います。

そして、先ほどの１番目の質問のシェアオフィスなんですけれども、今、東伊豆町は、伊

豆半島においてはかなり優秀で、光ファイバー網がほぼつながりますというところで、実は伊東とか下田、南伊豆、河津とか、実は山のほうは入らないんですが、東伊豆町はほとんど入りますというところを踏まえ、サテライトオフィス等を、インターネット環境を使いながら、ＩＣＴという形で情報をとっていく中で、先ほどのシェアオフィスもそうなんですけれども、サテライトオフィスの誘致だったりとかいう部分、そういう部分は考えていらっしゃるか、ちょっと教えていただきたい。

○議長（村木　脩君）　町長。

○町長（太田長八君）　ＩＣＴに関しては、笠井議員は専門家ですので、我々はとても追いつけません。これが現状でございます。

そういう中で、今、助成の中で、旅館に災害とかいろんなことを入れてあるか。これはちょっとわかりません。これは多分入れていないと思います、私は。そこまで皆さん、我々詳しくないもので。もしそれ、また情報がそこに組み込まれるならば、組み込んでいきたいと思いますし、これからそういうホテル・旅館に設置するときには、それはある程度の一つの条件とした中で、また設置していきたい、そういう考えでございますので、今設置した場所には、こういう情報がとれるかどうか、ちょっと、また後でお答えしたいと思います。

それで、派遣事業、これは、ごめんなさい、勉強不足で初めて聞きました、そういうのがあると。しかし、国の派遣というのは必ず、今回の地方創生でもございますけれども、派遣とはいっても、必ず見返りの人件費は出してほしいですというのが、今までのあれなんですよね。この派遣というのは、本当、ただで来てくれれば、これは大変ありがたいことですけれども、多分国、これは調べてみますけれども、そういう方々がただで来てくれれば、当然町としても、これを活用しない手はないですから、今、笠井議員からこのような事業があるということ、平成19年、聞きましたもので、これはちょっと検討させていただきたいと思います。

しかしながら、やっぱり派遣するのに、じゃ派遣元の人件費を出してくれと言われますと、国ですから、やっぱり1,000万円近く、結構かかるんですよね。今回の地方創生におきましても、石破大臣は一応、国からの人を派遣するよということを言って、我々は大変喜んだんですけれども、その後に、派遣する人の人件費は各市町で見てくださいと言われたもので、それで大変がっかりしてきたことがありますもので、その派遣事業はちょっと、どのようなものかということは検討させていただきたいと思います。

また、サテライトにつきましても、今、笠井議員から提案されました。今のところ、町は

そのようなことを考えておらないのが現状でございますもので、そういうことがまたできれば、それは大変よいことです。また、いろんな費用的な面も、いろんなこともあります。総合的な勘案した中でやっていきたいと思います。

ただ、シェアキッチンにつきましては、やっぱり芝浦工大の学生から、あそこはまだインターネットがないもので、そういうインターネットの配線とか、そういうこともまた考えてほしいということは言われておりますもので、それはやっぱり利活用するのに、そういうことが必要ならば、ある程度のことはまたやっていきたいなとは考えております。サテライトにつきまして、今現状では、町は考えていないのが現状でございます。

以上です。

○議長（村木　脩君）　１番、笠井議員。

（１番　笠井政明君登壇）

○１番（笠井政明君）　すみません、ありがとうございます。

ＩＣＴ地域マネジャー派遣事業に関しては、総務省のページにいっていただければ書いてあります。一応さくっと言ってしまうと、地方公共団体が応募して、総務省のほうから決定通知が来ると、費用に関してはどうも、総務省のほうが旅費、謝金のほうを払ってくれるようです。月２回以上現地での助言がいただけるという形になります。

先ほどのＷｉ－Ｆｉ、公共の場所でのＷｉ－Ｆｉスポットをこれから広げていくということで、役場の２階、３階、クロカンで使えますよという形なんですけれども、単純に、そこでインターネットが使えて情報がとれますよというのは、町の情報、観光情報がとれますよというのもそうですし、災害情報を流せるというメリットもあります。逆を言ってしまうと、そこでつないだ人たちが何を見ているかというデータどりができます。要は、例えば文化公園に来た日本人の観光客の方が、そこのＷｉ－Ｆｉをつないで何を見ているかというところまで、一応チェックはできるはずなんです。検索ワードとかをチェックできるはずなんです。それが町としての財産になっていくんですね。

フリーＷｉ－Ｆｉのよさというのは、ただ単純に、無料で使えますから、さあ使ってくださいよというだけだったら、ただお金がもったいないので、データとして蓄積をしていく。そして、国のほうも今、ビッグデータの活用ということで、ＲＥＳＡＳというものが一般の方でも見られます。これはすごい出ていまして、東伊豆町という単位だとちょっと、一応選べるんですけれども、大体下田と一緒になっちゃうんですけれども、2015年上半期――上半期まで出ていたかな、３カ月かな――１月から３月、どこから東伊豆町、伊東とか伊豆半島

へお客さんが動いているかというのが図で出ます。そういうビッグデータの活用というのを民間がしております。これを、要は公共の場、役場とかが、フリーＷｉ－Ｆｉを使ってお客さんが何を求めているかというデータの蓄積をし、そして、町の商工会だったりとか観光事業というのに結びつけていく。これが効率的に、観光客を誘致したりとか増やしていったりとか、地域を活性する、商業の活性につながっていきますので、ぜひ今後増やしていくときは、ポイントを増やすだけではなくて、そういうデータの蓄積、分析、そして国とのデータのマッチングをしていただいて、観光、あとは商工を盛り上げていくために、どういうふうに、何を求めているかというデータの蓄積をぜひお願いしたいと思います。

その中で、当然インターネットというところで使ってこられますので、ふだんはＷｉ－Ｆｉで使っていただいて構わないんですけれども、前回も質問させていただきましたが、災害時にメールと、今は広報という形にはなっていますけれども、Ｗｉ－Ｆｉスポットが増えると、今度そこから、フリーで入ってきたお客さんとかにつながった場合、情報発信がぱんと、インターネットがつながればできますと。そうなってくると、広域的に災害時の連絡網として活用ができます。防災無線等がだめになった場合でも、バックボーンとして使える場合が出てきます。

当然、東北地方、3.11以降なんですけれども、石巻等は、こういう広域Ｗｉ－Ｆｉを使いながら、バックボーンで災害時の連絡網として活用している事例はもうございます。なので、2020年までには外国人観光客が増えてきて、国もそういうＷｉ－ＦｉだとかＩＣＴに力を入れていくということになっていますので、ぜひこの流れに乗りながら、ちょっと町のほうとして考えていただければと思います。

もう一つ、よく町長は、僕は専門家だからと言うんですけれども、決して専門家ではないです。そういうものを、例えば町がＷｉ－Ｆｉをやりますよ、何をしますよ、インターネットというのは、もう時代の流れで使わなければいけないです、コンピューターを使わなければいけないです。そういった中で、国の方々、もっと専門家の人たちが指針をつくっています。そういうものの情報を拾っていただいて、ぜひこの伊豆半島で一番最初にやるぐらいの情報を張っていただいて、取り組んでいただければと思うんですけれども。

お金がかかるところではありますけれども、Ｗｉ－Ｆｉのフリースポットを増やしていくのであれば、そこもちょっと検討いただけないかということで、ちょっと御答弁、お考えを聞かせてください。

○議長（村木　脩君）　町長。

○町長（太田長八君）　その国の派遣事業については、申しわけない、後でちょっと職員のほうから、こういう事業、短期間で人件費は無料だということを聞きましたもので、取り入れるものなら取り入れていきたい。今初めて聞いたので、ごめんなさい、この派遣事業につきましては。職員のほうからも、これから情報をどんどんこっちに流してほしいということは言っていくつもりでございます。ごめんなさい、それは。

さらに、データ、これは本当にやるからには、やっぱりデータをとらなければ意味がないと考えております。その中で、やっておきます、基本的には最初やったときは、最初の出発が、やっぱり外人なんかをメーンにした中でやって、やっぱり外人が、結構Ｗｉ－Ｆｉを使って、この地域の情報を知りたがるという中で、やっぱり、何かパスワードを使わない方法とパスワードを使う方法があって、要するにパスワードを使うと、なかなか皆さんやらないもので、最初はほとんど誰もができるというような中で、熱川の観光協会とか、それとか、何もパスワードも要らない、ただやれば、広く浅くやってもらうという中で、何件かとれなかったというような、そういう説明は受けております。

確かに災害に対しまして、そういうことができればいいんですが、それは、これからは多分パスワードと、こっち、両方がある中で、パスワードはやっぱり多分データがとれると、詳しいことはまた職員に聞いてみますけれども、そういう中では、せっかくやるんですから、データがとれれば、これからの観光振興とか、いろんな面に役立てていけると考えておりますもので、その辺は、笠井議員から提案されたことはやっていきたいなとは考えております。

以上です。

○議長（村木　脩君）　１番、笠井議員。

（１番　笠井政明君登壇）

○１番（笠井政明君）　すみません、なかなかあれなんですけれども。

最後に一応、今後町として、そういうふうに外国人誘致も、先ほど町長が朝お話ししていた、アジアからのお客様もゴルフと観光ということで増えていくという中で、やはりインターネットというのがグローバル化されていて、標準の装備になっております。ぜひ、町の公共施設だけではなくて、例えば伊豆急さんだったりとかも協力していただいたりとか、あとは町の商店街なんかも協力していただいて設置をしていただくと、変な話ですけれども、稲取駅から文化公園までの間、Ｗｉ－Ｆｉが切れない通りというのが出てきていきます。そうすると、外国人の人は、地図を見ながら町の散策ができます。ぜひそういうところまで考えていただいて、広げていただければと思います。

以上です。

○議長（村木　脩君）　町長。

○町長（太田長八君）　実は私も笠井議員と全く同じ意見でございます。

まず、伊豆急におきましては、最初に伊豆急の稲取駅と熱川駅には、伊豆急さんの費用で設置してもらいました。そういう中で、小さいところはやっておりませんけれども、大きな稲取駅と熱川駅には、率先してＷｉ－Ｆｉは設置してもらっているのが現状です。

そして、今言ったように、この町のどこでも聞ける、これは本当、町もそのような方向でいきたいものですから、やっぱり稲取駅をおりて、文化公園まで行って、Ｗｉ－Ｆｉが全部聞こえる。そういうまちづくりは、町としてもやっていきたいと考えておりますもので、その実現に向けて努力していきたい、そういう考えでございますもので、御理解願いたいと思います。

以上です。

○議長（村木　脩君）　以上で１番、笠井議員の一般質問を終結します。

◇　西　塚　孝　男　君

○議長（村木　脩君）　次に、５番、西塚議員の第１問、町内環境整備についてを許します。

５番、西塚議員。

（５番　西塚孝男君登壇）

○５番（西塚孝男君）　私の質問は平仮名が多いですから、簡単なようですから、皆さん、寝ないように、ひとつよろしくお願いします。

私の質問は３問から成っております。一問一答でお願いします。

第１問目、町内環境整備について。

１、稲取地区の東町プールの跡地の構想は。

２、ホテル浜の湯から新堤防までの波返しとホテル銀水荘から志津摩海岸までの堤防が、景観上、コンクリートのままでよいか、お伺いいたします。

○議長（村木　脩君）　第１問の答弁を求めます。

町長。

（町長　太田長八君登壇）

○町長（太田長八君）　西塚議員の第１問、町内環境整備につきましては、２点からの質問ですので、順次お答えいたします。

まず、１点目の稲取地区の東町プール跡地の構想はについてですが、旧東町プールの跡地は、平成23年度に工学院大学の稲取漁港周辺整備の提案を受け計画された漁港公園の一部に計画されております。駐車場を備えたマリンスポーツの拠点となるような公園に位置づけられております。

２点目のホテル浜の湯から新堤防までの波返しとホテル銀水荘から志津摩海岸までの堤防が、景観上、コンクリートのままでよいのかについてですが、御質問の区域は、静岡県が管理する稲取漁港の区域の中にあり、波返し等の構造物は全て静岡県の所有物です。景観上の御質問に関しましては、地域住民との意見交換や関係諸団体等からの必要性の有無など、地域まとまっての意見集約がなされたならば、町の要望として、静岡県に要望したいと思います。

○議長（村木　脩君）　５番、西塚議員。

（５番　西塚孝男君登壇）

○５番（西塚孝男君）　計画がされていると言いますけれども、その計画の中で、道路がきれいになってきて、そこのプールの跡地に草が生えて、非常に景観上みっともないんじゃないかなと思っています。

それと、２点目に挙げたように、ホテル浜の湯から新堤防までの波返し、それに通じる海と山がすばらしい環境で、散策路として使っていけるので、そういう面で、やっぱり県のほうに、両方同時に要望してもらえたらいいなと思っています。

それとまた、町長の答弁にありましたように、来年２月、３月、大島航路ができるということで、人が大勢集まるところですから、なるべく早く、そういうところを実現に向かって進めてもらいたいと思います。

また、２点目のことですけれども、ホテル銀水荘から志津摩海岸までの堤防でありますけれども、地元の人や観光客が散策路として歩いています。海から見える山の広がりや海の色のすばらしさ、そういう中で、一番きれいなところなのに、足元の防波堤やコンクリートがむき出しであるという中で、今、非常に皆さん、カメラを持って、携帯でも何でも記念撮影をして、英語で言いますけれども、フェイスブックという中で、皆さん友達に同時発信して、全国の人に見てもらっていると。そういう中で、それを見た友人がやっぱり、こんなにきれいなところかと来たくなるような観光地、また風景、そういうのが一番必要だと思いますけ

れども、どうですか。

○議長（村木　脩君）　町長。

○町長（太田長八君）　まず、１点訂正させてください。

まず、壇上で１点目、「東町プール」ということを「東伊豆町プール」と言いましたもので、何しろ「東伊豆町」を全部「東町」にしていただきたいと思います。よろしくお願いいたしたいと思います。

次の答弁でございます。道路ができまして、本当、環境が大変すばらしくなってまいりました。さらに、来年の２月、３月には大島航路が復活いたしますもので、この辺が本当、雑草が生えて、そういう環境がよくないということは、大変イメージ的にもよくありませんもので、その辺は精査していきたい。

工学院大学が描いた図面のとおり、本当はやりたいんですけれども、今本当、国のほうも町のほうもお金も厳しいし、国のほうも基本的には、計画当初は２分の１のものが、いざやるときは内示になると４分の１とか、そういう財源で大変厳しいときがあります。これは、できるだけ早く整備していきたい考えは変わりませんもので、御理解願いたいと思います。

さらに、ホテル、景観のコンクリート、これは本当、所有が県でございますから、一応、地域の方がそういうことがまとまったならば、当然町としても、またこういう要望はしていく。やっぱり景観というものは大変重要視されてきておりますもので、無機質なコンクリートが、本当に来た方の観光客の癒やし、そういうことにはならないと自分も考えておりますもので、まずそういう皆さん方の意見をまとめた中でやっていただければ、町も県のほうに要望しやすいですから、県に、こういうことがあるもので、何とかしてほしいということは要望していきたいと考えています。

何しろ、観光客または住民がいる中で、そういう癒やしのロケーション、これは絶対必要でございますもので、そういう方向性に向けた中でまちづくりをしていきたい、そう考えておりますもので、また議員のほうにも御理解をよろしくお願いいたしたいと思います。

以上です。

○議長（村木　脩君）　次に、第２問、入湯税についてを許します。

５番、西塚議員。

（５番　西塚孝男君登壇）

○５番（西塚孝男君）　２問目、入湯税について。

１、目的税である入湯税の使い方は、どのようになっているのかお伺いいたします。

○議長（村木　脩君）　町長。

（町長　太田長八君登壇）

○町長（太田長八君）　西塚議員の第２問、入湯税についての、目的税である入湯税の使い方はどのようになっているのかについてですが、入湯税の使途につきましては、地方税法第701条の規定により、環境衛生施設、鉱泉源の保護管理施設、消防施設等の整備や観光振興に要する費用に充てるものとされております。当町におきましては、入湯施設の利用と関連性の強い清掃費、観光費、消防費に対して充当させていただいております。

本年度当初予算での充当割合につきましては、入湯税１億3,050万円を、清掃費に対して約40％、5,220万円、観光費に対して約55％、7,230万円、消防費に対して約５％、600万円を充当しております。

これまでの充当先の主な事業内容ですが、清掃費では、ごみやし尿処理のための東河環境センター分担金へ充当し、観光費では、観光振興対策としての各種団体への補助金や観光宣伝委託料、また海浜プールなど、観光施設に要する経費などに広く充当しております。消防費では、防火水槽の整備や、常備並びに非常備消防の車両整備などに対し充当しております。

○議長（村木　脩君）　５番、西塚議員。

（５番　西塚孝男君登壇）

○５番（西塚孝男君）　用途の使い方はよくわかりました。

ですが、観光振興に予算を誰が決めているのかと。その予算決めで、各観光協会や旅館組合の代表とかの話し合いがあるのかお聞きしたいです。

○議長（村木　脩君）　町長。

○町長（太田長八君）　予算査定におきましては、一応、とりあえず町の観光協会から、町にある程度予算計上して、このぐらいかかりますよと。そういう中で、協会と町が一応審議した中で、これはどうだ、これはどうだという中で、それで観光の予算が決まってくるのが現状でございます。その中での配分はちょっと、要するに各単位協会にいく……そこは聞いていないか。一応、とりあえずそういう予算を決めております。

○議長（村木　脩君）　５番、西塚議員。

（５番　西塚孝男君登壇）

○５番（西塚孝男君）　私は思うんですけれども、観光客に一番接する人、それとかまた、観光客が何を望んでいるのかというものの考え方が、生かされていないような気がしているんですよ。

また、目的税であって、やっぱり観光客が稲取、東伊豆町、そういう温泉場を見たときに、外に出ようとして暗かったりとか、それとか、インバウンドと言っていますけれども、案内看板があるのかと。そういう中で、また稲取に至っては駅の階段とか、そういうものは、やっぱり地域の問題としていっぱいあると思うんですよ。そういう中で、見える予算というのの使い方というのが、これから必要になってくるんじゃないかと思うんですけれども、どうでしょうか。

○議長（村木　脩君）　町長。

○町長（太田長八君）　当然町としては、町の観光協会の各種地区からの要望は、吟味した中で上げてきていると考えておりますので、今西塚議員が言ったいろんな問題があるならば、それはそれとして、頭の中に入れています。基本的に町といたしましては、当然、観光協会の中である程度話し合った中で、一応町のほうに上げてあると町は思っておりますもので、その辺でやっています。

そういうなかで西塚議員からいろいろ問題提起されました。これは本当に観光だけじゃなくて、町全体のことでございます。そういう中で今、今年度は一応55％を充当。実際観光に対しては、もっと使っているのが現状で、どのぐらい……基本的には、入湯税はあれですので、実は観光で１億何千万円の予算を使っているんですよ。そういうことも観光の皆さんにも知ってもらいたいと思います。要するに入湯税以上、入湯税は１億3,000万円でございます。今聞けば、１億8,000万円ぐらい観光に対して使っているということは、これはやっぱり町としても大変重視。

そういうなかで今、西塚議員が提案、いろいろ問題点を言いました。これは当然、町としても対応していかなきゃならない問題でございます。それが果たして観光でいいのか、また、いろんな町の中の景観、いろいろ明るさ。この町の明るさも、インターンシップじゃなくて、合同企業説明会で来た、採用された若い女性たちと意見交換したとき、やっぱりこの町は暗いということをはっきり言われました。やっぱり１人で歩くのは厳しい、寂しいですと言われました。そういう中でやっぱり、当時3.11がありましたもので、大分町が暗かったのが現状でございますもので、そういう面でもやっぱり、そういう点と、今言ったようなことはやっていかなければならないと考えておりますもので。

要するに入湯税につきましては、基本的には何回も言ったように、清掃と観光、商工、これは基本的にはやっていきたいと思います。そのパーセントは、各年度によってまた違ってくると思いますもので、その辺は御理解願いたいと思います。

以上です。

○議長（村木　脩君）　５番、西塚議員。

（５番　西塚孝男君登壇）

○５番（西塚孝男君）　今の話を聞いていますと、入湯税の予算よりいっぱい使っているということですけれども、今は旅館も減り、商店街も減って、観光協会も会費というのが少なくなっていて、自分たちだけで維持していくという、いろいろな面で大変になっているという中で、やっぱり割合とか、そういうものを、やっぱりお金の稼げるところ、やっぱり観光立町でありますし、そういうところにお金を十分使ってもらって、見えるところに使ってもらって、有意義に使ってもらいたいと思っています。

○議長（村木　脩君）　総務課長。

○総務課長兼防災監（鈴木利昌君）　町の予算というのが、予算は予算なんですが、入湯税というのは、その中の一部の財源という形になります。これは、目的税ではありますが、財源的には一般財源ということで、今年度当初予算におきましては、観光に7,230万円を充当しております。この充当は、観光の国庫補助と特別……そういう国庫補助、県補助、そういうものを除きますと、8,126万5,000円のうちの88.97％を入湯税で占めていると、そういう状況になってございます。

ですから、予算は予算で、その決めは、各観光協会等からの要望等の中で、ヒアリングの中で精査していきますが、これはあくまでも、入湯税については財源ということで、お泊まりになった方150円という決まりの中でいただいているもので、それを目的税ということで３つのところに分配をしていると、そういうような形になってございます。

以上でございます。

○議長（村木　脩君）　町長。

○町長（太田長八君）　この予算が本当、ちゃんと効果的に使われているか。これは当然、西塚議員が言ったとおりでございますので、当然予算査定におきまして、費用対効果というのは当然問われてくると。

しかしながら、いつも議論になるのは、観光で費用対効果が出てくるのは、なかなか先のことですから、すぐ１年たったら費用対効果が出てくる、そういうことはなかなか観光ではわかりませんもので、その辺は議員の皆様方も御理解願いたいと。ある程度、観光に対しましては長期の目で費用対効果を見ていただければ、町としては大変ありがたい。すぐ結果を求めますもので、観光はなかなかそこができませんもので、その辺は御理解願いたいと思い

ます。

○議長（村木　脩君）　次に、第３問、小中学校の統合についてを許します。

５番、西塚議員。

（５番　西塚孝男君登壇）

○５番（西塚孝男君）　３問目、小中学校の統合について。

１、学校教育環境整備委員会の現状はどうなっているのか、お伺いいたします。

○議長（村木　脩君）　第３問の答弁を求めます。

町長。

○町長（太田長八君）　これは学校教育の関係でございますもので、また事務的な要素が大変強いですから、教育長より答弁させますので、よろしくお願いいたします。

○議長（村木　脩君）　教育長。

（教育長　黒田種樹君登壇）

○教育長（黒田種樹君）　西塚議員の第３問、小中学校の統合についてお答えいたします。

学校教育環境整備委員会の現状はどうなっているのかについてですが、７番、飯田議員の質問に対するお答えと重複しますが、当町における学校・園の適正な規模や配置について、基本的な考え方や再編整備等、具体的な方策を検討し、方向性を示していただくことを目的に、東伊豆町学校教育環境整備委員会を立ち上げ、これまでに３回の会議を開催し、検討を重ねております。

委員の皆様からの意見としましては、先ほどの答弁でもありましたが、子供たちの将来を最優先に考えた場合、一定の集団規模の確保の考え方に賛同するという意見や、学校はその地域コミュニティの核として、さまざまな機能をあわせ持っていることから、小規模校にも利点があるため、それを大切にすることも有効であるといった御意見がありました。

その中で、諮問内容としては、町全体の学校・園が対象ではありますが、まず大川地区の小規模化等の改善が挙げられ、熱川地区との統合について検討が行われております。その後、当町全体の小中学校のあり方について検討していく予定です。

以上です。

○議長（村木　脩君）　５番、西塚議員。

（５番　西塚孝男君登壇）

○５番（西塚孝男君）　教育長にお伺いしますけれども、大川地区の父兄との話し合いはどのように行われているのかと、高学年の生徒の意見などを聞いているのかということをお伺い

いたします。

○議長（村木　脩君）　町長。

○町長（太田長八君）　教育長と言いましたけれども、今回ある程度、町が主体性を持ってやっておりますもので、それを説明していきたい。

飯田議員に言ったように、教育環境委員会でもおわびいたしました。大川区とかそういうところに、町としてはまだ説明しておりませんもので、とりあえず１月におきまして、保護者説明会、さらには地区説明会、２回に分けてやっていきたいと考えております。

そういう中で、３回何か、自主的に集まったのか、その辺はちょっと、また教育長に答弁させますけれども、町といたしましては、本当、地区説明会をまだ開催していないというのが現状で、今後真摯に大川区の皆さんに地区説明会をやって、御理解願っていきたいと考えておりますもので、よろしくお願いいたしたいと思います。

○議長（村木　脩君）　教育長。

○教育長（黒田種樹君）　保護者と、それから子供たちのことについて、今、御質問をいただきました。保護者との説明会、話し合い等については、今町長がお答えしたとおりなんですが、先ほど飯田議員の質問のときにもお話ししましたけれども、町、教育委員会からの説明会は１月に予定をしております。

大川地区の保護者が自主的に話し合ったという会は、先ほどもお話ししましたが、３回ありました。これは、私や町関係者が出席したというわけではないんですが、保護者独自で自主的に話し合いをされたということです。10月７日に１回目、それから……ごめんなさい、３回と言いましたが、２回開催されたということです。10月７日に１回目と11月16日に２回目の開催をしたということで、その間に保護者に対して、自主的なアンケートを実施したということを伺っております。

その中での意見の概要というのは、学校教育環境整備委員会の中で委員さんから紹介をされました。例えば、大川の大川幼稚園、小学校について、どう思っているかという質問に対しては、「環境がよい」「農耕活動や海に親しむ会等、体験の学習が充実している」「地域、地元との交流がたくさんある」「教師の目が行き届いている」「団結力がある」「近くにあるので安心」、それから、マイナス面としては、「集団学習ができない」「競争力に欠けているのではないか」「運動会、行事等に限界がある」「ＰＴＡ役員等の負担が大きいのではないか」、あるいは「学童保育がない」といった意見があったというふうに伺っております。そのような経過でおりますので、教育委員会と町からの話し合いにつきましては、説明会に

つきましては、１月12日に保護者対象、それから、19日に大川区民さんを対象に、まず説明会を行う予定であります。

それから、つけ加えまして、統合するのであれば、熱川地区の保護者等にも、その説明をしていかなければならないと考えております。

もう一つ、子供の意見をというようなお話がありましたが、子供たちの意見を聞く場は直接は持っておりませんが、大川小学校の校長とも、情報というか、子供たちの様子を聞きながら、子供たちがどんなふうかなということは、日ごろの学校生活の様子等は聞いておりますけれども、直接子供たちに投げかけてはおりませんので、現段階で、この統合等の問題につきましては、子供たちの意見が出ているということはありません。

ただ、実際に統合するとなると、子供たちは大きな変化を強いられますので、子供たちにきちんとした説明と、それから、統合した場合にはどんな学校生活が行われて、どんなメリットというか、いいことがあるとか、そういうようなことは話し合いをさせていただきたいと思っております。

○議長（村木　脩君）　５番、西塚議員。

（５番　西塚孝男君登壇）

○５番（西塚孝男君）　私は思うんですけれども、先ほど飯田議員さんの質問の中に、教育長が、大川地区の学校教育は非常に充実しているというような意見を挙げましたけれども、東伊豆町には熱川小学校もあるし、稲取小学校もあるんですよね。大川だけが充実していてすごいというのは、これは教育の平等として、おかしいんじゃないかと思っています。

それで、町長がそのときの答弁で言ったように、大川地区の子供たちが急激に減少していると。そういう中で、そこから考えを始めて、合併・統合という問題を考えていったらという意見に私は大賛成なんですけれども、なぜかといったら、そういう地域とか地区という垣根を外して、子供たちを一つにすることによって、東伊豆町という一つの町ができると思うんですよ。自分たちの時代というのは、まだ熱川とか稲取という、そういう一つのしがらみを持って、まちづくりをしているんですけれども、そういうのをなくすには、やっぱり学校教育から一つにやっていかなかったら、そういう稲取、これからの東伊豆町の宝の子供たちの発展はないんじゃないかと。いち早く、これは統合に向けて、東伊豆町という本当の一つの町をつくっていくというのが課題ではないかと思っています。

○議長（村木　脩君）　町長。

○町長（太田長八君）　確かに先ほどの答弁、教育長は大川小の充実、これは当然、教育長の

頭の中には、熱川小、稲小、熱中、稲中も充実している、これは当然入っていると思うんです。ただ、大川小の問題があったもので、大川小は充実していると。これはもう町の教育に関しては、多分、教育長はある程度充実している、そういう考え方であると自分は思っております。

ただ、その中で統合、本当にこれは難しい問題でございます。本当は町としても、大川小のよさを十分理解しております。しかしながら、やっぱり、何回も言ったように、子供たちのことを考えれば、ある程度の規模の中で育ててやりたい。そういう中で、先ほど示したように、今現状５人でございます。２年後には幼稚園がゼロになったので、大川小は３人か４人ぐらいしかいなくなってきますもので、そういう中で、子供たちにとってこの環境が本当にいいものかどうかと真摯に受けとめた中で、また１月に対して、大川地区の方々には真摯に説明をしてきたい、町はそういう考えでございます。

本当、ある程度町がこういう問題をやっているということは、教育環境整備委員会の中でも指摘されました。そういう中で、町といたしましても、本当、大川地区の方には大変御迷惑かけたことをそこでおわびいたしました。そういう中で、本当、大川地区の方、本当にこれは身につまされる思いだと自分も十分わかっております。そういう中で、やっぱり町としても、ある程度のことを示していかなければならないと考えて、やっぱり時代に対応した中でやっていかなければならない。

５年前、私は確かに、大川地区はこういうものを出したから、ある程度統合は考えますとはっきり言いました。しかしながら、現場環境、毎月１回行っている中で、果たして本当にこの環境が子供たちにとっていいのかなという中で、今回は町のほうから提案させていただいたのが現実でございますもので、１月における地区説明会、これは十分真摯の中で、町の現実、また町のことを話した中で、大川地区の方には理解していただくような方向でやっていきたい、そう考えておりますもので、御理解願いたいと思います。

○議長（村木　脩君）　教育長。

○教育長（黒田種樹君）　先ほど西塚議員さんから、大川小のよさについてお話がありまして、大川小だけがというような、ちょっとお言葉だったみたいですが、町長から今言っていただいたんですけれども、私が先ほど述べたかったのは、大川小での教育のすばらしさはお話しさせてもらいましたけれども、私の勤務経験では、熱川小にも、それから稲取小にもおりましたので、それぞれの学校がそれぞれの地域の中で、それぞれの学校の特色を出して、すばらしい教育をしている。その中に、先ほどの大川小の教育がすばらしいということを言った

つもりであります。そのように御理解いただきたいと思います。

それから、一つの学校に子供たちが集まることで、子供たちが自分たちの町を意識したり、団結力が生まれたり、町としての教育力の一つの形になるということは、そのとおりではないかなというふうに思いますが、ただ、そういう考え方だけで学校を統合していくということになると、日本の国の学校は一つにして、子供たちを育てていくことが一番いいと、理想になりますけれども。そのような現実の中では、やっぱり地域性とか、それぞれのエリアの現状がありますので、東伊豆の町は今、３校の小学校がありますし、２校の中学校がありますので、その方向性を考えていく、検討しているのが、学校教育環境整備委員会であります。

現状で、例えばのお話をさせていただくと、８月に岡谷市との児童交流が毎年行われております。その中で、岡谷を訪れたり、岡谷から子供たちがこちらへ来たりというようなことで交流しておりますが、例えば３校、大川小、熱川小、稲取小の５年生が一緒になって岡谷の子たちを迎え、あるいは岡谷に出かけていって交流します。でも、その場の中で、学校は３校違いますけれども、同じ班の中に入ったそれぞれの学校の子供たちは、同じように結束して、同じように活動を充実させて、同じように楽しく交流しております。その面でいいますと、学校の教室生活や学校教育の生活の場が一緒でなくても、子供たちの団結の意識は、先ほどの話とちょっと矛盾するかもしれませんが、子供たちというのは、そういう心を一つにするという場面は、学校の中だけでもなく、学校の違いを越えて、教育の中でそういう団結力や協調性を示す場もあるということは、ちょっとお話しさせていただきたいと思います。

これから子供たちを育てていくという面では、大事にしていかなければならない。町のことも、それからお互いを大事にすることも、やっぱり原点というか、根底にあるものは一つであるという考え方においては、西塚議員さんのお言葉は非常にありがたいなと思いました。

○議長（村木　脩君）　５番、西塚議員。

（５番　西塚孝男君登壇）

○５番（西塚孝男君）　どうもありがとうございます。

だけれども、何しろ子供本位、やっぱり部活動ですとか、そういうものを考えたとき、やっぱりできない。同じ、さっき教育長が言ったように、日本の一つという中の教育の中で、じゃ東伊豆町の小学校の子供たちは、中学校は部活動ができない子供があっていいのかと思うんですよ。やっぱりそこには、平等という中で、この地域の中の人たちが集まればできることというのはいっぱいあるし、やっぱりそれで、子供たちがしたいということをできないような学校教育だったら、しようがないなと思っているんですよ。

やっぱりこの地域から、みんな大人になれば、いろんなところへ出ていく。だけれども、その中で、やっぱりこの東伊豆町といういい環境の中で、いろんなスポーツをやったり勉強したりしていく中で、切磋琢磨して都会へ出ていく。それで、地域のよさをまた訴えて地域に戻ってくるという、そういうときは、やっぱり子供のときの一つの環境だったり、そういう心が、やっぱり地域に帰ってくる力になるんじゃないかと思っています。

以上で終わります。

○議長（村木　脩君）　教育長。

○教育長（黒田種樹君）　本当に教育にとって大事なことをお話ししていただいたと思います。

子供たちがやりたいこと、挑戦したいこと、そういう思いをできるだけ実現させてあげるのが大人、あるいは町の行政、教育委員会の果たす役割じゃないかなとは思っております。

ただ、現実的に部員の数が減ってきた中で、維持していけなくなる部活があることも、現在は実際にある姿でありますので、本当にできる限り、今の子供たちのために今の町ができること、教育委員会ができることを一生懸命考えて、取り組んでいきたいなというふうに考えております。

よろしくまたお願いいたします。

○議長（村木　脩君）　以上で５番、西塚議員の一般質問を終結します。

この際、２時20分まで休憩します。

休憩　午後　２時０８分

再開　午後　２時１９分

○議長（村木　脩君）　休憩を閉じ再開いたします。

◇　栗　原　京　子　君

○議長（村木　脩君）　次に、３番、栗原議員の第１問、不幸な猫を減らす対策についてを許します。

３番、栗原議員。

（３番　栗原京子君登壇）

○３番（栗原京子君）　皆様、こんにちは。

今回、２問の質問を事前に通告してございます。御答弁は一問一答にてお願いいたします。

まず、１問目は、不幸な猫を減らす対策についてお伺いいたします。

日本全国では、およそ2,100万頭の犬・猫が飼われています。人間にとって、ペットは大切な家族の一員です。人の心を癒やし、さまざまな形で生活を心豊かにしてくれています。一方で、全国の自治体で引き取られる犬・猫は年間22万頭を超え、そのうちの約16万頭が毎年殺処分されているそうです。これは、１日当たりに換算すると400頭にもなります。

将来的殺処分をゼロにするため、環境省は平成25年11月、人と動物が幸せに暮らす社会の実現プロジェクトを立ち上げ、全国の自治体でもさまざまな取り組みがなされています。猫は年に二、三回赤ちゃんを産み、一度に五、六匹ほど産まれますので、どんどん増えていきます。繁殖時期になると、鳴き声がうるさい、軒下や倉庫で赤ちゃんを産んでしまった、家の周りにふん尿をしたり、いたずらをして困っているという声をよく耳にします。野良猫に餌を与える行為がさらに野良猫を増やしている。かわいそうという優しさから来る行為が、結果として、かわいそうな不幸な猫を増やしてしまっているというのが現状です。

その現状を改善するために、各地域で取り組んでいる活動があります。地域猫やＴＮＲ活動です。ＴＮＲとは、Ｔｒａｐ（捕獲）、Ｎｅｕｔｅｒ（不妊手術）、Ｒｅｔｕｒｎ（戻す）の頭文字をとったもので、野良猫を捕獲し、不妊手術をした後、また地域に戻すという活動です。2014年に行われた調査では、ＴＮＲを受けた群れ、受けなかった群れを比較したところ、ＴＮＲを受けた群れは２年間で約36％の猫の個体が減少し、受けなかった群れでは、逆に47％の増加があったそうです。

そこで、次の２点についてお伺いします。

１、地域猫の定義と対応について、町の見解は。

２、繁殖や増加抑制をする活動をされている個人やグループに、地域の快適な生活を確保する環境美化といった観点を含め、去勢避妊手術の助成ができないものか。

以上２点について御答弁をお願いいたします。

○議長（村木　脩君）　第１問の答弁を求めます。

町長。

（町長　太田長八君登壇）

○町長（太田長八君）　栗原議員の第１問、不幸な猫を減らす対策については、２点からの質

問ですので、順次お答えいたします。

１点目の地域猫の定義と対応について、町の見解はについてですが、地域猫につきましては、飼い主のいない猫を捕獲し、去勢不妊手術を施し、目印をつけた上で再び町なかに放し、自然減少するのを目的としているものと認識しております。この方法によりますと、一見して地域猫と野良猫との区別がつきにくく、ふん尿被害や猫を好ましく思わない方への影響についての解決策とは考えられませんので、現状では導入する考えはありません。

２点目の繁殖や増加抑制をする活動をされている個人やグループに去勢避妊手術の助成ができないものか、お考えはについてですが、昨年、熱川の温泉場で野良猫が増え、困っているとのお話を聞き、近隣の助成制度を調べ、それをもとに草案を検討いたしました。その際、去勢避妊した猫につきましては全て引き取っていただき、飼い猫として室内で飼うことを条件とした経緯がございます。その後、熱川では地域の協力を得て、餌をむやみに与えないことで鎮静化をしている状況と伺っております。

このように、野良猫を減らす一番有効な方法としては、無責任に餌を猫に与えないことと考えております。当面は、そういう方策を地域の方に徹底していただき、推移を見守っていく考えでおり、助成につきましては現状では考えておりませんので、御理解をお願いいたします。

○議長（村木　脩君）　３番、栗原議員。

（３番　栗原京子君登壇）

○３番（栗原京子君）　御答弁ありがとうございます。

確かに地域で一生懸命そういう活動をされている方がいる地域は、猫のほうもだんだん減少するという効果が見られていると思いますけれども、やはり増えて困っているんだけれども、かといって、やっぱり手術には結構金額も、１万5,000円から３万円以上かかるものですから、なかなかそこまではできなくて、困ったなという思いはあっても、我慢していただいているという地域も多々あるのではないかなというふうに思います。

地域猫と飼っている猫が外に出ているのが見分けがつきにくくて、そういう政策をやるつもりはないということでしたけれども、かといって、困っている方がたくさんいる中で、町として何も手だては打たないのかという部分もございます。何か考えていただいて、意識啓発といっても、やっぱり愛知県なんかの学校だと、道徳の時間に命の教室ということで、そういう猫とか犬の殺処分の現状を子供たちに教えて、命の大切さだったり、あと犬・猫を責任を持って、命が終わるまでちゃんと飼っていくという教育に取り入れているところもある

ようですので、町としても減っていくように何か対策を講じていただきたいと思いますが、何かそこら辺はいかがでしょうか。

○議長（村木　脩君）　町長。

（町長　太田長八君登壇）

○町長（太田長八君）　この野良猫、地域猫と、今の中で道徳、これは当然やっていかなければならない。

昨年、熱川の地区の方が、本当に野良猫が増えて困ったから、何とかしてほしいと町に要望してきました。そのとき、あと伊東のことを参考に、ある程度つくったのが現状でございますけれども、まずは地域の方で話し合いをしてほしい。そして、むやみに餌を与えないでやってほしいという中で、その方向でやってみて、それから、熱川地区の方からそういう要望が来ておりませんので、そういう野良猫対策というのは、まず地域の方でやっていただいて、やることは言ったように、ある程度やったんですけれども、それ以降来ていませんもので、野良猫対策につきましては、なるべく地域の中で話し合った中で、少ない方向でやっていきたいし、そういう中で、町が手助けできるものは手助けしていきたい、そういう考えでございます。

さらに、地域猫に関しましては、今言ったように、命の大事さ、これは本当に大事でございますから、その辺また、うちの町は命の大切さ、動物、やっぱりそういうことは絶対必要だと、命の大切さ、これは絶対必要だと考えております。

そういう中で、また再度、地域猫、現状では導入するつもりは考えておりませんと答弁いたしますけれども、これは検討した中で、やっぱりこれはぜひとも必要かなとなれば、それはやっぱり導入しなければならんと考えておりますので、この辺はちょっと考えさせていただきたいと思います。

以上です。

○議長（村木　脩君）　３番、栗原議員。

（３番　栗原京子君登壇）

○３番（栗原京子君）　ありがとうございます。

マハトマ・ガンジーが残したとされる言葉の中に、こんな言葉があります。「国の偉大さと道徳的発展は、その国における動物の扱い方でわかる」、私はこの言葉にとても感銘を受けました。動物たちに優しい社会は、私たち人間にとっても住みやすい社会であると思います。東伊豆町は、ぜひ動物たちに優しい、私たちにも優しい政策を講じていっていただきた

いなというふうにお願いして、質問を終わりたいと思います。ありがとうございます。

○議長（村木　脩君）　次に、第２問、認知症施策の推進についてを許します。

３番、栗原議員。

（３番　栗原京子君登壇）

○３番（栗原京子君）　引き続きまして、２問目の認知症施策の推進について伺います。

団塊の世代が75歳以上となる平成37年を見据え、厚生労働省は2015年、今年１月に、認知症施策推進総合戦略、新オレンジプランを作成いたしました。高齢者の４人に１人は認知症または予備軍と言われている現在、政府は、10年後の2025年には認知症患者が700万人、約５人に１人まで増加するとの推計を発表しました。新オレンジプランでは、こうした背景をもとに、認知症の人の意思が尊重され、できる限り住みなれた地域のよい環境で、自分らしく暮らし続けることができる社会の実現を目指すということを基本的考えに据え、具体的な対策が進められる予定です。

そこで、我が東伊豆町における認知症施策の推進について、次の３点を伺います。

１、東伊豆町の認知症の方の人数などの現状と課題は。

２、新オレンジプランに、認知症初期集中支援チームや認知症支援推進員を2018年までに全市町村に設置することとされているが、東伊豆町の取り組みはどうか。

３、本人や家族が気軽にチェックできるよう、認知症簡易チェッカーを町のホームページに導入するお考えは。

以上３点について、よろしくお願いいたします。

○議長（村木　脩君）　第２問の答弁を求めます。

町長。

（町長　太田長八君登壇）

○町長（太田長八君）　栗原議員の第２問、認知症施策の推進については、３点からの質問となっておりますので、順次お答えいたします。

１点目の町内の認知症の方の人数などの現状と課題はについてお答えいたします。

介護認定者の中で、医師からの意見書に認知症の所見が見られる人は、平成26年度の調査では、認定者666人中378人となっております。

国の認知症施策推進総合戦略、いわゆる新オレンジプランでは、2025年には65歳以上の約５人に１人は認知症高齢者となると推計しております。認知症の人の増加が見込まれる中、ひとり暮らし高齢者や高齢者世帯、徘回、権利擁護業務などの増加が予想されます。

次に、２点目の認知症初期集中支援チームや認知症支援推進員の設置に向けての町の取り組みはについてですが、介護保険制度の改正に伴い、平成30年度から包括的支援事業の中で認知症施策の推進が示され、各市町で認知症初期集中支援チームを設置することとなります。事業実施には、認知症サポート医の指導のもと、医療・介護の専門職が、認知症の人やその家族の初期支援を行うこととなります。医療資源の状況などを勘案し、広域での設置を踏まえて検討を行っていきたいと考えております。

認知症地域支援推進員も同様に、平成30年度から設置することとなりますが、包括支援センターの社会福祉士が講習を受け、推進員となり実施していく計画であります。

次に、３点目の認知症の簡易チェッカーを町のホームページに導入するお考えはについてですが、近隣では伊東市で認知症簡易チェックシステムを導入しております。ホームページや携帯電話から専用のチェックサイトに移動し、20項目の質問に答えると、認知症レベルが表示され、相談先の一覧や予防10カ条が表示されるものであります。

今後、認知症高齢者の増加が見込まれる中、チェックシートの必要性、インターネット媒体と紙媒体の比較、システム利用料などを勘案し、検討してまいりたいと考えております。

○議長（村木　脩君）　３番、栗原議員。

（３番　栗原京子君登壇）

○３番（栗原京子君）　御答弁ありがとうございます。

660人中378人の方が認知症ということで、５人に１人がなっていくだろうという予想でした。この数字を見ても、認知症は本当に誰でもなり得る、ありふれたというか、ごくごく身近な病気であるということがうかがえると思います。

ただ、家族としては、何か人に隠したいとか、おじいちゃん、おばあちゃん、最近何かちょっと変だなと思っても、何となく本人に言いづらかったり、また、本人に言っても本人が認めなかったりということで、症状が進んでしまうということも多々あるようであります。

認知症の場合は、早期発見、早期治療が本当に大切だということで、治療がおくれてしまうと、なかなか薬を飲んでも効果が出ない。本当に初期のうちに薬を飲んだり、いろんなリハビリというか、デイサービスとかに通うことによって、曲線を緩やかにしていくことができるというふうに言われています。

認定医がいないということで、広域化ということを町長もおっしゃっていましたけれども、静岡県でも認定医がいないのが、空白域が、賀茂郡の東伊豆町、河津、松崎、南伊豆、そして川根本町の５町だけなんですね。本当に、お隣の伊東とかに応援をいただいたりしながら、

早く初期集中治療チームをつくっていただきたいなというふうに思います。

チェッカーのほうなんですけれども、やはり家族が、御本人に内緒でというのか、どうなのかなと調べて、最終的に、じゃこういう場合はどこに行くようにという、たどり着けるような、そういうものをぜひ導入していただきたいなというふうに思います。

紙媒体もありますね。これが前に回覧板で回ってきて、この中に認知症のチェックシートが入っていました。ただ、これ、１回回覧板で回っただけなので、なかなかそのときは、ああなんて思っても、忘れてしまったりとか、気づいていない方もいらっしゃると思うので、今役場とかには置いてあるとは思うんですけれども、例えばいきいきサロンであったりとか、何か人が集まるところにこういうものを置いて、また意識してもらえるようにしたらいいかなというふうにも思いますし、また、町でやっている特定健診がありますけれども、特定健診の中に認知症のチェックというのは入れられないでしょうから、同時に別室で町の事業として、そういう地域包括支援センターの担当の方が入って認知症チェックみたいなこともしていただけたら、よりいいのではないかなというふうに考えているんですけれども、そこら辺はいかがでしょうか。

○議長（村木　脩君）　町長。

○町長（太田長八君）　まず、認定医も、おとといの新聞ですかね、何しろ二、三日前の新聞で、今栗原議員が言ったように、認定医がいない町、５町ですね、うちと河津、南伊豆、松崎、そして川根本町。そのときは本当にがっかりしました、正直。やっぱりこれは何とかしなければならないと考えている中で、やっぱり単独では難しい、これは広域で早急に認定医がいるような方向で、これはやっていきたい、そういう考えでございますもので、御理解願いたいと思います。

さらに、認知症の簡易チェックシステム、一応皆さん、答弁するときに、各担当で打ち合わせをするんですけれども、伊東のチェック、これは果たして認定者ができるかなと。今言った、家族がやるなら問題ありませんけれども、果たして認知症に近い人、本人がやるとなると、果たしてそれができるかなということで話題となりました。そういう中では、これが本当に有効性があれば、それはある程度やってもいいと思います。また、紙媒体のことも言いました。紙媒体のほうが、そういう人にとってはやりやすいんじゃないかと議論しましたもので、これは検討させていただきたいと思います。

あと、今提案されました、特定健診の中に別室で認知症のチェック、これはまた現場の原課と相談しまして、できればその方向でやっていきたいし、それに対して、またある程度の

人的、結構厳しいかということも、いろいろな中でまた、これは検討させてください。今ここで即答できませんもので、その辺は検討させていただきたいと思います。

以上です。

○議長（村木　脩君）　３番、栗原議員。

（３番　栗原京子君登壇）

○３番（栗原京子君）　ありがとうございます。

地域包括ケアシステムを構築していくときに、まず認知症問題が一番大きなことなのかなというふうに思います。その認定症の中でも、早期発見、早期治療が、まず一番重要なのかなというふうに思いました。なので、ぜひ、やっぱり家族がそのチェッカーを見て言っても、なかなかそれが認定につながらないんじゃないかと町長がおっしゃいましたけれども、やっぱり公的な方に本人に言ってもらわないと、なかなかそこが受診につながらないのかなというふうに思いますので、ぜひいろいろ検討して、前向きに施策をやっていただきたいなというふうに思います。

以上で質問を終わります。

○議長（村木　脩君）　答弁はよろしいですか。

以上で３番、栗原議員の一般質問を終結します。

◇　鈴　木　　勉　君

○議長（村木　脩君）　次に、12番、鈴木議員の第１問、経済活性化に向けた元気なまちづくりについてを許します。

12番、鈴木議員。

（１２番　鈴木　勉君登壇）

○１２番（鈴木　勉君）　皆様、こんにちは。お疲れのところ、御苦労さまでございます。

通告は３問してございますが、答弁は各１問ずつお願いいたします。

第１問、経済活性化に向けた元気なまちづくりについてをお伺いいたします。

全国各地、観光地化されております。「伊豆は一つ」という発想で、市町の首長が誘客対策やまちづくりに努力していることは私も認知しております。伊豆の中でも、地域間競争に努力しなければ、東伊豆町は取り残されてしまいます。

そこで、現在町が関係し、行われております数々のイベントの現状と成果についてをお伺いいたします。答弁のほど、よろしくお願いします。

○議長（村木　脩君）　第１問の答弁を求めます。

町長。

（町長　太田長八君登壇）

○町長（太田長八君）　鈴木議員の第１問、経済活性化に向けた元気なまちづくりについての現在、町が関係し、行われている数々のイベントの現状と成果についてお伺いしますについてお答えいたします。

現在、町が補助金や職員等の人的支援をしている主なイベントといたしましては、細野高原すすきイベント、ほたる鑑賞の夕べ、とうきゅうカップ東伊豆クロスカントリー大会等が挙げられます。中でも、細野高原すすきイベントは５回目を迎え、40日間の来場者が１万3,226人と過去最高を記録しました。特に今年は、全国紙への掲載を初め、全国ネットのテレビ放映がされるなど大きな反響を呼び、アンケート調査でも、９割の方が細野高原のイベントに満足しているとの喜ばしい結果が得られました。

また、ほたる鑑賞の夕べは13回目を迎え、11日間の来場者は4,503人で、年々知名度が上がり、誘客にもつながっております。

とうきゅうカップ東伊豆クロスカントリー大会は、昭和59年の開催以来、実に今年で32回目を迎え、毎年1,200人ほどがエントリーされ、参加者の約10％が当町に宿泊されております。

次に、町から補助金を受けて開催される主なイベントといたしましては、どんつく祭り、秋の伊勢海老漁解禁感謝祭、海上花火大会、石曳き道灌まつり、ムーンロード謝月祭等であり、各地区観光協会が観光の目玉イベントとして開催しております。

なお、雛のつるし飾りまつりには、町から素盞嗚神社雛段飾りへの補助とともに、間接的な支援としまして、無料休憩所でのみそ汁等のサービスを実施しております。

町といたしましては、費用対効果はもとより、運営面での課題や反省点を踏まえて、イベントの内容をより魅力的・効果的なものに変え、交流人口の拡大を図るとともに、経済波及効果や誘客に結びつけることを狙いとするものであります。短期間で目に見える成果を求めるものではなく、長い目で見守り支援していくことも必要であると考えておりますので、御理解をお願いいたします。

○議長（村木　脩君）　12番、鈴木議員。

（１２番　鈴木　勉君登壇）

○１２番（鈴木　勉君）　私も長年、議員以外の、議員にさせていただく前からも、観光関係には関与しておるわけでございますけれども、そういう点を踏まえましても、行政としては非常に努力いたしまして、町の経済活性化に努めておるということにつきましては、理解もできますし、感謝も申し上げたいなと思っております。

しかし、今の町長の答弁の中にも、ちょっとわかりにくかったのは、成果については、今求めることでなくして、これから先にも及ぶことですという答弁があったような気がするんですけれども、先ほども一番先に私が言ったみたいに、私も長年つき合ってきて、今この成果なのかなという、ちょっとそういう、私としても言葉に詰まるんですけれども、懸念があるわけでございますよね。

そこで、今の東伊豆町の現状でございますけれども、町内のお客様の動向、これについては、非常に私も懸念するんですけれども、どうなのかなという心配事でございます。ある同業者の方だとか、商業だとか、いろいろな方たちに聞きましても、景気はどうですかという私からの質問に対しましては、非常に悪いねという答えが多く返ってくるわけでございます。

先ほども私も言ったとおり、行政の今までのイベントのやり方が悪いとかと、そういうことを批判するつもりは毛頭ありません。しかしながら、それに少し手を加える、プラスアルファのアイデアを出していかなければ、やはり町は豊かになっていかないのかなと、私、そういう考え方で、今回の質問をさせてもらっております。そこら辺について、町長はどうお考えか、よろしくお願いします。

○議長（村木　脩君）　町長。

○町長（太田長八君）　私は壇上では、長い目で見てくれと言いました。これは基本的に、今始まった事業に対しては長い目で、当然、鈴木議員も言うように、クロカンとかは今度は、本当に長い32回目を迎えております。

そういうので一旦は、もう大分マンネリ化したから、じゃクロカンの内容を変えましょうかというところまで来ました。しかし、変えましょうかと言いましたその年にまた戻ったもので、じゃ現状のままでいいのか、またこれをさらに充実させればいいのかなという中で、これは日々検討はしております。

そういう中で、町の経済の活性化、基本的には経済ですから、私は商工会がちゃんとしっかりしてもらいたいと思うんですよ。基本的には、町がこれをやるじゃなくて、商工会のほうが、こういうことをやりたいから、町に何とかお願いしたいんですよと言って、これが本

来の姿だと思うんです。町がこういうことをやるから商工会にじゃなくて、商工会の現場のほうから、こういうことをやりますもので、町に何とかお願いしたいです、これが本来の姿でございますから、その辺はまた議員の皆さんも承知して。

何しろ町の経済の活性化につきましては、商工会が中心となった中で、それで町が支援できるものは支援していく、そういう中で町の経済の活性化、これは取り組んでいきたいと考えております。

そういう中で、数々のイベント、本当にあります。果たしてこれだけ、また職員が出て、本当にいいのかなと、私も疑問に思うところもあります。いろいろまた検討した中で、この町がイベント、どのような方向が一番いいものかなということは、また再度検討した中で、一番よりよい方向、ベスト、ベターの、ベストが一番いいんです、ベターの方向でいけばいいのかなと考えておりますもので、御理解願いたいと思います。

以上です。

○議長（村木　脩君）　12番、鈴木議員。

（１２番　鈴木　勉君登壇）

○１２番（鈴木　勉君）　今、町長の答弁のとおりですよ。行政の力と、それだけではもう立ち行かないんだよという形は、私も当事者として理解しております。本当に１人１人の業者が、それぞれに汗をかいていかなければならないという形は、本当に私も身につまされる思いでわかっております。

私の一つの思い方なんですけれども、行政の方たちは知恵とお金を出していただいて、汗は私たち民間がかくものだと。そういう経済を成り立てていかなければ、将来展望はないんだよという発想の中に私はいるもので、よろしくお願いしたいなと思います。

答弁しますか。よろしくお願いします。

○議長（村木　脩君）　町長。

○町長（太田長八君）　やっぱり町は支援、その中でやっぱり、個人の商店の方もある程度知恵を出してもらいたいんですよね。やっぱり町が知恵を出す、現場のほうも知恵を出した中でやっていくのじゃないかと考えておりますもので、その辺はまた御理解願いたい。当然それに対しまして、町が支援していくことはやぶさかではございませんもので、その辺はよろしくお願いいたしたいと思います。

以上です。

○議長（村木　脩君）　次に、第２問、町内散策型のまちづくりについてを許します。

12番、鈴木議員。

（１２番　鈴木　勉君登壇）

○１２番（鈴木　勉君）　それでは、第２問、町内散策型まちづくりについてをお伺いいたします。

雛のつるし飾りや河津桜まつり期間には、多くの観光客に来てもらっております。また、先ほども答弁ございましたとうきゅうカップやススキまつりで、山間地に多くの観光客が来てくれております。この観光客をどう町内に取り込むか。町を初め、多くの関係する業者も努力しなければなりません。

課題は多くありますが、町を訪れてくれた人たちに、１カ所集中型、１本の道路通行型でなく、くまなく町内を散策していただき、町のすばらしい魅力を発見していただき、また来てみたい町、そのようなまちづくりをしていかなければ、東伊豆町の将来は暗いものになってしまいます。私の取り越し苦労であればよいのですが。

そこで、お伺いいたします。

１点目、旧岬の館２階を２月、３月の期間限定で展示会場として活用できないかどうか。

２点目、三嶋神社の階段にひなの段飾りは、町として提案できないかをお伺いさせていただきます。

○議長（村木　脩君）　第２問の答弁を求めます。

町長。

（町長　太田長八君登壇）

○町長（太田長八君）　鈴木議員の第２問、町内散策型のまちづくりについては、２点からの質問ですので、順次お答えいたします。

１点目の旧岬の館２階を２月、３月の期間限定で展示会場として活用できないかについてですが、旧岬の館につきましては、施設の老朽化に伴い、雨漏り等修繕しなければならない箇所があり、来年２月、３月の期間の活用については厳しいものがあるかと考えられますので、御理解をお願いいたします。

２点目の三嶋神社にひなの段飾りは町として提案できないかお伺いしますについてですが、今年の雛のつるし飾りまつりの来場者は９万5,031人で、前年に比べ9,433人の増、11％のプラスとなり、３年ぶりに前年実績を上回りました。特に、２年目を迎えた素盞嗚神社雛段飾りは今年も好評となり、昨年の倍近い6,904人を記録し、全体の来場者の押し上げに貢献いたしました。

しかしながら、つるし飾りの認知度は年々向上してはいるものの、平成16年の26万6,000人を超えるピーク時の来場者に比べ、10万人を割り込む現状には、大きな危機感を抱くとともに、にぎわい創出等への新たな取り組みが必要であると考えております。

御指摘の三嶋神社のひな段飾りにつきましては、素盞嗚神社及びむかい庵から文化公園までの両拠点間をつなぐ来遊客の重要な動線の役割を担うことから、既に主催者である稲取旅館組合には提案させていただいております。

○議長（村木　脩君）　12番、鈴木議員。

（１２番　鈴木　勉君登壇）

○１２番（鈴木　勉君）　今、町長の答弁をいただきましたけれども、非常にてんのうびなの飾りにつきましては、当初非常に皆さん方、先行きに対して不安があったじゃないですか。二番煎じであるとか、非常にこういう飾りつけをして、どれぐらいの人たちが見てくれるのかという、そういう懸念がそのとき芽生えたと思いますね。しかしながら、現在というのか、去年までの成果というものを見ると、非常に我々が想像した以上の成果が生まれてきているというのは、皆さん承知の上じゃないのかなと思いますけれどもね。

そういう形の中で、去年の雛のつるし飾り、桜まつりの町の中のお客さんの動向の、そういうものを鑑みますと、駅からおりて、てんのうびなを見て、それから、下のつるし会館、天草会館ですか、そちらを見て、それからまた信号のところを文化会館に行く人と、それから、そちらを見ないで、信号のところを右折して文化会館のほうに行くという、そういう流れが今、非常に大きくなっていて、先ほど言ったみたいに、１カ所集中型と１本の線型という表現がそこに出てくるわけなんですけれども、そういう形の中でのまちづくりというのは、大きな町と違って、非常に小さな町ですから、やはりくまなく町の中の魅力を探していただきたいなという、そういうまちづくりをしていきたいという形の中での提案なんですけれどもね。

今度、町長の一つの働きによりまして、東海汽船が２月、３月に運航していただくという運びになったわけでございます。ということは、岬の館も切符売り場とか、待合所として活用できるのかなという気持ちがあるわけですよね。

そこで、２階のほうは恐らく閉鎖して、使っていかないというものだろうと思うんですけれども、そこが非常に私は提案として、ここに町の有志の方たちに展示会を、展示場として開放していただいて、そこで作品を飾っていただき、時間的に待ち合わせをする人たちもそうですけれども、町内を歩く人たちにも、そういう見学する場所が増えましたよという情報

発信のもとに、町の中を歩いていただけるという形が、可能性としてはあるのかなという思いで、私は今、話をさせてもらっているわけですよね。

それで、てんのうびなと同じように、できれば、これはやる人たちの苦労が非常に伴うわけですから、やらせなさいという言葉は使いたくないんですね。相談して、向こうが、関係者の方たちが、対応してみましょうかねとか取り組んでみましょうかねとかと、そういう言葉が出たならば、私は三嶋神社の境内は、非常に間隔も短いでございますし、それから、すぐに公民館が隣にあります。ですから、西町の区長さんなんかと相談すれば、収納場所としては貸していただけるのじゃないかなという、そういう気持ちがありまして、町の中を歩いたときに、もちろん歩く人たちに少しでも見ていただきたいと、広く面を使って見ていただきたいなという、そういう思いで発想しているわけなんですけれどもね。

観光協会のほうに打診をしていくという形については、町長、もう一度お考えがあったら、聞かせていただけますか。

○議長（村木　脩君）　町長。

○町長（太田長八君）　まず、この第２問、鈴木議員の提案として受けとめております。

そういう中で、素盞嗚神社、これはとにかく私も懸念いたしました。基本的には、観光客が来るというか、まず展示するときに、いかに手際よく展示して、いかに手際よく雨の時撤退するか、そのとき事故が起きないか。それは投げかけたんですよ。そういう中で、旅館組合のほうは、じゃこういうことをやる、こういうことをやるという中で、明快な回答を出した中でやっておりますもので、今本当、大変一つの柱となっております。

やっぱりつるし飾りのときには、素盞嗚神社の段飾りを見たいという方がかなり多くなってきておりますもので、これはやっぱり旅館組合がそういう提案した中で、町が対する、こういう疑問に対しまして、明快な回答をやってきましたもので、やっぱりやりたいとなったら、町から、じゃこうやったらどうですかといった中で、そういうことを提案してきたもので、これをやったら、今大盛況になっておりますもので、これは町としても大変ありがたいと感じております。

そういう中じゃ、やっぱり点ではなく線、面として、この町の歩き、これはまさしく鈴木議員、本当すばらしい考え方。そういうなかで、前々から基本的には、三嶋神社のところに、素盞嗚神社のようにひな壇飾りをやったらどうかということは提案しております。やっぱり今の現状では、人的にちょっと厳しいものということは言われておりますもので、これは引き続き、町といたしましても提案はしていきたいと、やっぱり町の中を歩かせるということ

は大変重要なことですから、それが一つ町の活性化にもつながってまいりますもので、それに対してまた、つるし飾りの来誘客が増えれば本当にありがたいことですから、これは再三再四、旅館組合のほうには提案していきたい。

さらに、今言った、東海汽船が復活して、昔の旧岬の館、これを東海汽船の発着所として活用・利用いたしますけれども、聞いているのは、１階だけは東海汽船等が利用して、２階は使わないと聞いております。今、鈴木議員が２月、３月とか、私は四季を通じてできればいいかなと考えていますけれども、最初は２月、３月、間に合えば本当、今回やりたかったんですけれども、やっぱり壇上で言ったように、結構建物が傷んでおりますもので、ある程度修繕した中で、来年までに何とか、この２階を町の活性化に活用していきたい。そういう考えでございますもので、御理解願いたいと思います。

以上です。

○議長（村木　脩君）　12番、鈴木議員。

（１２番　鈴木　勉君登壇）

○１２番（鈴木　勉君）　町長の今の答弁のとおりだと思いますよ。私はこれから、町長が今答弁されたように、時間をかけて期待をしていきたいと、そういう気持ちでございます。

ですから、本当は私としても、こういう発想というものは早くに提言して、平成28年の雛のつるし飾り、桜まつりと、そういうものに合わせていくべきだろうというものがありますけれども、私のほうのこういう提案がちょっとおくれたという形もございますけれども、町長の答弁のとおりに、これからもやはり努力を続けていっていただきたいなというのは、これがお願いでございます。

なぜ、そういう形のお願いをしていきたいなと思うのは、前回の一般質問では、はさみ石というものがありますと。これを何とかして世の中に認知していただき、非常にへんぴなところなんだけれども、本当に魅力があるものだったら見に行ってくれるという人たちを増やしたらどうかというのを提案させてもらったんですけれども、今回はそれには触れないでやります。

「伊豆は一つ」と、それぞれの首長さんたちは会議等を開いて、イベント対策にも努力しておりますことは、私も新聞報道とかテレビで見ておりますから知っております。韮山の反射炉が世界の文化遺産になりましたことも、皆さんも御存じだと思います。すばらしいことではありますけれども、しかし、韮山反射炉が文化遺産の登録の認定後に、伊豆半島の東海岸に来てくれる観光客が増えたのかなと。そこら辺がまた心配事でございます。

数字が違っていたら非常に申しわけないんですけれども、東海岸に来てくれる、東伊豆、河津、下田、南伊豆とかいう、こういう、よその町までのことを心配しちゃいけないんですけれども、来誘客が減っているのかなと。私は、おばさんが韮山反射炉のすぐ近くにいるんですけれども、非常ににぎやかで、渋滞して困りますよと。そういう地域としての、駐車場問題、踏切のところで渋滞する問題、いろいろ混んで困るという問題点は話を聞いているんですけれども、混んだら困るなという気持ちもあるんですけれども、残念ながら、我が町もそうですけれども、伊豆半島の多くの地区には、世界遺産に登録申請するような神社やお寺などの建物はございません。これは御存じだろうと思うんですけれども、ジオパークは世界遺産にとかという形がございますけれども、ジオパークは伊豆全体の問題でございまして、東伊豆町だけの地域の問題ではなくなっておるわけでございますね。

私たちの問題としたら、やはり東伊豆町の経済を中心として考えていきたいなというのが、私は議員としての責任だろうという気持ちがございますものですから、東伊豆町に来ていただける観光客、来誘客が喜んでくれるよいところ、見ていただきたいところ、小さなところですから、小さな町ですから、小さな魅力の発信をしていく必要性が十分あるのではないかなと。

ごめんなさい、先ほどの質問と今の質問とは重なってくるわけなんですけれども、思いはそういう思いで、今度の第２問につきましては質問させていただいておりますものですから、御理解のほどをよろしくお願いしたいと思います。

答弁ございますか。

○議長（村木　脩君）　町長。

○町長（太田長八君）　韮山が世界遺産になって、東海岸にどのような影響があったか。それはまだ調べてはおりません。しかしながら、伊豆の国市の小野市長が、基本的には世界遺産に載ったことによって、とりあえず来てもらっている、さらに奥へ行くような方策をしましょうということは言っておりますもので、これは７市６町の美しい伊豆創造センターの中で、その辺は検討していくと考えております。

「伊豆は一つ」と言いましても、やっぱり小さなものがきらりと光った中で、一つがよくなれば、また美しい伊豆創生ということになりますもので、やっぱり鈴木議員が言ったように、この東伊豆、小さくてもいいからきらりと光るもの、これはやっぱり必要だと考えておりますので、それは見つけていきたい、そういう考えでございます。

二、三日前、本当、町の景観で、韮山の反射炉に行ってまいりました。やっぱり相当活気

がありました。そういう中で、反射炉の近くにあった商店なんて、昔はつるし飾りとか、そういうことで売っていたところが、もう一切やっておりません。基本的にはもう、そういうことはやらなくて、韮山の反射炉、それでやろうという中で、そういう、今まで模倣という言い方はおかしいけれども、そういうことはなくなりましたもので、また違った意味でつるし飾りを売っていく、そういうこともできるのかなと考えております。

本当にもう、駐車場をすごい今つくっております。遅いんじゃないかと自分は考えております。そうすると、世界遺産、反射炉ができたこと、これは大変すばらしいですけれども、やっぱり反射炉というのは、１回来ればもう来ませんから、反射炉、今そうやる中で、反射炉に１回来たときに、また奥に引っ込んで、伊豆半島はまた違った意味で、呼び水として世界遺産の反射炉となってくればありがたい、今はそういう気持ちでございます。美しい伊豆創造センターの中で、伊豆半島全体がよくなるような方向でこれは検討していきたい、そう思っておりますもので、御理解願いたいと思います。

以上です。

○議長（村木　脩君）　12番、鈴木議員。

○１２番（鈴木　勉君）　２問、終わりです。

○議長（村木　脩君）　次に、第３問、岡谷市との交流発展についてを許します。

12番、鈴木議員。

（１２番　鈴木　勉君登壇）

○１２番（鈴木　勉君）　第３問、岡谷市との交流発展についてをお伺いいたします。

１点目、交流の現状と今後についてはどうか。

２点目、岡谷市民に町内業者負担（割引額）のプレミア券を発行した際、町として岡谷市民に対する広告等の努力はできないか、お伺いするところでございます。

この私の質問の趣旨は、現在行われております町内経済活性化対策といたしまして、東伊豆町民を対象いたしまして行っております、町の補助金で発行するプレミア商品券と異なり、町外のお客様が利用していただいた店、受益者負担のプレミア券の発行を考えての提案でございます。そのことを御理解して、答弁のほどをよろしくお願いしたいと思います。

○議長（村木　脩君）　第３問の答弁を求めます。

町長。

（町長　太田長八君登壇）

○町長（太田長八君）　鈴木議員の第３問、岡谷市との交流発展については、２点からの質問

ですので、順次お答えいたします。

１点目の交流の現状と今後についてはどうかについてですが、岡谷市とは、本年３月２日に姉妹都市交流締結30年の節目を迎え、６月３日に当町で岡谷市・東伊豆町姉妹都市締結30周年記念式典を行ったところです。現在、行政交流、児童交流、物産交流、民間でのスポーツ（野球）交流などが実施されております。引き続き、今後も友好関係をさらに深め、交流の推進を図ってまいりたいと考えておりますので、御理解をお願いいたします。

２点目の岡谷市民に町内業者負担（割引額）のプレミア券を発行した際、町として岡谷市民に対する広告等の協力はできないかお伺いしますについてですが、観光を基幹産業とする当町においては、姉妹都市や友好関係市町等との相互の物産展やイベントを通じた交流、さらには観光キャンペーンの開催などの連携を強化し、交流人口の拡大を図ることが大切であると理解しております。

お尋ねの岡谷市民を対象とした町内業者負担のプレミアム券につきましては、誘客及び経済対策の新たな試みとして注目すべきことと受けとめておりますが、この事業の趣旨にどれだけの町内業者が賛同し、参画してもらえるかが大きな課題であると考えております。

いずれにいたしましても、当事業が民間主導によって実施されるものであれば、岡谷市民へのＰＲ等の告知につきましては、両市町の広報やホームページの活用を含め、支援してまいりたいと考えております。

○議長（村木　脩君）　12番、鈴木議員。

（１２番　鈴木　勉君登壇）

○１２番（鈴木　勉君）　今の町長の答弁、ありがとうございます。

何回も言うようですけれども、私も長年やっておりますから、子供たちの交流とか町民の交流だとか、いろいろとやっていることはわかるんですけれども、私も２年間、前議長としてやらせていただいたんですけれども、そのときに議員交流とか、どんつく祭りとか、向こうの太鼓まつりとかと、そういうときに懇親会の中で、向こうの観光協会の方たちとか、商工会議所ですよね、向こうは。そういう人たちと会話する中で、今の形プラス、私たちも東伊豆町としても、１人でも一般のお客さんが、そういう交流事業じゃなくして、常に来ていただきたい、そういう思いが強いんですよというお話をさせていただいているんですけれども。

そういう中で、自分の発想なんですけれども、向こうから来ていただいた人たちには、宿泊する人もいるでしょうし、日帰りの方もいるでしょうし、また食事だけの方もいるでしょ

うし、土産だけ買って帰る人もいるでしょうし、本当に使い方は千差万別なんですよね。だから、今、先ほども冒頭に申したとおりに、町が補助金を出して、プレミア券の発行という形は私は求めませんよと言ったのは、そこにあるわけなんですよ。

受益者負担のプレミア券を出したいなというのは、使っていただいた店と使わない店が、町の税金を使った事業で不公平性が出るというのは、一番私はいけないことだと思っておりますから、品物を買っていただいた方、宿泊していただいた方、いろいろな方があるんですけれども、こういう業者の人たちがやはり一堂に会して、自分ができる努力を魅力ある招待券、優待券、プレミア券に表記して、ここの店に行くとこういうものがありますよとかと、そういうパンフレットとかもつくっていきたいなと。

それを提案したら、現在今、この間の補正予算の中では、信越放送の観光キャンペーンというのがここにあるんですけれども、そうじゃなくして、私はこの発想じゃなくして、私が考えたときには、こういうのはちょっとわかりませんでしたけれども、私は岡谷の市民とせっかく長年つき合ってきているもので、岡谷の人たちとの、先ほどの、向こうの観光協会長、商工会議所の会頭だとかに話したときには、東伊豆町に来るときにはこういう券を発行したらどうでしょうかねと言ったら、私たちは置くところについては協力しますよという、そういうお話も進んでいるわけなんですよね。だから、向こうには、岡谷市には一銭の負担もないわけなんですよ。

使った方に、この町に来る魅力として、それが提供できないかなという、そういう形の中での提案ですけれども、そのかわり町としたら、これからこの事業を広げていくためには、何回も会議を開いたり、課長さんがおいでになるんだけれども、どこが主催となってこの会議を招集していくのか、リーダーシップは誰がとっていくのか、どこまで業者を集めてこういう細かい話をしていくのか、受益者負担という形が本当に賛成できるものなのか、おら、それなら嫌だよという形になるのか。そういう会議とか、チラシをつくったり、置き場所の折衝とか、行政ができる仕事があるわけですよね。そういうものに対して、私は、町は行政として、できることについて協力はできませんかというのが今回の質問ですけれども、どうですか。

○議長（村木　脩君）　町長。

○町長（太田長八君）　壇上で言ったように、これは町内の業者がやった中で、町が支援できる、そういうことに対して、その会議の中で、町が出て、じゃこういうふうにいきましょう、それはできると思います。ただ、基本的にはやっぱり、これは町内経済の活性化、商工会が

中心になって、岡谷市さんとのこういうことをやりたいから、町も協力してほしいよと言っていただければ。町がやっぱり、岡谷市とは姉妹提携をしているもので、こういうことをやったらどうかというよりは、やっぱり、今鈴木議員が言ったように、商工会のほうが、せっかく姉妹都市の岡谷市さんがあるもので、岡谷市さんとは相互関係の中でこういうことをやりたいよと言えば、当然町は、それはいろんな意味で支援していくことは壇上で言ったとおりでございますもので、その支援に対してはやぶさかではございませんもので、自発的にこういうことをやっていただければ、町はそれは支援していきます。これは断言できます。

○議長（村木　脩君）　12番、鈴木議員。

（１２番　鈴木　勉君登壇）

○１２番（鈴木　勉君）　今の町長の前向きな答弁、私は確実に信用しておりますから、よろしくお願いしますね。やはり結果としてじゃなくして、私たちが何をしていかなければならないのかという、町をやはり活性化していくという形については、本当に町長には、質問しにくいものも私もあるんですけれども、また町長も、どこまで答弁して、それが成果を結ぶ形になるのか、非常にまた苦慮するところもあろうかと思うんですけれども、ますます私も、こういう細かな目線の低いところで提案をしていきたいなと思っておりますものですから、またよろしくお願いしたいと思います。

本日の質問はこれにて終わります。どうぞ御答弁がありましたら、よろしく。

○議長（村木　脩君）　町長。

○町長（太田長八君）　やっぱりこれを継続してやってもらい、基本的には町の活性化しようとした中で、やっぱりやっていくんですよ。そういう中で役場も入る。二、三年すると役場中心になっちゃうもので、それじゃやっぱり撤退するしかない。やっぱりその中で、今言ったように、ある程度民間の方が一生懸命やっているので町に支援してほしいと、これは本当支援いたしますよ。しかし、あくまでも主役は民間の方だということだけは理解していただきたいと思います。

以上です。

○１２番（鈴木　勉君）　ありがとうございました。

○議長（村木　脩君）　以上で12番、鈴木議員の一般質問を終結します。

◎散会の宣告

○議長（村木　脩君）　以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日はこれにて散会します。

散会　午後　３時１７分

平成２７年第４回東伊豆町議会定例会会議録

議　事　日　程（第２号）

平成２７年１２月９日（水）午前９時３０分開議

日程第　１　一般質問

１．　６番　内　山　愼　一　君

１）地域の活性化について

２．１４番　山　田　直　志　君

１）細野高原利活用について

２）上野墓園の管理について

３）介護保険総合対策事業への取り組みは

４）こども医療費助成について

３．　２番　稲　葉　義　仁　君

１）市民農園について

２）奈良本地区避難地整備事業について

３）町内の防災対策について

日程第　２　議案第６６号　東伊豆町消費生活センターの組織及び運営に関する事項等に関する条例の制定について

日程第　３　議案第６７号　東伊豆町農業委員会の委員の定数条例の制定について

日程第　４　議案第６８号　東伊豆町農業委員会の農地利用最適化推進委員の定数条例の制定について

日程第　５　議案第６９号　東伊豆町準用河川流水占用料等徴収条例の制定について

日程第　６　議案第７０号　東伊豆町道路占用料等徴収条例の一部を改正する条例について

日程第　７　議案第７１号　東伊豆町普通河川条例の一部を改正する条例について

日程第　８　議案第７２号　東伊豆町課設置条例の一部を改正する条例について

日程第　９　議案第７３号　東伊豆町税賦課徴収条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例について

日程第１０　議案第７４号　東伊豆町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

日程第１１　議案第７５号　東伊豆町介護保険条例の一部を改正する条例について

日程第１２　議案第７６号　賀茂地域の広域連携に係る連携協約の締結について

日程第１３　議案第７７号　賀茂広域消費生活センター共同設置について

日程第１４　議案第７８号　静岡県市町総合事務組合規約の一部を変更する規約について

日程第１５　議案第７９号　駿東伊豆地区消防通信指令事務協議会の廃止について

日程第１６　議案第８０号　駿東伊豆地区消防救急広域化協議会の廃止について

日程第１７　議案第８１号　平成２７年度東伊豆町一般会計補正予算（第９号）

日程第１８　議案第８２号　平成２７年度東伊豆町国民健康保険特別会計補正予算（第２号）

日程第１９　議案第８３号　平成２７年度東伊豆町介護保険特別会計補正予算（第３号）

日程第２０　報告第　４号　平成２６年度教育委員会自己点検・評価報告書の提出について

日程第２１　陳情・要望書等の審査について

日程第２２　意見書案第７号　少人数学級の推進等の定数改善と義務教育費国庫負担制度の国負担２分の１復元を求める意見書について

日程第２３　総務経済常任委員会研修視察報告について

日程第２４　文教厚生常任委員会研修視察報告について

日程第２５　議会運営委員会所管事務調査について

出席議員（１２名）

１番	笠　井　政　明　君	２番	稲　葉　義　仁　君
３番	栗　原　京　子　君	５番	西　塚　孝　男　君
６番	内　山　愼　一　君	７番	飯　田　桂　司　君
８番	村　木　　脩　君	１０番	藤　井　廣　明　君
１１番	森　田　禮　治　君	１２番	鈴　木　　勉　君
１３番	定　居　利　子　君	１４番	山　田　直　志　君

欠席議員（なし）

地方自治法第１２１条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町　　長	太　田　長　八　君	副　町　長	鈴　木　忠　一　君
教　育　長	黒　田　種　樹　君	総務課長 兼防災監	鈴　木　利　昌　君
総務課参事	竹　内　　茂　君	企画調整課長	向　井　青　一　君

税務課長	正木三郎君	住民福祉課長	遠藤一司君
住民福祉課参事	齋藤匠君	健康づくり課長	鈴木嘉久君
健康づくり課参事	村上則将君	観光商工課長	梅原裕一君
建設産業課長	鈴木孝君	建設産業課技監	高村由喜彦君
建設産業課参事	鈴木伸和君	教育委員会事務局長	坂田辰徳君
消防長	久我谷精君	水道課長	木田尚宏君
会計課長兼会計管理者	鈴木敏之君		

職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	石井尚徳君	書記	木村昌樹君

開議　午前　９時３０分

◎開議の宣告

○議長（村木　脩君）　皆様、おはようございます。

ただいまの出席議員は12名で、議員定数の半数に達しております。

よって、平成27年東伊豆町議会第４回定例会第２日目は成立しましたので、開会します。

これより、直ちに本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（村木　脩君）　本日の議事日程は、あらかじめ皆様のお手元に配付したとおりであります。

議事日程に従い、議事を進めます。

◎日程第１　一般質問

○議長（村木　脩君）　日程第１、昨日に引き続き一般質問を行います。

◇　内　山　愼　一　君

○議長（村木　脩君）　６番、内山議員の第１問、地域の活性化についてを許します。

６番、内山議員。

（６番　内山愼一君登壇）

○６番（内山愼一君）　おはようございます。

私は、今回は１問の質問でお願いしました。答えについては一問一答でお願いします。

まず、地域の活性化ということなんですけれども、昨日もほかの議員の方もやられたんで

すけれども、今、国は人口の減少を食いとめるために、国民の生活の安定や、あるいは高齢化社会への対応、それから社会福祉の充実を図ることを目的に、新たに新しい計画といいますか、３本の柱を立て、実行を考えています。それは、一つには経済対策、それから子育ての支援、それから、大きい意味では社会保障、この町の中では介護というか、そういうものの充実を考えて、国が施策を講じております。同じように、地方の我々の町においても、同様の課題を克服して、豊かな住民生活を考えていかなきゃいけないと思います。

この点から、次のことを伺います。

まず、第１点については、経済活性化、何度も質問していますけれども、再生の方途ですね。これからどうするのかどうか。それから、今までの重点施策、それから、これからの重点施策については、どういうふうな形をとるのかどうか。それから観光客の入り込み、それから宿泊客の維持、そういうものについてはどう考えていくのかどうか。それが第１点目です。

それから、２番目は、国と同じように、子育て支援についての充実ということですけれども、その中で、いろいろメニューもこの町でもありますけれども、独自的な政策的なものは考えているのかどうか。その辺の２点目を伺います。

それから、３点目は、社会保障といいますか、うちの町で子育てとか、そういうものについては、相当進んでいるところもあるんですけれども、介護の充実といいますか、介護についてはおくれているのかなと。これについて、どう考えるのかどうかを質問していきたいと思っています。よろしくお願いします。

○議長（村木　脩君）　第１問の答弁を求めます。

町長。

（町長　太田長八君登壇）

○町長（太田長八君）　おはようございます。

内山議員の第１問、地域の活性化については、３点からの質問となっておりますので、順次お答えいたします。

まず、１点目の経済活性化（再生）の方途、重点対策、観光入り込み客・宿泊客の維持策はについてですが、まずは経済活性化策の方途、重点施策につきましては、今年度は国の交付金を活用し、町内消費の拡大を図るべく、商工会と連携して20％の消費喚起プレミアム商品券の発行を実施いたしました。さらに、関連業種への経済波及効果が大きい住宅リフォーム振興事業や合併処理浄化槽の補助事業も引き続き実施しております。

次に、観光入り込み客・宿泊客維持策といたしましては、町の観光協会との連携を図り、細野高原すすきイベントを初め、大川ほたる鑑賞の夕べやムーンロード謝月祭、さらには雛のつるし飾りまつり等を企画商品として造成し、ウエブ等の活用での情報発信の強化を図り、販売促進に取り組んでおります。

急増するインバウンドへの対策といたしましては、地方創生先行型交付金を活用いたしまして、台湾、タイ等の現地での観光プロモーションや商談会を開催するとともに、町内ホテル・旅館の無線ＬＡＮ機器設置への補助制度の創設により、外国人旅行者の受け入れ環境の整備に取り組んでおります。

また、国の交付金の活用によりまして、消費喚起宿泊誘客事業として、39歳以下の若年層の旅行者を対象としたふるさと割クーポン券を発行したところ、町内64施設からの参画をいただきまして、７日間で完売となり、宿泊予約に大きな成果を上げております。

なお、長年の懸案事項となっておりました大島航路の13年ぶりの運行再開が決定し、雛のつるし飾りまつりの開催日程が重なることで、伊豆大島椿まつりや河津桜まつりとの広域連携による相乗効果により、団体客を中心とした来遊客の増加が見込まれるものと大きな期待を寄せております。

２点目の子育て支援の独自策はについてですが、こども医療費助成事業として、中学生までを対象に、一部負担金を除く医療費の全額無料化、給食費の一部助成、放課後児童クラブの開設、ブックスタート事業、家族手帳交付事業などを実施しております。また、今年度より、地方創生事業交付金を活用し、子育て用具購入費助成事業、子宝祝金事業を実施しております。

なお、国・県の情報を的確に把握した上で、財政面も考慮しながら、子育て支援を進めてまいりたいと考えておりますので、御理解をお願いいたします。

３点目の介護の充実策はについてですが、平成26年６月の医療・介護総合確保推進法の成立を受けまして介護保険制度が改正され、高齢者が住みなれた地域で生活を継続できるようにするため、地域包括ケアシステムを構築し、在宅医療・介護連携推進事業、認知症の施策推進事業、地域ケア会議推進事業、生活支援体制整備事業などを実施してまいりたいと考えております。

○議長（村木　脩君）　６番、内山議員。

（６番　内山愼一君登壇）

○６番（内山愼一君）　今、町長の答弁にありましたように、相当経済対策についても力を入

れてくれて、私は本当に、昨日もとある議員さんもお話ししたんだけれども、もう少し、私ももともとが商工会にいた人間ですから、民間が活力をつけるためには、やはり商工会の職務というのは経済振興と、それから小規模事業者の経営の改善・発展、それから社会福祉といいますか、そういうことが設けられているわけですね。それで、行政については、それについて補完するような機関、フォローするというか、そういうことが前提だと思います。全く私もそのとおりで考えております。

その中で、国もいろいろ政策的なことを考えて、一つの今度の大きい目安は、法人税を上げるとか、そういう大きいことについては、この町については直接は関係ありません。最低賃金を上げるとか、そういうもろもろの関係だとかあるわけですけれども、その中で一つ注目したいのは、今度、甘利経済大臣が、固定資産税の減免を考えていくようなこともちょっとありました。そんなことが一つの参考になったり、あるいは国土強靱化をするような格好の中で、そういう公共投資を図っていく、そういう大きな角度のことがありますけれども、私はやっぱり、うちの町の関係で、相当入り込み客が減少している、激減している。

それは、ちょっとこの間驚いたのは、11月17日の静岡新聞、伊豆新聞ですか、これは、この地域の入り込み客のことがあったんですけれども、伊豆全体で4,200万人の人間が来ているわけですけれども、その中で、下田のほうには290万人、それから、東伊豆町には154万人。それから、驚いたことには、私は、宿泊数が、下田が93万人、それから、東伊豆町が83万人。下田が93万人、それから東伊豆が83万人ということで、私は相当驚いたわけなんですよ。

それは、平成３年当時、ピーク当時の形を見ると、宿泊の人員でいうと、東伊豆町は162万9,000人、それで、下田は100万人なんですよ。東伊豆町が160万人、それから、下田がその当時108万9,000人。それから、もう少したった18年に、東伊豆町の場合、108万7,000人、それから、現在は83万人。そうすると、私が考えてきたのは、下田は以前は、うちの町の半分の宿泊人員しかいなかったんですよ。それが、今でも下田の場合は、108万人を93万人のことで維持しているんですね。それが、うちの町は、逆に83万人になってしまったんですよ。

それで、この間も、ちょっと私も商工会にも行ったり、それから、観光課長のところにもちょっとお寄りして、いや、これは相当、うちの町のやり方が間違っているということではなくて、これはどういう現象があらわれているのか。その当時の統計のとり方といいますか、逆に今でいうと、旅館の数が同じでなかったとか、あるいは今、その当時と比べて東伊豆が少なくなったとか、いろんな現象があると思います。それから、大きい意味では、私も商工会で、宿泊人員が半減するということについては、旅行形態が違って、全国各地が旅行、観

光地になって、それから、家族連れのお客さんが来なくなるからということで考えていましたけれども、この現象を見たら、もう一度改めて、商工会と連携して調査をしていただいて、下田がなぜこれだけの人員を維持しているかどうかを調査していただいて、分析していただいたものを、できればまた３月議会でも教えていただきたいと思っています。

それから、やっぱり経済の成り立ちということから考えますと、うちの町は、いずれにしても観光の立町ですから、当然、その当時の売り上げについても330億円あったんですよね。それが今、130億円ですか、そういう形になっちゃっているんですね。330億円が130億円です。そういう現象があらわれているものですから、これをもう一度やっぱり喚起していく上では、やっぱり原理原則として、旅館業を中心として、もう一度経済を再生図るというか、そういうことの考え方が必要なのかと思うんですね。それで、旅館が増改築するとか、お客さんが入ってくる中で、商店のほうにお買い物へ行く、それから、建設屋さんのほうに建築をお願いする、増改築をお願いする、そういうことを、もう一度つくる形のものを考えていくことが必要なのかなと。

それについて、改めて商工会だとか産業団体を中心にやっていただきたいと思いますけれども、その辺のことについて、もう一度、町長、どういうふうな考え方をしているかどうか。それをちょっとお聞きしたいと思っています。

それから、２点目の子育て支援についても、今度の地方再生の関係でもありますけれども、うちの町は相当、町長が意欲的にやっていただいて、ほかの町よりか先行しているようなことだと思います。子供の医療の関係についても無料だとか、あるいは子宝の祝い金だとか、子育ての道具の関係だとか、いろいろもろもろな形のものをやっていたんですけれども、もう一つは、人口を食いとめる上では、独自施策といいますか、そういうものを考えていく上で、たびたび私も言っていますけれども、町長が町長の公約で言った給食費の無料化、それをまた改めて考えていくようなことができるのかどうか。その辺も、今いろいろのことをやっていただくなかで、もう一つインパクトといいますか、この町はそれだけ、こういうことがあるんだけれども、給食費も無料にしているよ、そういう形のものがあれば、もっと子育て支援についてのものの御理解を、住民の皆さんにも、それから、外部から来るような方が多くなるようなことが考えられるもので、その辺がどうかというようなことをお願いします。

それから、３点目の社会保障といいますか、介護の関係についても、かなりいろんなメニューで、私も保健センターにもたびたび行ったり、それから、担当の委員会でいろいろな話を聞いていまして、よくやっていただいているんですね。それでも、前からちょっと言った

ように、もう一つ足りないのは、介護施設といいますか、そういうものについてが、実際には特養だとか介護施設だというようなことについて、入りたい人が、県の統計では90人ぐらいだけれども、実際にこれから５年もたつと、団塊の世代が多数になります。そういうことを見据えた格好の中で、介護施設の充実といいますか、そういうことを町で取り組んでいくようなことを、さらに考えていただくことができるかどうか。その辺のところもお伺いしたいと思います。

それから、もう一つは、介護の人材ですね。介護をする人材の育成、そこらについて、もう一度やっていかないと、例えば介護士だとか福祉士だとか、そういうものを試験をやるときの受験費用だとか、そういうものを補助するとか、そういう形のものもあることがあれば、また違ってくるのかなと。国のほうでもいろいろ、今度、介護についてもいろいろ、学生に対しての学費の免除だとか、介護をするような、そういう形のものだとか、あるいは介護休業の関係だとか、そういうような、いろいろもろもろなものを設けているわけですけれども、そういったものを、町でできることを考えていけばいいと思うんですね。

そういう中で、一つは人材の育成の形と、それから施設の充実といいますか、そういうものについてを、もう一度、どう考えているかというようなことをお伺いいたします。よろしくお願いします。

○議長（村木　脩君）　町長。

○町長（太田長八君）　まず１点目、経済活性化、本当これは、まず商工会にやってもらった後で町が補完していく、これは昨日言ったとおりでございます。それで今、内山議員、分析を３月までとか、ちょっと時期的に、時間的にどうかなと思うので、これは分析は絶対必要だと考えておりますもので、これは分析していきたいと思います。

そういう中で、これは私の私案で、自分はやっぱり考えました。やっぱり伊豆新聞を見まして、入湯客が下田市よりかうちの町が少ない、これは私もショックでした。入り込み客は当然、観光施設がいろいろありますもので、下田市さんが多いのはわかりますけれども、宿泊客に関してはやっぱり、これはショックを受けたのは事実でございます。

それとあと、自分なりに分析した結果、やっぱり内山議員が言ったように、旅行形態が変わっております。そういった、平成二、三年ぐらいは団体が主流で、やっぱり団体さんを受け入れる、うちの町、多いです。しかしながら、下田市においては、そういう団体さんを受け入れる施設がありません。そこで今回、旅行形態が変わったもので、これが一つの要因。さらには、やっぱりいろんな、入湯客に対しては私、そういうふうな分析をしています。

私、今、これからの東伊豆町は、もう百七十、八十、そういう入湯客は無理でございます。基本的には100万人を目指した中で、やっぱり100を目指した中で宿泊単価を上げるとか、やっぱり人員的には限界があると私は考えておりますので、あとは宿泊単価を上げる、そういう方向で、東伊豆町は進んでいかなければならないと考えておりますもので、当然、今回の下田市さんのことはショックでございますもので、その辺は分析はしてあるそうですから、一応それは観光……私の個人的な考えは、そういう見解でございます。分析してあると思いますので、観光課長より答弁させます。

次に、子育て支援の独自策。これ本当、うちの町がまずパイオニアだと私は考えています。そういったほかの町がやっているもので、単価的には確かにうちの町は低いですよ。そういう中で、やっぱり財源が許せば、それはやっていきたい中で、やっぱり財源が大変厳しい中で、ある程度財源が許されれば、それは上げていきたい。

そういう中で、今、給食費のことも言われました。給食費の全額無料、これは選挙公約であります。これがいいのか、また、それ以外の違う方策がいいのか、これはやっぱり検討した中で、どれが一番この町に即しているか。一つは私、この前、副町長とまた、地方創生、いろんな中で、建物を新しく新築した人に対しましては幾ら助成しようか、そして子供がいたらどうしようか、一応考えた中で、やっぱり財源がありますもので、財源が許す中で、子育て支援のほうはやっていきたいと考えております。一応だから、今内山議員が提案して、私の選挙公約であります給食費の無料化、これがいいのかどうか、また違う方向のほうがいいのかどうか、これは検討した中でやらせていただきたいと考えております。

それに、介護施策の充実、やっぱり、確かに90人ですか、待機者が本当に、内山議員の、町民から聞かれると思うんですけれども、これをつくることによって、また介護料、お金が上がりますから、その辺の考えの中で、やっぱり町民の多くの方たちは、それを負担してもいいからつくってくれとなれば、それはやりますけれども、やっぱり今、町は大変厳しいなかで、またこの介護料が上がった中でやるとなると、これこそ町民のお金がかかることですから、町民全体の総意の中でこれはやっていかなければならない、そう考えておりますので、よろしくお願いいたしたい。

さらにあと、人材の育成、これは前回の総合戦略の中で挙げた中で、また議会のほうから提案されております、一応介護人の育成という中で、これはまたいろんな意味で、これはやっていかねばならないかなと考えております。これはちょっと検討させていただきたいと思います。

これは当然、やっぱりうちの町は、何回も言っているように、3.11を境にして、私、本当に、うちの町は観光がだめになるとか、ほかの産業全体だめになると感じましたもので、やっぱり観光を中心としたまちづくりをしていかなければいけないと考えて、観光中心となる税を上げた中で、いろいろ福祉、こういうことをやっていく、それが基本だと考えております。

そういう中で、やっぱり観光となれば、いろいろ建築が、産団連が中心となって、観光がなれば、いろんな、工事のことを言いましたけれども、工事は当然、建設工事となると裾野が広いですから、これは大変いいことだと。そして、食材におきましても、できれば地元商品を、形なんかどうでもいいよ、今の世の中が求めているのは、地元でつくったという食材を使えば、お客さんたちは大変喜びますもので、そういう、二等品という言い方はおかしいけれども、そういうのでやってくれれば、大変ありがたいと思っております。

そういう中で、産業団体の中心、これがいいかどうかわかりませんけれども、基本的に私は、商工会が中心となった中で、経済の活性化、そして、町がそれを補完していく、それが一番ベターだと考えておりますもので、それは御了解願いたいと思います。

以上です。

○議長（村木　脩君）　観光商工課長。

○観光商工課長（梅原裕一君）　それでは、お尋ねの、下田市の宿泊客の平成26年度の大幅な増ということで、私どものほうで分析をさせていただいた結果ですけれども、下田市は25年度は78万4,000人ということで、前年６万人落ちまして、さらに26年度になりますと、逆に93万2,000人ということで、15万人ほどの大幅な増ということで、その内容につきましては、平成26年２月11日に東駿河湾の環状道路の開通、これを見据えて、26年１月から商工会議所及び青年会議所が中心になって、７月、８月の夏の海水浴の獲得のために、非常に精力的なキャンペーンを早い時期からお金をかけて展開していったということで、それが大きな成果を呼んだというふうに見ております。

それから、平成25年度に下田の大手旅館が客室のリニューアルに大幅に着手しまして、平成26年度にオープンと。それから、平成26年７月には経営者が変わりまして、新たにホテルがオープンしたというふうな要因がございます。それから、もう一つ、インバウンドの増ということで、これは東急電鉄との連携で、伊豆急・東急系列のホテルとの連携によりまして、インバウンドが相当増えているということで、それが今現在も続いているというふうな内容でございます。

以上です。

○議長（村木　脩君）　今、町長の答弁とかを聞いていまして、監査委員の立場として、今提案されたことも自分で監査をしていくので、その辺だけは気をつけて、個々の事業に入らないような質問にしてください。

６番、内山議員。

（６番　内山愼一君登壇）

○６番（内山愼一君）　細かい議論の中に入り込まないというようなことで御指摘がありましたから、私は、いずれにしても今、観光課長からの報告、それから町長からの報告の中で、宿泊の人員の下田と東伊豆の関係のことを、ある程度分析して教えていただきましたけれども、本当にこれらを見習って、新たにまた、町としても計画を立てていただくような格好のことを考えていただければどうかと思います。

それで、先ほど言った地域経済の循環といいますか、そういうものについては、今、昔は旅館なんかを建設するときに外部の人が中心だったけれども、本当にこのところ、増改築を聞いていますと、本契約はよその方であっても、実際に地元の皆さんを分離発注だとか、あるいは下請に使っているようなところが、今、新しくやった稲取の３カ所ぐらいのところも十分やってくれています。そういう中で、いい方向に来ているのかなというようなこともあります。

そういう中で、できるだけそういうもの、旅館を中心にして経済を回すということになると、増改築するときにお金がかかりますから、そういうもののときの融資のあっせんだとか、あるいは耐震の工事だとか、そういうものもこれからあると思うんですよね。そういうものについては、十分に融資のあっせん、それから利子補給だとか、そういうものも考えてあげていくようなこと。それから、国が新しく考えているような固定資産税の減免、それも国に準じてやっていくような形だとか、そういうものの気持ちといいますか、町としても、そういうフォローをぜひお願いしておきたいと思っています。

それから、今、ちょうど経営の立て直しについては、全国的に有名な星野リゾートさんが、今度ファンドといいますか、出資会社をつくりまして、再生機構と。旅館の足りない人だとか、あるいはそういうものに乗り出しているわけですよ。そういうものについても活用しながら、そういうところをお願いした場合に、ある程度助成をするとか、そういうものもまた考えていただければと思っています。

それと、もう一つは、やっぱり旅館に入れるということのものについては、一つの方法と

して、先ほど言った東海汽船でしたか、そういうものについては、各市町村のイベントがあるわけですけれども、そういうときに、いずれにしても、イベントはよその市町村で見ていただいて、宿泊は東伊豆でお願いしたいようなこともキャッチフレーズに、例えば稲取温泉だとか熱川温泉へお泊まりくださいとか、そういうものを、伊豆は一つということの中で連携し合っていくとか、あるいは、積極的にこちらのほうでやっていくようなことも考えてもらえれば、相当また違ってくるんじゃないかと思います。

それから、東海汽船については、この間の全協等の中でいろいろお話ししていただきまして、また、できればその辺の若干のことを、これからの計画についてお話しいただければ助かると思います。よろしくお願いします。

それから、２点目の子育て支援については、町長、本当に私も、この町の中で、いろいろ子育て支援のことをやっていただいているんですけれども、やはり町長が一つの独自策を打ち出すということは、やっぱり給食費の無料化といいますか、無料化まではいかないけれども、段階的にもう一度考えていただけることができればよろしいのかなということを思います。

それと、３点目の介護等の充実については、実際にいろいろ施設を建てると、費用負担といいますか、保険料が上がるとかということがありますけれども、やっぱりこれは火急に考えて、やっていかなきゃいけないと思います。ぜひ、これからの計画、今計画を立てたばかりですけれども、下地として、例えば介護施設については、アスド会館だとか、そういうものを利用していただくとか、あるいは、遊休土地になっている百山荘だとかということを私も言っていますけれども、そういうところも利用していただくような格好のことを考えながら、もう一歩進めていただくようなことができればと思っています。

それとあと、介護の人材の育成については、先ほど言ったように、介護士だとか、そういうものを目指していく形の方があると思うんですけれども、やっぱり給料が安いとか、そういうものについては、国が相当骨を折ってくれますけれども、それになるための受講費だとか、そういうようなことについては、ぜひまた考えていただきたいと思っていますけれども、その辺について再度お願いしたいと思っています。お願いします。

○議長（村木　脩君）　町長。

○町長（太田長八君）　１点目の、まず地域の活性化、それで今、下田の分析をしてきた中で、やっぱり先行投資というのが非常に重要だと思いました。それがやっぱり、例えばススキを９月にやろうかと、じゃその半年前にもう、キャンペーンとかそういうことをやらなきゃい

けない、やっぱりそれが一つのお客を伸ばす要素だと思いましたもので、その辺はまた当局が、予算が伴いますもので、そういうことがやっぱり下田の実績と出てきておりますもので、それは先行投資が必要と考えますもので、提案したときは議会のほうもそれなりのことを示していただければ、やっぱりこれからの観光、大変厳しいと思いますもので、またその辺はよろしくお願いいたしたいと思います。

それとあと、工事における星野リゾートのファンドの話が出ました。これは私の個人的な見解でございます。私、この星野リゾート、大変期待しておりました。しかしながら、今回、北海道のホテルを売却した。テレビでは結構格好いいことを言っているんですよ、やっぱり地域のことを何とかしなければ、何とかしなければと。そう言いながら、北海道のホテル、これを中国に売却したということは、これは果たしていかがなものかと、私は個人的には考えている。やっぱり、言っていることとやっていることが違うんじゃないかと、これは私は考えました。

それで、この星野リゾートさんがファンドをやっている、これはまたいろんな、これは私の個人的見解ですから、これはやっぱり皆さん方がいいよと言えば、それはまたある程度、活用する方向を考えております。星野リゾートに関しましては、私は失望したというのが現実でございます。これは私の個人的な見解でございます。

さらに、東海汽船。これは当然、裏にはやっぱり宿泊客の増加、団体が多くなるもので、宿泊客の増加とか、当然町としては見込んでおります。それをやっぱり、口を出して言うのはいかがなものかと。当然、いろんなエージェント、ＪＴＢ、旅行会社がやるときには、そういうプランを当然つくると考えておりますもので、そのプランに満足するというんですか、やっぱり泊まっている、稲取温泉、また熱川温泉へ泊まったお客さんが満足する、そのようなおもてなしの心を持って旅館にやっていただければ、当然私は宿泊客は、東海汽船さんが復活すれば必ず、おもてなしの心がちゃんとすれば、自然に宿泊客は伸びると、私はそういうふうに考えております。

大島航路のこれからの予定というのはどういう予定、予定というのは竣工の予定か、今後の予定ということは、基本的にはやっぱり今言ったように、当然、いろんな旅行会社さんがそういうプランを考えてくれますもので、それに対しまして、本当に満足させるようなおもてなしの旅館をやってくれればと思っております。

（「町長、ちょっといいですか。今、そのことは、住民にわかるように周知してもらえばいいと思います」「休憩してください」の声あり）

○議長（村木　脩君）　暫時休憩いたします。

休憩　午前１０時０４分

再開　午前１０時０５分

○議長（村木　脩君）　休憩を閉じ再開します。

○町長（太田長八君）　それは当然、東海汽船さんが１月31日に就航するもので、この町をね。それは当然、町民には一応、お知らせすることは当然だと考えております。

それで、いろんなことを言われました。やっぱり固定資産税の減免、それは多分、甘利さんがトップの関係だと思うんですよね。やっぱり固定資産税を減免してもという、なかなか厳しい、これはトップの中での話だと私は考えておりますもので、そういうことができれば、それはいろんな方から、こういう時代だから、固定資産税減免してほしいよということは再三再四言われている中で、やっぱりこれをやると、交付税とかいろんなことが関連してきますもので、やっぱりこれは、ある程度トップの中での固定資産税の減免じゃないかと私は考えておりますもので、これはなかなか厳しいんじゃないかと考えております。

「伊豆は一つ」の地域、これは当然言っていることですから、これはもう当然のことでございます。

さらに子育て支援の充実、本当、内山議員の言った、これは再三再四、内山議員ともいろいろ議論をしている中で、やっぱり財政が許した中で、これは、どの方法が一番いいかという中で今やっておりますもので、その辺は御理解願いたいと思います。

さらに、介護の充実は、これは本当、言われたことはわかります。いろんな今後の施策によりましては、やっぱり、今始まったばかりですから、それは町民が一番いい方法でそういう計画をつくっていきたい、そういう考えでございますもので、御理解願いたいと思います。

以上です。

○議長（村木　脩君）　以上で６番、内山議員の一般質問を終結します。

この際、10時15分まで休憩します。

休憩　午前１０時０７分

再開　午前１０時１４分

○議長（村木　脩君）　休憩を閉じ再開します。

◇　山　田　直　志　君

○議長（村木　脩君）　14番、山田議員の第１問、細野高原利活用についてを許します。

14番、山田議員。

（１４番　山田直志君登壇）

○１４番（山田直志君）　通告に基づきまして、質問を行いたいと思います。

まず、細野高原利活用について質問いたします。

ただ、通告してありましたけれども、１点目と２点目は昨日、大変時間をかけて議論された点がございますので、なおかつ、質問時間が60分に短縮をされたという状況でございますので、ここの点については、昨日の議論も踏まえての質問とさせていただきたいと思います。よろしくお願いします。

率直に、まず９月のコンサートについては、私はこの状況を知ったときに、とんでもないことが起きたなというのが私は率直な感想でした。いわゆる音楽会、コンサートというふうに聞いておりましたけれども、酒を飲み、たばこやコンロを使ってキャンプが行われたということで、私は、コンサートではなくて愛好者のパーティーではなかったのかなと、そんな感想を持ったというのが率直なところでございます。

これほどのこと、こんな想定もしないことが町に持ち込まれたのかなというのが率直な私は感想で、財産区においても町においても対応は、私は十分じゃなかったのかなと。というのが、私が率直に今まで感じているところでございます。しかし、昨日の議論を聞いていて、私が把握していることと違うこと、認識が違っているのかなと思うことが幾つかありましたので、その点を伺います。

一つは、許可の関係ですけれども、私が聞いているところでは、財産区の委員長は、町からコンサートに細野高原を使用したいとの話があり、使用料を払っていただけるということでオーケーを出したと。その後、キャンプや火の使用など問題があるのではということで、私も確認しましたが、そんなことは聞いていないということで、財産区の委員長は、そうい

うことについて確認したと。ただ、いろいろやりとりがあった。いえば、私もそういうことを財産区の委員長に確認したのは８月の状況でしたので、既に前売り券が完売をして、恐らくどうしようもならなかったということの中で、財産区委員長は、いろいろとあったけれども、町がとにかく最終的には責任を持って対応してくれると。こんなやりとりがあったというふうに私は伺っております。

ですので、昨日聞いている内容ですと、財産区委員長がしっかり許可を出したと。いえば、管理規則に基づいて、事業者が委員長に会って、申請書を出して、許可証を得たのかなというふうに思ったんですけれども、こういう手続が、この事業においてはなされていなかったんじゃないかと思うんだけれども、昨日の確認では、許可をちゃんと財産区委員長にとったということを言っている……

（「再質問でやってくれない」「議長、休憩」の声あり）

○議長（村木　脩君）　暫時休憩いたします。

休憩　午前１０時１７分

再開　午前１０時１８分

○議長（村木　脩君）　休憩を閉じ再開いたします。

○１４番（山田直志君）　この辺の、私は事実確認をしっかりとしていただきたいということと、町として、町長は昨日は、白田川河口でのキャンプの禁止を除けば、細野高原を含めて、キャンプ等々は推奨しているよとも受け取れるような御発言をしたかと思っておりますが、この点についても私はちょっと確認をさせていただいて、次の議論に進めたいというふうに思っておりますので、お願いいたします。

３点目は、細野高原にあります湿原についての管理についてですけれども、昨年も既に細野高原において鹿やイノシシが多数発見されておりまして、そのふん等の被害等々が発生しているということについては質問したとおりでございます。現状について、その段階でも対策を検討するというふうに答弁されておりますけれども、どうなってきたのかということ。

４点目については、細野高原の夜空、大変すてきなものでありますが、町としては、この点についてはどのように考えておるのか。この点について御答弁をお願いします。

○議長（村木　脩君）　第１問の答弁を求めます。

町長。

（町長　太田長八君登壇）

○町長（太田長八君）　山田議員の第１問、細野高原利活用については、４点からの質問となっておりますので、順次お答えいたします。

１点目の９月に行われたコンサートの効果と、町はどんな支援を行ったのかについてですが、コンサートでの最大の効果は、細野高原を知らなかった町外の若い世代にその存在を知っていただいたことだと考えます。また、稲取地区４町内会やイベント広場を管理するパラグライダースクールにも相応の使用料が支払われたと聞いております。町としてはトラブル防止のため、稲取地区４町内会、ゴルフ場、パラグライダースクールと主催者の間を仲介いたしました。

次に、２点目の飲酒、たばこ、キャンプ、バーベキューを認めた理由はについてですが、キャンプにつきましては、環境に悪影響を与えない場所を町で指定しましたが、それ以外のことについては、特に町が認めたものではありません。

なお、イベント等開催後に問題があったと稲取地区４町内会が判断した場合は、その旨を町に通知していただき、対応を図ってまいりたいと考えております。

次に、３点目の湿原への鹿、イノシシの侵入について、どのような対策を行ってきたのかについてですが、細野高原にある４カ所の湿原につきましては、その周囲をコンクリート製の擬木で囲い、人の侵入を防ぐ対策や、文化財として貴重であるといった内容の看板等を設置しておりますが、御質問の鹿、イノシシなど鳥獣対策は行っていないのが現状です。

これらの湿原は、御承知のとおり静岡県指定の文化財であり、県より委嘱された監視員によるパトロールが行われておりますが、特に被害報告は受けていない状況です。また、教育委員会においても現地を時折確認し、鹿、イノシシが通ったと思われる痕跡は確認しております。

今後も引き続き状況の確認を行い、必要に応じた対策を考えていきたいと思いますので、御理解をお願いいたします。

次に、４点目の細野の夜空をどう見ているかについてですが、細野高原は天体観測や星空の写真撮影の愛好家の間では有名なスポットとなっておりますが、今後はすすきイベント等を通じて細野高原の知名度が上がることに伴い、夜空の魅力についても徐々に知られていくものと考えております。

○議長（村木　脩君）　14番、山田議員。

（１４番　山田直志君登壇）

○１４番（山田直志君）　先ほど答弁されなかったので、いずれにしても許可については、昨日言われたことは、私が知っていることと違うんです。違います。ですから、そういうことがちゃんとあったのか、事業者が申請書を出して財産区の許可をとったのか、そういう手続がちゃんとなされたのか。そのことをまず１点、ちゃんと確認してください。

もう一つは、町長、昨日の答弁だと、本当に白田川の河口を除いて、キャンプなどアウトドアを、どうぞ推奨するような御発言もされていますけれども、それは細野高原も含めて、そういうことをどんどんお認めになっていくというお考えをお持ちなのかどうか。その点も伺っておきたい。

それと、３点目の問題ですけれども、町長、報告を受けていないということで、そういう報告を受けないと動かないのか、ただ、実際に細野高原へ行ってみれば、これは芝原湿原ですけれども、芝原の湿原はやっぱり鹿が大分入っています。貴重な動植物も、特に春先なんかやわらかいですから、みんな食べられちゃうんですよ。これは中山１号湿原ですけれども、中山１号の問題は、天城２号線の排水から土が流れ込んで、ここへたまってくるんです。ここへ今度はイノシシが入って、ミミズや何かをとってほっくら返すわけですよ。こういう状況で、排水対策もしないと、どんどん湿原自体も喪失しているんじゃないかというぐらい土が流れ込んでいるんですね。流入しているんです。

これはやっぱり、対策として非常に深刻だし、今、細野高原全体の中で、当然草原はそうなんだけれども、湿原と草原という部分で、大事な観光資源だというふうに私は思うので、これらについて。しかし、畑であれば、鹿が入るよといえば、１メートル50とか２メートルぐらいのものを、網を張ろうよねというふうに考えるんだけれども、しかし湿原だし、見ていただきたいという部分もあるので、じゃどういう対策がとれるのかということについては、やっぱり十分そういう方々と、専門家の方々との協議も必要だと。

ただ、いずれにしても、鹿やイノシシによって、既に湿原の中が相当荒らされるという、今、状況が生まれているということ。もう一つの状況は、やっぱりこの排水問題をあわせてやっていかないと、湿原をなくしてしまうんだと。このことについては、ぜひ状況として御理解をいただきたいと私は思います。

４点目の夜空の問題ですけれども、これは７月と11月の細野高原で撮られた写真、北川の鳥沢さんからお借りしてまいりました。大変すばらしいものがあります。特に11月の場合は、本当に相当厚着をして行きませんと寒くて大変だという、星はきれいだけれども大変なんで

す。ただ、逆に７月、８月、９月というのは、非常に、住んでいるところよりも高地ですから涼しいんです。涼しくて、なおかつ、やっぱり虫の音とかも非常に聞こえて、空気の振動がするぐらい、すばらしい環境を持っております。そういうところは、やっぱり適正な形で見ていただける環境とか、やっぱり活用されるということは、私は必要なことではないかというふうに思いますが、いかがですか。

○議長（村木　脩君）　町長。

○町長（太田長八君）　まず、細野高原利活用、まず財産区との関係、私は、とりあえずこの一般質問が出た段階で、４区の自主防災会に話しました。そういう中で、基本的には、できる限りの範囲で稼ぎたい。しかしながら、やっぱり大きなたき火、多くが山火事になる、そういうことは認めない。やっぱりある程度のことは、多少のことは許可した中で、やっぱり細野高原を活用して全国的に発信していただき、なおかつ財政の歳入の方向でやっていきたいと確認しております。

そういう中で、今回、町に一応こういうことをやりたいということ、話がありましたもので、町のほうから財産区の委員長方、皆さん方に、こういう話があるもので、前向きに検討していただきたいということはお願いはいたしました。しかしながら、これはあくまでも、あとは、何回も言ったように、４区の町内会長さんが最終的には判断することでございますから、その辺は御理解願いたいと思います。

さらに、キャンプ、これはやっぱり、自分自身はケース・バイ・ケースと考えて、とりあえず禁止区域は白田川、ほかはとりあえず禁止区域外という中で、やっぱりこれは、全てどこでもいいですということではなくて、例えば細野高原であれば、例えば町がやりたいといっても、お願いしたいといっても、やっぱり所有者は財産区でございますから、これは財産区の許可なしに幾らやってもできない。やっぱりこれは、あくまでもキャンプを推奨するにしてもケース・バイ・ケースの中で、やっぱり所有者の方の考えもありますもので、これはある程度のことは、町のことを発信していく意味で大変いいことであれば、それは町が推奨していきますけれども、これが町に対してマイナスイメージであれば、これは当然、幾らキャンプの禁止区域じゃなくても、それはキャンプはいかがなものかということは言っていきたい。そういう考えでございますので、御理解願いたいと思います。

次に、湿原、本当、見せていただきました。教育委員会との打ち合わせの中では、ここまでわかっていなかったもので、一応、山田議員が質問されたとき、猟友会の方々にもいろいろ意見を聞いた中で、そういうことはないよなんていうことも聞いておりましたけれども、

現実問題こういうことがあるならば、これは早速、特に水が流れるところ、こういうところはやっぱり湿原を守るために必要でございますもので、この辺はちょっと考えていきたい。

さらに今、山田議員が言っている、湿原の中のあれですよね。やっぱりこれ、電気柵となると、感電とかいろいろありますもので、これは今後検討して、何が一番いいかということは今後検討していきたいと考えております。

次に、夜空、これは本当に山田議員と全く同感で、本当にこれはすばらしいことでございます。二、三年前に１回、お月見ですか、やった中で、時期的に寒かった、９月で気温がマイナスになるくらいに。本当もう、すばらしい星空と、照明を全部暗くして、虫の音、これは本当にすばらしいことだと思いましたもので、これは何とか、星空も一つの細野高原の魅力でございますから、やっぱり町としても４区の協力を得ながら、これは活用していきたい。そういう考えでございます。

以上です。

○議長（村木　脩君）　観光商工課長。

○観光商工課長（梅原裕一君）　申請書類につきましてですけれども、細野高原の管理規則の第６条の利用許可ということで、細野高原を長期にわたり利用する場合ということで、その辺を踏まえまして、今回２泊３日ということで、その辺も十分説明をさせていただいた中で、アウトドアの範囲内ということで、火気についてはその範囲内ということで、委員長の許可をいただいたということで、特に申請書のほうを求められることがありませんでしたので、その辺を十分説明した上で了解をいただいたというふうな内容です。

以上です。

○議長（村木　脩君）　町長。

○町長（太田長八君）　１点訂正させて、町内会長は自主防災会長でございますけれども、一応、自主防災会長と発言しましたところ、ちょっと不適切だなと思うもので、それは訂正していただきたい。

以上です。

○議長（村木　脩君）　14番、山田議員。

（１４番　山田直志君登壇）

○１４番（山田直志君）　許可の問題でいいますと、私、昨日、質問終わった後、お昼に直接委員長と電話して、やりとりを確認したので、私、先ほど述べたとおりです。許可についていうと、今、観光課長は６条のところを一部読まれましたけれども、長期にわたり利用する

場合、または禁止事項に触れる企画や撮影などについては、委員会の委員長に申請書を提出するということだったわけです。なっているわけです。

ですから、この問題についていえば、当然、申請書を出して検討される物件だったんじゃないかと私は思うんですよ。そうじゃないと、正式に何か、全部委員長が許可したみたいになっちゃうと、恐らくこれは、私は先ほど言いましたけれども、コンサートという話が来たけれども、火気やキャンプのことまで、これほど壮大な計画があったということは、私は十分町や等々、把握できていなかったんじゃないかというふうにも理解をしています、ある面では。だから、そういう面では不十分というか、コンサートというふうに聞いたんだけれども、２泊３日のコンサートも、想定しない、大変大がかりな企画だったのかなというふうにも思って、善意的に解釈しておりましたけれども、しかし、実態とすればそういう内容だった。だから、私から言わせれば、管理規則に基づいた正規の許可にはなっていないというふうに私は解釈しています。だから、本来、やっぱりあれだけのことについて、それは違うということですね。

なぜ、じゃ火の問題とかが管理規則上なっているのかということになると、やっぱり昭和40年代だったと思うんです、私がまだ小学校か中学校のころ、やっぱりポイ捨てのたばこによる山火事が発生して、入谷の集落のほうに、当時の北風であおられて、大変な火事がありました。私、うちにいましたけれども、夜の空は真っ赤に燃えて、煙は来るわ、燃えたすすが家のほうに降ってかかってくると。当時、うちはわらぶきの屋根でしたから、どういうことになるのかなという恐怖を持ちました。しかし、町民の皆さんが大変努力されて、何とか延焼を食いとめたと。しかし、北風で発生した火事だったんだけれども、飛び火をして、今、見高入谷温泉がある連担のほうの河津境のほうに飛び火をして、今度はその火が南の風であおられて、また山火事になるということで、私のうちも自身も、貯蔵庫は免れましたけれども、畑は焼失しました。多くの皆さんがそういうことを経験しているんです。だから、火のことについては、財産区では特別な、やっぱり関心事になっているんです。

同時に、なぜ申請を含めて、また一般的に禁止しているかということでいうと、既に今の時代ネット社会で、今年の５月にあったケースですけれども、５月にうれしいような悲しいのは、イギリス人の方がネットを見て、すばらしいところだということで細野高原に来たと。熊口の採掘をしたあの辺にキャンプを張った、２泊。ワラビ狩りの時期だったものですから、当然コンロを使っていろいろやっているということが発見されて、区長さんたちは、キャンプ、ノーノー、キャンプ、ノーノーと言って、２日間ぐらい説得に行って退去していただい

た。

キャンプも一般的に言えば、そのエリアでキャンプされることについて、とやかくはないんです。しかし、誰も管理する人がいない、ああいう細野高原みたいな場所がキャンプとして適地なんだということが流出することが、どういう事態をやっぱり引き起こすのかと。これは、ちゃんとこの人たちは許可もらっている人たちだから大丈夫だということにはつながっていかないんですよ。イギリス人が来てくれるぐらい、すばらしいということはありがたいんですが、しかし、インターネットや何かを通じて、その場所がいい場所だったら、行って自由にやろうじゃないかと。こういう人たちが、やっぱり多数出ることも懸念されるわけなんですよ。ですから、当然キャンプというのは、キャンプ場があって、そのエリアで当然管理されている中で火の使用をやる。

だから、その人、例えば今回みたいに、町も、それは職員も２人も３人もついて見張っていたから大丈夫でしたといえば、それは大丈夫かもしれません、そのことだけは。だけれども、そういうことがインターネットや何かで広く流出することによって、365日人がいない場所でこういうことが行われる。町長、昨日も言っていたけれども、いわゆるアウトドア用のコンロでは確かに大丈夫かもしれません。だけれども、それを、そういうことじゃなくて、本当にたき火や何かになり、ごみをどんどん捨てていくという人が出ないとは限らない。やっぱりこれが、今のネット社会や何かの情報発信というのも、いい発信もあるけれども、それがそのまま、許可を受けたとか、いろんな条件が伝わらないまま、いい場所だと、行ってやろうじゃ、金かからねえじゃと、こういう形が起きたときに、やっぱり管理し切れないんですよ。

だから、火の問題についても、別に、恐らく財産区の区長さん等も、火を使わせちゃ絶対いけないというわけじゃない、今までイベントでも使っている。そういうことは当然いいんだと。しかし、キャンプを含めて、参加者の方々に火を認めることの危険性というのが、そういうことにつながってくるという議論をしたんですよ。そういうことで、火の禁止ということになっているというのが、私は管理規則のとき、まだ財産区委員でしたので、そういう議論の中でこういう規則ができているので、だから、町がその辺を簡単に考えられると、これは大変なことになるというふうに私は思っております。

今回は確かに、町長言われたとおり人がいたので、それはいろんな、給水車もあった、消火器も用意したからできるんですけれども、そういうことが流れることの怖さというものを、今回、５月にそういうこともあったので、十分やっぱり認識をしていただいて、この問題は、

やっぱり配慮した対応をしていただきたいと思うし、そのためにできているルールというものは、やっぱりしっかり、これは財産区もそうだけれども、町もしっかりやっぱり守った上で、皆さんのコンセンサスを得て企画を進めていただくということが一番大事だというふうに思っておりますので、この点も一応、町長に再度確認をしたいと思います。

○議長（村木　脩君）　町長。

○町長（太田長八君）　まずこれ、財産区の問題でございます。当然、財産区のほうの管理規則がありましたよね。これを４区の町内会長、これがはっきり把握していれば、当然町が言ったときに、４区の町内会長が来たときに、火は使っていますよ、これは言いました。しかしながら、たき火までは、とんでもない、そこまでは考えていない、これが現実でございます。やっぱりそこを使うときには、多少ガスコンロ的な火はいいじゃないかと、これは町内会長の意見でしたよ。私、観光課長もいました。しかし、たき火なんて聞いていない、これが現実でございます。火を使うことは聞いていたということは認めておりました。

私も嫌ですから、山田議員からこういう質問があるから、じゃこういう答弁する、やっぱり嫌ですから、４区の町内会長さんに集まってもらった中で、どういう方向でやったか聞きました。やっぱり火を使うことは多少あるけれども、たき火までは、大きなことをやったことまではとんでもないことを聞きましたもので、しかしながら、職員に聞きましたら、そういう大きなたき火をやった形跡がないようなことも聞いております。これはちょっとわかりませんけれども、職員が基本的に見た中では、そういう大きなたき火じゃなく、ガスボンベ的なものは使っていた、これは認めております。

そういう中で、やっぱり今後は、今回初めてでございますので、申請書を出さなかった、これは全く本当、管理規則がありますから、これは当然手落ちだったと思いますもので、使うときは当然申請書を出さなければいけない。キャンプをやることのエリアを決めた中で、町内会長は皆わかっているんですよ。職員に聞けば、一応キャンプも、エリアを決めた中でやらせていただきますよということは、町内会長さん、皆さん承知しておると職員から聞いておりますもので、ある程度町内会長さんと話をした中でやっておる。ただ、火に関しましては、大きなたき火をすることがやられたら、本当に町としても困りますもので、それはとんでもないこと。そして、後でちょっと湿原のほうを見に行ったときに、管理棟内には火気厳禁と書いてありました。やっぱりそういうのは、これからそういう整合性を見た中で、やっぱりこれからやるときには、ちゃんと町内会長４区の方たちと町とやった中で、一番いい方向をやっていきたいと考えております。

さらに、コンサート、この名称ですね。私、最初来たときは、レインボーディスコをやりましたね。ああいう感じだと言ったですよ。名前がコンサートじゃ、確かに山田議員が言うように、クラシックのコンサートをイメージします。だから、そのネーミングが果たしていいかどうか、これまた今後検討していきたいと。何しろ最初来たときは、一応レインボーディスコ的な、ああいうふうなことをやりたいということが最初の。だから、コンサートというネーミングがいかがなものか、それはちょっとやっぱり考えたい。

以上です。

○議長（村木　脩君）　14番、山田議員。

（１４番　山田直志君登壇）

○１４番（山田直志君）　ちょっとこれ、僕は財産区の問題だけじゃなく、町も十分知り得ている問題だし、町も観光誘客ということで前のめりになるだけじゃなくて、やっぱり同時に湿原もある細野高原全体を守る一定の責任はあると思うので、やっぱりそれは町も、私は両方不十分だったと思っています。

キャンプの問題についていえば、私は全体的に、細野高原ではやっぱり絶対に認めるべきではない、個人的にはそう思っています。それは、最終的にそれぞれの区や区民の皆さんがどう判断するかということもあるでしょう。もし町が、町長の権限の中で考えられるのであれば、唯一考えられる場所は駐車場の脇の芝生です。ああいうところであれば、いえば財産区の管理地ではあり、所有地ではありません。ですから、そういうところの活用について、地主さんと交渉されるのは町の問題だと。しかし、やっぱり細野高原全体ということの中では、やっぱり管理規則もあり、皆さんのそういうお考えもある。

あそこの場合でいえば、ただ、人がいないですけれども、現状でいえば、フライトハウスの方々にああいうところを全部管理してもらいながら、そういうことが可能かどうかということはあるかもしれません。やっぱり一定それは、確かに夜、テントから夜空を見るとかということもあるでしょうから、いろいろ考えれば、それはそういう対応でやっていただくしかない。

いずれにしても、あと、湿原の問題と今後の夜空の問題については、やっぱり十分大事にしながら、対策を至急講じていただくということが大事だと思いまして、あと、やっぱり町長、コンサートはこれ、大室山のコンサートなんですけれども、本当にコンサートというのは、私は本当に、クラシックとは言わないけれども、笛や太鼓や、そういうものは合うなというふうに思っていますけれども、どうも私は、そういう文化的には大変疎いものですから、

ああいうのが最近のコンサートのはやりであるというふうにも伺いましたけれども、とても私には、コンサートじゃなくてパーティーだと。自分たちでいろんな食材を持ち込んで、楽しくお酒を飲んでやるのは、やっぱりパーティーじゃないかと。ハッピーでホッピーかもしれませんけれども、私にはちょっと理解できない企画だなというのが率直な感想でございまして、今後はそういう点を含めて、企画内容をしっかり精査して、いろんな企画についてはしっかりとした手続をした上で、可能なものは、コンセンサスが得られるものが行われることを私は期待したいと思います。

○議長（村木　脩君）　町長。

○町長（太田長八君）　本当、昨日ですか、やっぱり覚書が、財産区委員長と振興会、そして町、やった中で、やっぱり細野高原、保全という名目があります。保全プラス利活用、やっぱりありますもので、やっぱり保全していかなければならない、これは十分承知しておりますもので、これは考えていきたい。また、よい企画の中でやっていきたいと思いますし、さらにこのネーミング、やっぱりコンサート、私も山田議員と全く同じでございまして、このネーミング、パーティーというか、それはわかりませんけれども、ネーミング自体は、コンサートはいかがかなということは私見的なことで思っております。

何しろ、よい企画が来れば、また町も提案していきたいし、また、やるときはやっぱり財産区、そして町も含めた中で、細野高原の利活用、これはしていきたいと考えております。よろしくお願いします。

以上です。

○議長（村木　脩君）　次に、第２問、上野墓園の管理についてを許します。

14番、山田議員。

（１４番　山田直志君登壇）

○１４番（山田直志君）　次に、上野墓園の管理について質問いたします。

昨年の12月に質問して、１年たちまして、課題になっている管理放棄墓園対策の問題について、当時、副町長等も検討するよと、こういう対応もございましたので、その結果を含めて状況をお話しいただきたいと思います。

○議長（村木　脩君）　第２問の答弁を求めます。

町長。

（町長　太田長八君登壇）

○町長（太田長八君）　山田議員の第２問、上野墓園の管理について、管理放棄地対策など条

例の検討はどうなったかについてお答えいたします。

お尋ねの上野墓園の管理状況ですが、公共の部分につきましては業者委託で行っていることは御承知のとおりですが、個人所有の部分で使用者が不明、あるいは継承者が亡くなっておられるなどの理由で、荒廃が進んでいる墓所が少なくない現状であります。また、御懸念されるように、今後継承されるべき方が町外に居住されているため、現状の条例・規則の条項を適用すると継承ができないことになり、さらに荒廃が進む可能性が高くなります。

今後は、そのような状況に鑑み、条例中「使用者の資格」のただし書きで規定されている町長の裁量権について適用範囲を広げまして、承継できる方の範囲を広げていく方向へ進めていくつもりでおりますので、御理解願います。

○議長（村木　脩君）　14番、山田議員。

（１４番　山田直志君登壇）

○１４番（山田直志君）　町長、それで、今の段階でそういう、いわゆる管理する人を対象拡大できるということで考えますと、そこは一つはクリアできると。

ただ、実際の問題において、資料をあれしてありますけれども、これが一番わかりやすかったんですけれども、こういうやっぱり放棄地がある。

実を言うと、この放棄地も、よく見ると２種類あるんです。回ってみたんです。というのは、手前の放棄地、これは既に石塔がないんです。石塔がなくて、草がぼうぼうと生えているという状況なの。これは、僕が思うに、昔こういう、ちゃんと囲いもあるので、あったんだと思うんだけれども、撤去して、そういうことが、本来なら墓園条例上、役場に届け出がされなきゃならないのが、されていないんじゃないかと。こう思われるやつが、実は草が生えている墓地の半分ぐらい、こういう状況ですよ。もう一つは、実はこの隣の墓地。この墓地というのは、今ちょっと秋なもので草が枯れていますけれども、石塔があるけれども草がぼうぼうと生えているという墓地なんですよ。２種類あるんですよ。

これはやっぱり、使用管理不明なまま、放置されているという状況だろうと思うんですけれども、現状で考えますと、こういうものも、やっぱりしっかり管理をしなきゃならない。もう既に手続とすれば、返却されたものとして町が管理をするというようなものもあるし、隣のような墓地の場合、やっぱり行って管理してくださいと、管理しないなら撤去しますよというような、こういう作業を条例上も進められるわけです。それをやっぱりちゃんとやらなきゃいけないし、そのための経費というものはどうするのかという問題になると、管理料が最低必要になるんじゃないかと。

伊東みたいに年間5,000円も6,000円も取れという話じゃないわけなんですけれども、しかし、こういう状況を改善していくためには、やっぱりそういう仕組みをちゃんとするということと、現実に合った対応が私は急がれるんじゃないかと。ああだこうだじゃなくて、手続をしていないだけですよ、これは、はっきり言ってね。

だから、そういうものをしっかり、やっぱり役場の手のひらにのっけて、しっかりと条例規則に基づいた処理を進めるということがその次必要だと思いますけれども、いかがですか。

○議長（村木　脩君）　町長。

○町長（太田長八君）　以前から管理料の話が出ております。この墓園、本当、稲取のまた象徴だと考えており、公園にしたいぐらいの気持ちだと。昔から私も、子供のころから育ったとおりで、やっぱりすばらしい墓園だなと考えている。

そういう中で、今までの人は、管理料という認識が全然ないじゃないですか。私も、果たして今、未来、ずっと何年ぐらいになります、その当時から管理料を取らないでやっている中で、すぐ管理料というと、いかがなものか。これは当然、話し合いの中で、皆さんがやっぱり、こういう状況になった中で、これは提案した中で、皆さん方と４区の方がやった中で、一応こういう状況なもので、町としてはある程度管理料を取っていきたいよということは、まずコンセンサスを得た中で僕はやっていきたい、そういう考えです。

手前は多分、自分の考えじゃ多分、次男、三男のために買った墓地じゃないかなと思うんですよ、やっぱり石碑がないということは。そういう中でこの墓園も使う、その次は当然、祖先さんがいた中で墓があって、今、要するに使っている。それはやっぱり１日町長室の時に、町民の方が２名ぐらい来られまして、やっぱりよそへ出ている人がいて困っているという中で、壇上でいいましたが、そういう規則の中でこれはやっていきたいと考えておりますもので、この管理料につきましては、今後またいろんな中で、４区の皆さん方と相談した中で、こういう町の現状ですから、管理料をいただいてもいい、そういうこれからコンセンサスを得た中でやっていきたい、そう考えておりますので、御理解いただきたい。

以上です。

○議長（村木　脩君）　それでは、次に、第３問、介護保険総合対策事業への取り組みはを許します。

14番、山田議員。

（１４番　山田直志君登壇）

○１４番（山田直志君）　前回も質問して、続きということになりますけれども、介護保険の総合対策事業への取り組みはということについてお伺いしたいと思います。

具体的に前回の質問でも、アンケートを実施したというふうにも報告されました。その集約した意向、内容はどうだったのか。また、そのアンケートをもとにした総合対策事業の計画、また準備というものは、今どのように進んでいるのか。この点についてお聞かせください。

○議長（村木　脩君）　第３問の答弁を求めます。

町長。

（町長　太田長八君登壇）

○町長（太田長八君）　山田議員の第３問、介護保険総合対策事業への取り組みは、２点からの質問となっておりますが、１点目のアンケートを実施したが、その集約した意向や内容は及び２点目のアンケートをもとにした総合対策事業の計画と準備はについて、関連がありますので、一括してお答えいたします。

本年10月に要支援者へのサービス内容の現状を把握するため、対象ケアマネジャー22人にアンケート調査を実施いたしました。通所介護、いわゆるデイサービスは、延べ77人、実利用者48人が利用しております。訪問介護、いわゆるホームヘルパーの実利用者32人への支援内容として多かったものは、掃除、買い物、ごみ捨てとなっておりました。

新しい介護予防・日常生活支援総合事業では、これまで予防給付として位置づけられていた要支援１・２と認定された人の介護予防通所介護・訪問介護が各市町で実施する総合事業に移行され、各市町が独自の状況に合わせたサービスを展開することとなります。支援を必要とする高齢者が増加する中、アンケートでの支援内容を踏まえ、これまでの介護事業所によるサービスのほか、ボランティアやＮＰＯ、地域での見守りといった生活支援の必要性が増加していくものと考えます。事業実施に向け、年間スケジュールを立て、計画を進めていきたいと考えております。

○議長（村木　脩君）　14番、山田議員。

（１４番　山田直志君登壇）

○１４番（山田直志君）　町長、やっぱり当然、要支援の方ですから、未利用の方もいらっしゃるというのも、なるほどそうかなと思います。ただ、デイサービスを初め、訪問介護等のサービスを必要とする人がいる。特に訪問の問題で見ますと、やっぱりホームヘルパーの派遣で、掃除や買い物など家事援助の部分というのは、今度の制度でいうと、多くはボランテ

ィアによってなされなきゃならないというような事業だというふうなことだと思います。そこがやっぱり一番問題になってくるということだと思う。

再三、なぜこの問題ばかり質問しているのかということになると、やっぱり一つは、全対象者にしっかりとした支援の計画を立てるということからいえば、介護保険料をもらっている中で、保険があって介護なしということにしてはならないのではないかというのが一つあります。もう一つの問題は、要支援というのは、国からすると軽い人たちで、お金もかからないから、身近な市町が自由にやりなさいということはあるんだと思うんですけれども、そうじゃなくて、逆にこの軽い人たちというのは、要支援のところを通って、みんな重くなっていくわけですから、要支援の段階でやっぱりしっかり対応する。まして東伊豆町の場合は、高齢者だけ、ないし高齢者夫婦の世帯が多いわけですから、やっぱり生活が成り立たないんですね、この部分の人たちをしっかりサポートしないと。という状況であるのかなというふうに思っています。

今日は時間がもう、本当に質問時間が短くなってきて、ちょっと端的に質問したいのは、先日、八幡野にできました結生の風という新たな施設を見学してまいりました。非常に参考になったのは、やっぱり今までデイサービスというと、午前中行ったらレクリエーションしますよとか、午後はお風呂入りますよと、また体操して、何かして帰りますよとか、昔の小学校や幼稚園と同じでメニューが決められていて、行ったらそのメニューの中で生活をして帰ってくる。

この新しい施設の取り組みというのは、自分が選択をするという。自分が、今日は手の機能回復訓練で、マージャンをやりたかったらマージャンをやると。声の機能回復ということで、カラオケをやりたかったらカラオケをやると。選択肢があると。なおかつ、その選択したことによって、例えば変な話、半日マージャンをやって、２時間やると、いわゆる機能回復訓練を受けたということで200ダラーもらえると。カラオケを同じようにやっても200ダラーもらえると。しかしそれを、例えばお昼にコーヒー飲むとかというと、300ダラーという形で支払うとか、女性はエステか何か受けると5,000ダラー払うとか、ウオータープールのマッサージを受けると5,000ダラー払うとかと、払うほうともらうほうとあるわけです。

ただ、この仕組みのやっぱり非常におもしろいなと思ったのは、こういう、これは施設内通貨を使っているんですけれども、やっぱり自分でもらいたいということの意欲を引き出して事業に参加させていると。だから、無理やり、この時間はレクリエーションだからレクリエーションやってよ、はいはいとかと言って、引っ張ってやる事業参加じゃないんですよ。

本人たちがやりたいものをやらせていく中で、事業の効果を上げようとしているという部分。

同時に私は、今回のやつで考えたのは、うちの町の一つの問題は、ボランティアの参加育成という問題の中でも、やっぱりこういう事業内通貨みたいな、例えばさっきの結生の風では、100ダラー、200ダラーで、ダラーというのを使っているんです。そうだらみたいのダラーなんですけれども、東伊豆ですから、マージャンやったら200キンメとか、キンメというような事業通貨があってもいいわけでして、そういう形を通じて、やっぱりボランティアで参加していただく方も、何らかのそういう、半日ボランティアをしていただいて1,000ダラーだとか、やっぱりそういう、いえばポイント制で参加がやっぱり評価される。これをお金に換金することはどうかという部分もあるでしょうけれども、それであれば、例えば、１万キンメためた人にはお風呂の入浴券ですとか、それこそ５万ポイントためた方にはキンメ１匹とか、そういう考え方もあるんじゃないかと。

だから、意欲をどう、参加者もそうだけれども、ボランティアに対しても、どうやっぱり意欲を引き出して、この事業にかかわってもらうかというようなことがすごく必要だし、特に国の計画でも、60歳からやっぱり70歳ぐらい、前期高齢者の部分なんかが、事業にやっぱりそういう形で参加してくれるということを相当意識して制度もつくっているわけですから、元気なうちにポイントをためて、万が一そういう制度を利用するときには、その制度でやっぱり使っていただく。やっぱり、町の中でそうした一工夫、二工夫もしないと、この事業がうまくいかないのではないかということを、非常にずっと、この９月から今回までの間、事業を見てきて、そういうふうに思っているので、そういう工夫をしながら、総合事業というものの組み立てを御検討いただけないかなというふうに思いますが。

○議長（村木　脩君）　町長。

○町長（太田長八君）　今、山田議員の提案聞いたなかで、そういう結生の風に行ってきたと。そういうなかで壇上で言ったように、これから町独自の、そういう支援をやっていかなければならないと考えております。今、結生の風の、こういうことをやっているかどうかということを言われましたもので、検討していきたい。

それとやっぱり、以前からボランティアのポイント制を提案されておりますよね。その中で、果たして活用法が、各市町見ると少ないもので、今山田議員が提案した、これによってボランティアが中に入って、またメニューもいろんな中でやっていけば、これはまた一つの生き方と考えられますもので、これはまた検討していきたいと思います。

以上です。

○議長（村木　脩君）　14番、山田議員。

（１４番　山田直志君登壇）

○１４番（山田直志君）　ぜひ一度見てきて、やっぱりそういうやり方の流れを、もう既に実際は事業を開始されておりますので、一定制約はあるかと思いますけれども、畑仕事も200ダラー、草むしりも100ダラーとか、いろんな形での工夫はあります。

非常に私自身、残念だったのは、事業にかかわっている方のかなりの中に東伊豆の町民の方がいらっしゃいまして、東伊豆町でこういう事業ができずに、かなりの町民の方がかかわった形で八幡野でやられて、当然、施設長さんは、昔温泉病院にいらっしゃった戸田さん等々なんですけれども、事務長さんを含めて東伊豆の方が大勢いらっしゃる中で、そういう方々があそこでそういう事業をやっているということはちょっと残念で、町内でもやってほしいなという気持ちはありましたけれども、ぜひこれは担当課のほうも含めて見て、そういう視点で、どんな形でこれからの総合事業をやっていくのかという中では、私は一つのヒントになりはしないかなというふうに思っておりますので、ぜひ施設等の見学等もしていただきたいと思います。

○議長（村木　脩君）　町長。

○町長（太田長八君）　そうですね、今山田議員から言われた、一度、また本当、この施設は自分も見に行きたい、職員と一緒に。今年は無理だと思って、来年早々見に行きたい。

今言ったように、東伊豆町民が多いということは、やっぱり町としてもショックでございますが、できればそういう中で、東伊豆町の方は東伊豆町の中でまた、そういうことができる、そういう施設をつくっていきたい、またそういう事業をつくっていきたい、そう考えておりますもので、御理解願いたいと。

以上です。

○議長（村木　脩君）　次に、第４問、こども医療費助成についてを許します。

14番、山田議員。

（１４番　山田直志君登壇）

○１４番（山田直志君）　４点目で、こども医療費助成について伺います。

１点目として、特に助成費の自己負担金の廃止について、やっぱり私は検討していただきたいなと。町のほうでは、地方創生事業、いろいろ計画の中では、逆に高校生までというようなお考えも計画の中では一つ示されておりましたけれども、私は実際の現状から考えると、自己負担金のほうをというのが私の考えでございまして、この点について。

もう一つは、やっぱり使い方の指導について、ここをやっぱり充実してほしいなという考えがございますので、よろしくお願いします。

○議長（村木　脩君）　第４問の答弁を求めます。

町長。

（町長　太田長八君登壇）

○町長（太田長八君）　山田議員の第４問、こども医療費助成については、２点からの質問ですので、順次お答えいたします。

まず、１点目の自己負担金の廃止による充実を図るべきではについてですが、こども医療費の助成に係る自己負担につきましては現在、未就学児は無料、小中学生につきましては、入院は１日につき500円、通院は１回につき500円の負担をお願いしているところであります。

本年度中に策定する地方創生総合戦略におきましても、有識者会議等で子育て支援の一環として、小中学生の自己負担の撤廃や高校生までの対象拡大等についての御提言をいただいておりますので、財政面を考慮しながら検討してまいりたいと考えております。

２点目の使い方の指導はについてですが、助成対象者に対する受給者証の使い方につきましては、お子さんの出生時や、当町へ転入したときの交付申請の際及び毎年の更新手続の折に説明資料をお渡しするとともに、使用に当たっての注意点等を指導いたしております。また、受給者証の発送時にも説明資料を同封するなどして、使用方法について周知しておりますので、御理解をお願いいたします。

○議長（村木　脩君）　14番、山田議員。

（１４番　山田直志君登壇）

○１４番（山田直志君）　町長、それは当然財政があることなので、検討は検討なんですけれども、ただ、私が今回質問したというのはなぜかというと、やっぱりちょっと、ここに資料があるように、賀茂郡全体では自己負担をとっているところがなくなっているんですよ。下田はあったりするわけですけれどもね。伊東は、外来はあるけれども入院はないとか。やっぱりそうすると、町長言うように、子育て日本一とか、いろんな充実させるんだと言っても、現状では窓口では、東伊豆のほうがちょっと劣っている、実際の問題は。

この間もちょっと、大体今、河津のほうの病院、診療所へ町民は行かれるので、窓口でもそうなっちゃうんですね。カルテを出して、「はい、河津、はい、結構です」というのと、「はいはい、東伊豆町、はい、幾らですよ」ということで、窓口で毎回、行く方はここのところで、えっという状況があるそうです。

なので、私はだから、高校へ延ばすということをやる財源があるのであれば、自己負担のほうをやって、やっぱりほかの町との、やっぱり今後町は選んでいただくというような状況の中で、周辺市町含めてかなり、三島やその辺、熱海含めて、自己負担ないんですよ。だから、町は選んでいただくという中で、やっぱり、ほかより制度的に劣っているという状況にありはしないかなと。西伊豆みたいに、それは自己負担なしで高校までやれるというのは、数も少ないからできるのかなという面もありますけれども、いずれにしても、ただ、状況では、窓口でこういう対応が出ちゃっているんだから、やっぱりそこはよく考えていかないといけないと私は思う。

これは大体、統計上、小学生よりも高校生というのは元気なので、そんなにかからないという状況があるので、やっぱり、特に小中学校の子供のところを私は応援してほしいなというふうに思っています。

町長、もう一つの使い方の指導の問題では、こども救急電話相談ということで、これはもう出産や、いろんな形で保健センターでもやっています。しかしながら、これは国の健保組合等の統計なんですけれども、この制度を知っている、利用しているとかという人たちは、これは平成23年の統計なんですけれども、全体では4.4％で、知っているよという人が26.9％、いえば30％ぐらいの人しか知らないし、利用している人はさらに少ないという状況なんですけれども、ただ、私が言いたいのは、医療費の助成で無料化になったりすることで、大事なお子さんが病院に行かれるということで守られるということは、とても大事なことなんですが、同時に医療機関の側からすると、特に、はっきり言われたこともあるんですけれども、稲取の父兄は非常に乱暴だと。夜の９時、10時に電話かけてきて、やってるけと医療機関に、やっているわけないんです。５時までの診察。だけれども、そういう形で、子供を大事に思う余り、のべつ幕なく、時間関係なく医療機関に問い合わせが入ると。それが本当に重篤の場合は、これは全然問題ないんだけれども、しかし、国の統計や県の統計をとってみても、大半は市販薬の措置でよかったというような統計もある。

私が言うのは、やっぱり医療にかかわる先生方も、非常に町にとっても大事な人材ですから、そこのところで今、これは静岡こども救急電話相談というのは、県の委託事業で県の医師会がやっていると。当然お医者さんが対応する。だからやっぱり、万が一心配のときに、本当はかかりつけ医がいれば一番いいわけですけれども、かかりつけ医がいない場合であれば、まず確認をして、簡単な薬でいいこと、例えばちょっと、いわゆるスポーツドリンクみたいなものを飲ませればいいんだよというようなことも、やっぱりアドバイスを受けること

で安心できるものもある。ないし、本当に重篤の場合はここが動いて、じゃ今日は今どこがやっているから、どこへ行きなさいということもとってくれるわけですから、こういうことで、やっぱりお医者さんを、我々制度をつくる側なんだけれども、同時にやっぱり医療機関を守るという、私は責任もあるんじゃないかなと。

やっぱり上手に利用者の方々には、相手のこともあるんだということの中で、子供を守りながら地域がよくなっていくためには、こういうやっぱり使い方の指導というものも、今も確かに配っているんですけれども、そういうお医者さんをやっぱり守って、乱暴な使い方で医療者が疲弊、困憊しないというための電話相談なので、そういう趣旨をしっかりと伝えていただいて、当然そういうことがないのが一番いいわけなんですけれども、万が一の場合にはそういうことなんだということの使い方の指導を、やっぱりしっかりしていただくことが、あわせて私は大事なことじゃないかなと思いますので、この点についてよろしくお願いしたいと。

○議長（村木　脩君）　町長。

○町長（太田長八君）　まず、この助成、本当に私も実は愕然といたしました。本当に医療費を見ますと、賀茂郡ではうちの町と下田市なんですよ、500円。ほかは全部無料。そういうので、やっぱり本当、町もやりたいことはやりたいんです。本当に今言ったように、子育て支援の面からも、今山田議員が言った、病院に行って、ほかの町の人は無料で、うちの町が一応とりあえず500円払ったんだ、これはやっぱり子育て支援の面でも、うちの町に対する魅力というものがなくなると考えていますもので、この辺は随時、一気にやるか。何が何でも、山田議員が心配しているように、多少のことでも本当、病院に行って、病院の回数が増えて、今多少、500円かかるもので、ある程度自分と、抑制した中で、どうしようもないという言い方はおかしいけれども、それで病院に行く、そういうメリットもあると思います。

しかしながら、原則的には、やっぱり子育て支援の中からも、有識者会議では一応高校生までと言いましたけれども、自分としては、最初はやっぱり小中学生、義務教育の中でまず最初にやるべきじゃないかと考えて、当然財源、国のほうで認めれば、それは高校生までやってもいいと思います、一般財源でやるのは、まずは小中、そして財源が許せば高校生まで、そういう考えでおります。

これは早く解決していく、これが本当の自分のことでございますもので、ここでまた財政とちょっと調整した中で、当初予算の中で、いいような方向で動ければ、財政が許す限りやっていきたいと思いますもので、やっぱりある程度財源がなければ、ちょっと厳しいもので、

この辺はちょっと検討させていただきたいと思います。

次に、こども救急、これは本当に医者も守らなきゃならない、これは本当そのとおりでございます。やっぱり勤務時間以外に来られましても、救急の場合は本当にわかりますけれども、いざ実際見た中で、何だこんなものかと、本当お医者さんも神経も休まりませんもので、その辺は静岡こども救急に対しましては、資料で配布しておりますけれども、できるだけこれを利用した中で、また夜間のときは病院にかかってほしい、これはまた啓蒙していきたい、そういう考えでございますので、よろしくお願いいたしたいと思います。

○議長（村木　脩君）　14番、山田議員。

（１４番　山田直志君登壇）

○１４番（山田直志君）　町長、最後に、やっぱり財政的な問題で、一つ大きな問題は、国がこういう制度について、非常に推奨していないということですよね。交付税算入の問題だとか、場合によっては制裁金を科すというような姿勢をとっていると。だから、一方で子育てをして、一生懸命出生率を上げようと。そういうことで、市町でこういう制度を、何とかできることをしようということで、こういう事業が始まってきて、浸透したんだけれども、国のほうとしては、逆に言うと、厚生労働省なんかにしてみりゃ、医療費が増えるじゃないかというような視点もあって、現実は交付税算入だとかじゃなくて、逆に交付税算入されないどころか、場合によっては敵視して、交付税を削減するよとか、こういう姿勢をとっていることも大変問題なんですよ。ですから、この点もやっぱり、賀茂の市町はみんな同じようにやっていて、大変こういうところ、苦労しているわけですから、ぜひこういうものも、国に向けて改善を求めるべきだと私は思います。

○議長（村木　脩君）　町長。

○町長（太田長八君）　当然、今回安倍さん、新３本の矢の中でも子育てを言っております。当然そういう中で、こども医療費助成、これは当然該当すると思いますもので、これは積極的に国のほうには要望していきたい。子育て支援の一環からもこれは要望していきたい、強く要望していきたいと考えておりますので、よろしくお願いします。

以上です。

○議長（村木　脩君）　以上で、14番、山田議員の一般質問を終結します。

暫時休憩をします。

休憩　午前１１時１３分

再開　午前１１時１４分

○議長（村木　脩君）　休憩を閉じ再開します。

◇　稲　葉　義　仁　君

○議長（村木　脩君）　次に、２番、稲葉議員の第１問、市民農園についてを許します。

２番、稲葉議員。

（２番　稲葉義仁君登壇）

○２番（稲葉義仁君）　それでは、失礼いたします。

本日は３問の質問を御用意させていただきました。

まず、１問目、市民農園についてお伺いいたします。

東伊豆海のみえる農園の利用者募集に関する告知が、このところ開始されました。これまでに展開したチャネルや媒体、そういった部分につきまして、また、実際の問い合わせ等の反応、申し込みの状況等についてお伺いしたいと思います。

さらにもう１点、こちらのポスター、告知物の中で、こちらの農園へ申し込む申請の資格ということで、町民との積極的な交流、それから、市民農園の年間活動プログラムへの参加、共同作業への参加といった表記がございますが、このあたりについて、具体的に想定しているプログラム等ございましたら、その内容やスケジュール、頻度等につきましてお教えいただきたい。また、はっきりと決まっていないようであれば、基本的な考え方等について伺いたいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（村木　脩君）　第１問の答弁を求めます。

町長。

（町長　太田長八君登壇）

○町長（太田長八君）　稲葉議員の第１間、市民農園については、２点からの質問ですので、順次お答えいたします。

１点目の東伊豆海のみえる農園の利用者募集に関する告知が開始されたが、これまでに展開したチャネルや媒体について、また、実際の問い合わせや申し込みの状況について伺いま

すについてですが、利用者の募集広告ですが、利用しているチャネルは、町のホームページと伊豆新聞のホームページにバナーを出し、ＨＩＣＡＴとＩＫＣを利用してテロップを流しております。広告媒体では、新聞広告を伊豆新聞に掲載中で、ほかにポスターとチラシを作成し、近隣市町の庁舎及びリゾートマンションや別荘分譲地に配布しております。町内の告知につきましては、役場庁舎を含めた公共施設と広報誌、回覧を利用しております。

11月末時点での状況ですが、申し込みが７件、問い合わせが20件となっております。

２点目の申請資格について、町民と積極的な交流や市民農園の年間活動プログラムへの参加、共同作業への参加等あるが、具体的に想定しているプログラム等があれば、その内容やスケジュールについて、検討中であれば、その基本的な考え方、取り組み方について伺いますについてですが、市民農園の事業を実施するに当たり、採択された補助事業の目的の中に、地域の活性化と交流人口の拡大がうたわれており、事業実施後には、経過年数ごとに実績報告が義務づけられております。このことから、市民農園利用者の皆さんには、過度の負担にならない程度に地域の方々とかかわりを持っていただきたいと考えております。

具体的には、市民農園運営協議会の中で検討していただくこととなりますが、一例として収穫祭や地元食材を利用した料理教室の開催、また、共同作業としては、施設の共有部分の草刈りなどの維持管理作業に参加していただくことも考えております。

○議長（村木　脩君）　２番、稲葉議員。

（２番　稲葉義仁君登壇）

○２番（稲葉義仁君）　御答弁ありがとうございます。

１点目の質問につきましては、お話をお伺いする限り、どちらかというと、近隣の市町ですとか、もしくは町内、そういったところが主な告知の対象というか、そのような形になっていると理解いたしました。

市民農園につきましては、滞在型の施設、ここの部分のオープンが後になるという部分もありまして、もしかしたらこういった形で、近くからの告知となっているのかなとも思いますが、首都圏ですとか、より遠くの方々、そういった方々に来てもらうための告知、そういった部分につきましてはどのようにお考えか、少し伺いたいと思います。

２点目の部分につきましては、こちらにつきましては、どちらかというと、市民農園の活動をある程度サポートして、ここでの生活をより楽しんでいただくというか、充実したものにしていただくためのイベントとか、そういったところに皆さん積極的に参加していただきたいよという趣旨のものだと理解いたしました。

ただ、今回の告知物等を見ている個人的な印象なんですが、申請資格と特に書いてあることもあって、真面目に読み込んでいくと、何となく非常に、あれもやらなきゃいけない、これもやらなきゃいけないのかなというような、かえってこの部分がハードルになっているんじゃないかなというような印象を受けました。もともと、ここでいろいろ野菜をつくったりして、楽しんでいただきたいという部分だと思いますので、このあたりは、これからの告知の中での話にはなるんですが、こういったイベントがありますですとか、どちらかというとそういった方向に、ここの部分というのは、告知の内容を振っていったほうがいいんじゃないかなと考えております。

例えば共有部分の草刈り、こういった部分につきましても、単純に草を刈ってくださいよという話をするよりは、場合によっては、都会の方でしたら、草刈り機の使い方を無料で教えますよといった形であれば、もしかしたら喜んで参加する、そういったこともあるかもしれません。ちょっとそのあたりのところについてお伺いしたいと思います。

○議長（村木　脩君）　町長。

○町長（太田長八君）　とりあえず告知につきまして、本当に近隣でございます。そういうことで、今稲葉議員から提案された、これからは首都圏に向かって発信していかなければならないと考えております。

町が一番残念に思ったのは、やっぱりラウベが２棟か３棟か、それしかできなかったことなんですよね。やっぱり市民農園だけだと、ある程度マイナスです、収益は。しかし、ラウベをやることによってプラスになりますもので、基本的にはラウベをいかに早くつくるかということが、この市民農園を成功する一つの鍵だと私は考えておりますもので、ラウベにつきましては、早く完成するような方向で、また展開していきたいと考えています。

そういう中で、市民農園、今度はふるさと納税でも、この市民農園をちょっと、ふるさと納税の返礼品としてやっていきたいと考えて……今準備中でございます。それで、さらに今度は、首都圏のほうに静岡の東京事務所なんかありますもので、その辺にも一応、こういうことができたもので、市民農園を活用してほしい。そして、いろいろ観光イベントに行きますもので、そのときには今後、東伊豆町市民農園ができたもので活用してほしい。いろんなイベントなど、市民農園のパンフレットを持った中で、これからは首都圏に向けての発信はしていく。とりあえず、今のところは近隣だけでございます。今後の課題として、今稲葉議員が言った方向でやっていきたいと町は考えておると。

２点目の申請資格、本当にこれ、補助事業ですから、かた苦しく書いてありますから、本

当に見た人は、ちょっと、うーんと思うことは私も思います。しかし、今稲葉議員が言ったように文章の書き方でクリアできる、より市民農園が魅力的なものになれば、それは検討する余地があると考えております。

基本的には、この市民農園に関しては、運営協議会の中で協議してもらった中で、運営協議会が一生懸命考えておりますので、今稲葉議員から提案されたことは運営協議会のほうの中に持ち込みまして、一応こういうことを提案されたもので、ちょっと検討してほしいということは言っていきたいと考えております。

以上です。

○議長（村木　脩君）　２番、稲葉議員。

（２番　稲葉義仁君登壇）

○２番（稲葉義仁君）　市民農園ができるという部分について、今回のポスターを改めて見たときに、何となくやはり、海のみえる農園ということで、東伊豆町のことをよくあらわしているというか、すごくいいイメージを受けたのを覚えております。せっかくいい農園をつくっていただいたんですから、やはり多くの方に御利用いただきたいし、そういった意味合いを兼ねて、今回は御質問させていただきました。その部分については御理解いただければと思います。

同じような話になるんですが、もともとちょっと、この質問を最初にしようと思った、きっかけというわけではないんですけれども、ぱっと見で、ああ、立派なものができたなというのはあったんですが、やはり先ほどの２点目の質問と同じく、全体的に表現がかたいというわけではないんですが、ぱっと見、誰が申し込んでいいのかなという部分がちょっとやっぱり、ややもすると、これは町内の方向けなのかなとか、逆に町内の方が見ると、町内はだめなのかなとか、その辺が何とも、少しぼんやりしているのかなという印象を受けたのと、やはり、市民農園のオーナーという言葉にちょっと、逆に重たく感じてしまう部分があったりして、このあたりも含めて、これからラウベの完成と首都圏、そういった遠来の方にアピールするときには、また告知の内容等を御検討いただければと思います。

○議長（村木　脩君）　町長。

○町長（太田長八君）　この市民農園をつくりましたもので、本当に町としては、つくったことによって町の活性化、これをしなければならないと考えております。そういうことで今、市民の運営協議会の中でいろいろ検討してもらった中で、何しろいい方法でやりましょうと言っております。そういうので今、稲葉議員からいろいろ、こういうことを言われましたも

ので、これは当然、先ほど言いましたけれども、運営協議会の中へ持ち帰って検討していただき、よりよい方向の中で市民農園、これを町の活性化に役立てていきたいと考えておりますので、またいろいろ提案がありましたらば、言っていただければ大変ありがたいと思います。

○議長（村木　脩君）　次に、第２問、奈良本地区避難地整備事業についてを許します。

２番、稲葉議員。

（２番　稲葉義仁君登壇）

○２番（稲葉義仁君）　次に、奈良本地区の避難地整備事業についてお伺いいたします。

ちょうど庭園部分の整理も終わり、建物なども壊されてきている時期ということもございまして、今回は少しお伺いさせていただきたく質問させていただきます。

１点目、奈良本地区の避難地整備事業ということで、旧熱川ロイヤルホテル建物の取り壊しがいよいよ始まりましたが、進捗状況はいかがなものでしょうか。

２点目、ホテルの庭園の部分からたくさんの岩が見つかったり、いろいろなことがあったようで、トラックで運搬する廃棄物というものが予定以上に増えそうだといったお話を業者さんから少し伺った記憶がございます。

一方、先日行われております現地の説明会、こちらで地元の参加者から御指摘もいただきましたが、周辺の町道、国道から下ってくる道筋のところにつきましては、道路舗装の状況なども余り良好ではなく、少し心配しているよという声がありました。その後、実際の工事が始まってから、少しやっぱり路面にひびがといった声や、のり面が少し崩れてきたよなんていうような声も伺っております。こういった部分、説明会のときには対応させていただくということで、もちろん話はいただいておるのですが、一応改めて、ここで考えについて伺いたいと思います。

さらに、もう１点、国からの補助金など費用面の関係、そういった部分から、もともと計画されていた防災施設、ここの部分の建設については、もちろん整備をしたいという強い気持ちはあるが、具体的な計画については一度とめるというか、費用面のめどというか、そのあたりを見ながら、少し検討していきたいという話を伺っております。その結果として、まずは避難公園を公園として、きっちりと整備していきたいというお話だったと思います。

一方、こちらの避難公園ですが、今後観光というか、そういった部分でどんどん使っていただきたいというような話も伺っておりますが、あれだけの広い公園、イベントなどに利用していくと、どうしても、場合によっては公衆トイレですとか、そういった部分をどうする

のかという部分は、多少検討していかなきゃいけないのかなと思っているのですが、このあたりどうお考えでしょうか。よろしくお願いいたします。

○議長（村木　脩君）　第２問の答弁を求めます。

町長。

（町長　太田長八君登壇）

○町長（太田長八君）　稲葉議員の第２問、奈良本地区避難地整備事業については、３点からの質問となっておりますので、順次お答えいたします。

まず、１点目の奈良本地区の避難地整備事業ということで、旧熱川ロイヤルホテル建物の取り壊しがいよいよ開始となったが、進捗状況についてはどうかについてですが、御質問の工事の進捗状況でありますが、若干のおくれはあるものの、現在、請負業者におきまして、契約期間内での工事完了に向け施工手順を見直すなど、鋭意努力しております。

なお、期間内完了が難しい状況が生じましたときは、地元住民及び議会の皆様に状況の説明をさせていただきたいと考えておりますので、御理解をお願いいたします。

次に、２点目のホテル庭園部分から大量の岩石が見つかるなど、トラックでの運搬が当初の予定以上に増加しそうだとの話を伺った。一方、現地説明会の際に参加者から指摘のあったとおり、周辺の町道については道路舗装の状況が余り良好ではなく、既に路面にひび割れが生じた、のり面の一部に亀裂が入ったなどの話も聞こえてきている。工事後の道路補修等に関する対応について、どのように考えているかについてですが、請負業者においては、庭園部分の雑草を取り除いた際、放置されていた大量の岩石が見つかりましたが、現地に埋め立てが可能な岩石を除き、不要な岩石につきましては廃棄処分が完了しております。

今後は、地元説明会で示した計画に基づき、重機の搬入搬出、埋め立てできないスクラップ等の搬出が予定されております。

町道部分のひび割れ、のり面の亀裂につきましては、請負業者におきまして、大型トラックの運行経路上を確認しましたところ、新たな路面のひび割れ、のり面の亀裂は見つからないとの報告を受けておりますが、町といたしましては再度確認してまいります。

また、工事後の道路補修についてですが、工事用車両の運行において、明らかに道路に著しい損傷を与えた場合には、工事請負業者に補修をしていただくものと考えております。しかしながら、通常の走行に伴う、経年劣化に伴う路面の損傷やのり面など、道路区域の安全対策につきましては、町において補修・改善や改良をしていくこととなりますので、御理解をお願いいたします。

次に、３点目の国からの補助金が減額となったことや地盤の問題から、もともと計画されていた防災施設の建設については、整備したいという気持ちはあるものの、具体的な計画については一旦凍結というか、今後の状況次第ということで、避難公園の整備を先行されたと認識している。一方で、その避難公園については、観光目的の利用も想定されているとのことだが、仮に防災施設の整備が困難となった場合、同公園に公衆トイレ等、来誘客に対して必要と思われる設備を整備することについてはどのように考えているかについてですが、町といたしましては、国の補助金等、当初計画と大きく状況が変わってきており、防災施設整備につきましては大変厳しいと考えております。

避難地となる避難公園の利活用につきましては、防災施設以外の構造物等の整備はできません。イベント広場としての利活用は問題ないと伺っておりますので、地元の皆様には地域活性化に資する利活用をお願いしたいと考えております。

また、避難公園の利活用において必要となる公衆トイレ等の整備につきましては、今後検討してまいりたいと考えておりますので、御理解をお願いいたします。

○議長（村木　脩君）　２番、稲葉議員。

（２番　稲葉義仁君登壇）

○２番（稲葉義仁君）　工事の進捗については、多少のおくれはあるが、期間どおりの完了に向け頑張っているということで理解いたしました。実際現場を見ると、庭園部分も大変きれいに整理をされ、最近、建物のほうも少しずつ解体も入り始めているようで、非常に全体的な見た目がすっきりしたというか、改めて、熱川温泉にとっても非常に重要な土地だなというのが目に見えて実感ができるようになってきております。そういった部分で、地元の方々の期待も非常に高いかと思いますので、まだいろいろと問題も出てくるかと思いますが、ぜひこれからもよろしくお願いいたします。

また、２点目の道路のひび割れ等補修の部分、こちらの部分についてなんですが、道路が少しひび割れたようですとか、のり面が少し崩れたよということは、私も話には聞いたんですけれども、ちょっとうっかりしておりまして、車で通ったときに見て探すというようなことはしていたんですが、確かにそういったレベルでは、特に危ないなというところは見当たりませんでした。このあたりにつきましては、もう一度こちらのほうでもきっちりと話を伺って、現地のほうを確認させていただきたいと思いますので、またよろしくお願いいたします。

こういった話が出てくるのも、近所に住んでいる皆さんの工事に対する意識というか、そ

ういったものが非常に高いという部分、また、ちょうど場所がやはり傾斜地になりますので、防災とかその辺についても非常にナーバスになっている部分があるという、そういった意識のあらわれだということで御理解を願いたいと思います。

また、町道につきましては、実際、国道沿いに２軒、それから１軒と、３軒の宿泊施設を抱えておりまして、実際何かあったときは、多ければ500名以上の観光客が避難に使うような道路になってくるかと思いますので、ぜひそのあたりの事情も含みおきいただき、またこれから御対応をいただきたいと思います。

また、３点目、防災設備の整備の部分につきまして、こちらなんですが、設備の、具体的に言うと防災施設の整備が、なかなか難しい状況にあるということは理解いたしました。避難公園としての利活用の部分で考えた場合、当初の計画では、避難施設の中に万が一の際の防災用のテントなんかを用意しておいて、実際避難する方が出たときは、それを公園のほうに展開してというような話も伺っておりましたが、このあたりの部分、こういった部分についてはどういうふうにお考えか、ちょっとお話をいただければと思います。

また、公衆トイレの整備、こちらのほうにつきましては、実際、避難公園が具体的にどういう形で整備されていくか、こういった部分にもよるかと思いますので、そういった進捗とあわせ、またいろいろと相談させていただきたいと思います。トイレがあるにこしたことはないんですが、当然、維持管理の部分、そういった費用の面、メンテナンスの面などもいろいろと出てくると思いますので、ちょっとその辺も、あわせて御検討をいただければと思います。

○議長（村木　脩君）　町長。

○町長（太田長八君）　まず、１点目の進捗状況でございますが、若干おくれて、これは設計したときは予測しなかったものが出てきましたもので、多少のおくれがありますもので、今鋭意、期間内で完成するよう努力しているところでございます。しかしながら、やっぱり、もし万が一おくれた場合は、壇上で言ったように、また地元住民の方々、議会の方々には報告していきたい、そういう考えでございます。

次に、道路の関係でございます。本当、工事によって、今までより道路状況、またのり面状況が悪くなったこと、これは本末転倒でございますから、今壇上で言ったように、一部ひび割れ、また、のり面の一部が見られるようなこと、しかし、請負業者が一応回ったところ、そういうことは見られなかったと報告は受けておりますが、最終段階で、また町がよく見た中で、一応、工事前、工事後、これを写真撮ってあると思いますから、これを見た中で、工

事によって破損されたところは請負業者に直してもらう、そういう方向でいきたいと考えておりますので、御理解願いたいと思います。

次に、３点目、テントに関しましては、防災の参事から、総務課参事から説明いたさせますが、トイレに関しましては、本当、利活用、避難公園、観光、いろんな面で利活用したとき、当然、今稲葉議員が言ったトイレの問題が出てくると思います。現地確認したところ、避難公園と整備したところにはトイレは建てられないが、ほかにちょっとまだ場所的な余裕があると考えておりますもので、トイレの設置というのはそこになると思いますが、これは今後、地元熱川地区の皆さん方と相談しながら、トイレに関しましては相談しながら、必要なときはまた、いろんな面で検討してやっていきたい、そういう考えでございます。

テントにつきましては参事から説明いたします。

○議長（村木　脩君）　総務課参事。

○総務課参事（竹内　茂君）　それでは、避難用のテントの関係につきましては、現在ガレージがありまして、そこを今後、防災倉庫として使わせていただくということで、当初は壊す予定でしたが、そのまま使うということで計画しておりまして、その中に入るだけは入れさせていただきたいなというふうに考えています。

残り、数的には大体20張から30張にしようかなと思っていますが、その入らない部分については、現地で、ちょっとまだ建物が残る部分が、今の現存している建物が、何か元食堂だった部分の建物があるということで伺っておりますので、その建物が使えるようであれば、その中にそういうテント等を入れて、緊急時に対応できるような体制をとっていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（村木　脩君）　２番、稲葉議員。

（２番　稲葉義仁君登壇）

○２番（稲葉義仁君）　御答弁ありがとうございます。

熱川温泉、非常に住民の数は、二百数十名ですか、それほどいないんですが、宿泊客の数になると恐らく、いっぱいいっぱいに入ると、2,000名近いお客さんが実際宿泊しているときもございます。何か万が一の際の避難というときに、広いスペースというと、当然ここの避難公園ということになってくるかと思いますので、先ほどのテントの話も含め、最低限というか、きっちりと必要な装備というものは、また御対応いただけると大変ありがたいと思います。

あと、今話を伺っていて、ちょっとふと、追加で思いついたわけではないんですが、昔の構造物という意味でいうと、先ほどの食堂のところ、それから、その下に一部地下通路みたいなものがあったりするんですけれども、あの辺て先々どうされるんですかね。やっぱり埋めるんでしょうか、それとも、活用を考えられる余地というのはあるんでしょうか。

○議長（村木　脩君）　町長。

○町長（太田長八君）　この避難公園整備、本当に稲葉議員が言ったように、熱川住民だけじゃなく、やっぱり観光客をいかに、いざというとき助けるか。これも一つの目的でございますもので、そういう最低限の避難公園の設備、これはやっていきたいと考えておりますので、御理解願いたいと。

今、テントをやる、食堂の地下部分、これは今のところ、全然考えておりませんもので、またいいことができましたらばありがたいと思います。その建物は、基本的には町も入っていますし、相手方、向こうも入って、大変所有権の問題、いろんなことも出てきますもので、その辺のものをクリアした中で、またやっていきたいと思いますので、今のところちょっと考えていないというのが現状でございますもので、よろしくお願いいたします。

○議長（村木　脩君）　次に、第３問、町内の防災対策についてを許します。

２番、稲葉議員。

（２番　稲葉義仁君登壇）

○２番（稲葉義仁君）　最後になりますが、町内の防災対策についてということで、これまで町内各地で津波対策協議会が開催されてきたかと思いますが､各地区の協議状況について、特にそれぞれの地域で何か問題になっているようなポイント等ございましたら、お話をお聞かせいただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（村木　脩君）　第３問の答弁を求めます。

町長。

（町長　太田長八君登壇）

○町長（太田長八君）　稲葉議員の第３間、町内の防災対策についての町内各地で津波対策協議会が開催されているかと思うが、各地区での協議状況について、課題となっているポイントについて伺いますについてですが、現在、町内の海岸線を大川地区、北川地区、熱川地区、片瀬・白田地区、稲取地区の５つの地区に分け、それぞれにおいて、静岡県と共催で地区協議会を開催しております。

課題となっているポイントですが、ハード整備の基本方針について、大川地区、北川地区、

熱川地区、片瀬・白田地区の片瀬側では、静岡県の第４次地震被害想定で示されたレベルワンの津波高に対して、地盤高や施設の設計高さが満たされているため整備は不要で、今後は避難計画についての課題が協議されていきます。

また、稲取地区、片瀬・白田地区の白田側におきましては、レベルワンの津波により浸水するため、防波堤等の施設の築造をどうしていくのかが課題となっております。

○議長（村木　脩君）　２番、稲葉議員。

（２番　稲葉義仁君登壇）

○２番（稲葉義仁君）　今回の津波対策協議会につきましては、各地区それぞれ住んでいる皆さんが、その地域の防災という部分の対策に直接かかわって、対応策を検討していくという意味合いにおいて、大変意義深いものだと考えておりますし、私自身も地元の会議に参加させていただいて、いろいろと考慮いただいているというか、検討いただいて、大変ありがたいという印象を受けております。

ただ、会議がどうしても津波対策に関する協議会となりますので、特にハード部分の整備は、先ほどお話にもございましたような、津波に対する防波堤、防潮堤、そういった部分にどうしても焦点が当たってきている部分はございます。

実際の災害、特に地震なんかにつきましては、特にこの地域では、昔からあったとおり、崖が崩れたりですとか、そういった部分での、津波より、より可能性の高い頻度で起こる災害などの対応についても結局考えなければいけないですし、そういった意味合いにおきましては、最終的に県土木事務所、それから町、場合によっては民間も含めて、災害対策、避難対策というんですか、そういった部分は検討、対応していく必要があるのかなという感触を強く受けましたが、そのあたり、進め方等について、どうお考えでしょうか。

○議長（村木　脩君）　町長。

○町長（太田長八君）　これは一応、県との共催でございますから、県との意見調整が必要かと考えております。今言ったような５つの地区の中で、稲取地区と白田地区、これを除けば、レベルワンに対しましては津波はオーケーと。あとは避難計画をやっていくという中で、今度は避難計画をやっていく中には、当然地区協議会とやりますけれども、今度は避難計画、ここをじゃ、いざという場合はこの場所を使わせてもらうとか、そうなってきますもので、そういうときはやっぱり、そういう方も入っていただいたほうがいいのではないかと考えて、しかし、これは県との共催でございます。一応、県がそこまでは必要ないと言えば。町といたしましては、今度は避難計画の中で、一応そういう避難、地区協、どういうメンバーにな

ってくるかわかりませんけれども、また人選が、違った意味でプラスアルファになってもいいのかなということは自分自身は考えております。

以上です。

○議長（村木　脩君）　２番、稲葉議員。

（２番　稲葉義仁君登壇）

○２番（稲葉義仁君）　町長がおっしゃられたとおり、県の部分で対応すべき部分、町の部分で対応すべき部分、いろんなところが出てくると思います。なかなか線引きとか交通整理が、とにかく難しい部分はあると思いますが、例えば同じような会議体みたいなものを、防災対策というか避難誘導について、例えば各地区で行って、全体的な意見を伺ってみるというのも一つの手かなと、今ふと感じました。

特に、その地区、地区においては、細かいことについては、近所の人にしかわからないことなどもございます。実際の災害のときなどには、そういった部分が意外と大きな課題となっていたりする部分もございますので、ぜひこれからも引き続き、そういった部分を含め、より安全な防災計画の策定に向け御対応いただけますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（村木　脩君）　町長。

○町長（太田長八君）　当然、稲葉議員の言うとおり必要だと考えております。それは当然、自主防災会長を中心に津波対策の方法、そういう避難計画とか、それは地域を含めた中でやっていると考えております。その中で整合性が、やっぱり絶対必要となってきますもので、またそういうところが必要であれば、やっぱりそういうことが必要ならば立ち上げる。また、それが整合性ができれば、そんなのでやっていく。いろいろあるなかで、一番はやっぱり、町民をいかに守るかというのが一番大事ですから、それに沿った中で協議会は進めていきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたしたいと。

以上です。

○議長（村木　脩君）　以上で２番、稲葉議員の一般質問を終結します。

この際、午後１時まで休憩します。

休憩　午前１１時５１分

再開　午後　１時００分

○議長（村木　脩君）　休憩を閉じ再開します。

◎日程第２　議案第６６号　東伊豆町消費生活センターの組織及び運営に関する事項等に関する条例の制定について

○議長（村木　脩君）　日程第２　議案第66号　東伊豆町消費生活センターの組織及び運営に関する事項等に関する条例の制定についてを議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

（町長　太田長八君登壇）

○町長（太田長八君）　ただいま上程されました議案第66号　東伊豆町消費生活センターの組織及び運営に関する事項等に関する条例の制定について、提案理由を申し上げます。

平成28年４月１日から東伊豆町消費生活センターを設置することとなり、条例の整備を図るものであります。

詳細につきましては観光商工課長より説明いたさせますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（村木　脩君）　観光商工課長。

○観光商工課長（梅原裕一君）　ただいま上程されました議案第66号　東伊豆町消費生活センターの組織及び運営に関する事項等に関する条例の制定につきまして、議案の朗読をもちまして説明にかえさせていただきます。

東伊豆町消費生活センターの組織及び運営に関する事項等に関する条例。

（趣旨）

第１条　この条例は、消費者安全法（平成21年法律第50号。以下「法」という。）第10条の２第１項の規定に基づき、消費生活センターの組織及び運営に関する事項並びに消費生活相談等の事務の実施により得られた情報の安全管理に関する事項に関し必要な事項を定めるものとする。

（消費生活センターの組織及び運営に関する事項等）

第２条　法第10条の２第１項に規定する条例で定める事項は、次のとおりとする。

（１）町長は、消費生活センターを設置したときは、遅滞なく、次に掲げる事項を公示す

ること。当該事項を変更したときも、同様とする。

ア　消費生活センターの名称及び住所。

イ　法第10条の３第２項に規定する消費生活相談の事務を行う日及び時間。

（２）消費生活センターには、消費生活センターの事務を掌理する消費生活センター長及び消費生活センターの事務を行うために必要な職員を置くこと。

（３）消費生活センターには、法第10条の３第１項に規定する消費生活相談員資格試験に合格した者（不当景品類及び不当表示防止法等の一部を改正する等の法律（平成26年法律第71号）附則第３条の規定により合格した者とみなされた者を含む。）又はこれと同等以上の専門的知識及び技術を有すると町長が認める者を消費生活相談員として置くこと。

（４）消費生活センターは、消費生活相談員が実務の経験を通じて専門的な知識及び技術を体得していることに十分配慮し、任期ごとに客観的な能力実証を行った結果として同一の者を再度任用することは排除されないことその他の消費生活相談員の専門性に鑑み適切な人材及び処遇の確保に必要な措置を講ずること。

（５）消費生活センターは、当該消費生活センターにおいて法第８条第２項各号に掲げる事務に従事する職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保すること。

（６）消費生活センターは、法第８条第２項各号に掲げる事務の実施により得られた情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の当該情報の適切な管理のために必要な措置を講ずること。

附則。

この条例は、不当景品類及び不当表示防止法等の一部を改正する等の法律附則第１条第２号に掲げる規定の施行の日（平成28年４月１日）から施行する。

以上、簡単ですが、説明にかえさせていただきます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（村木　脩君）　これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（村木　脩君）　質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（村木　脩君）　討論なしと認めます。これをもって討論を終結します。

これより議案第66号　東伊豆町消費生活センターの組織及び運営に関する事項等に関する条例の制定についてを採決します。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（村木　脩君）　異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第３　議案第６７号　東伊豆町農業委員会の委員の定数条例の制定について

◎日程第４　議案第６８号　東伊豆町農業委員会の農地利用最適化推進委員の定数条例の制定について

○議長（村木　脩君）　日程第３　議案第67号　東伊豆町農業委員会の委員の定数条例の制定について、日程第４　議案第68号　東伊豆町農業委員会の農地利用最適化推進委員の定数条例の制定についてを一括議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

（町長　太田長八君登壇）

○町長（太田長八君）　ただいま一括上程されました議案第67号、議案第68号につきまして、提案理由を申し上げます。

議案第67号　東伊豆町農業委員会の委員の定数条例の制定についてと議案第68号　東伊豆町農業委員会の農地利用最適化推進委員の定数条例の制定については、農業委員会等に関する法律の一部改正によるものでございます。

詳細につきましては建設産業課参事より説明いたさせますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（村木　脩君）　建設産業課参事。

○建設産業課参事（鈴木伸和君）　ただいま一括条例されました議案第67号、議案第68号につきまして、朗読をもって説明とさせていただきます。

議案第67号をごらんください。

東伊豆町条例第　号。平成　年　月　日。

東伊豆町農業委員会の委員の定数条例。

農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第８条第２項の規定に基づく東伊豆町農業委員会の委員の定数は、10人とする。

附則。

１　この条例は、平成28年６月22日から施行する。

２　東伊豆町農業委員会の選挙による委員の定数条例（昭和34年東伊豆町条例第41号）は、廃止する。

次に、議案第68号をごらんください。

東伊豆町条例第　号。平成　年　月　日。

東伊豆町農業委員会の農地利用最適化推進委員の定数条例。

農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第８条第２項の規定に基づく東伊豆町農業委員会の農地利用最適化推進委員の定数は、６人とする。

附則。

この条例は、平成28年６月22日から施行する。

以上、簡単でございますが、説明とさせていただきます。御審議のほど、よろしくお願いします。

○議長（村木　脩君）　これより議案第67号及び議案第68号の一括質疑に入ります。質疑ありませんか。

14番、山田議員。

○１４番（山田直志君）　今回の農業委員会の改革ということに基づいた議案というふうには理解します。

そうすると、一番やっぱり変わった点が、一つは農業委員が、選挙から町長の任命というような形になるというところがあります。そうすると、この任命の方向、選出ということがあると思うんですよ、人選の問題。例えば、いわゆる認定農業者を過半数にしなさいとかあるし、ないし利害関係のない人、場合によっては、これが弁護士であったり、行政書士とか司法書士とか、そういう人を入れるのかというようなこともいろいろ言われておりますけれども、この任命に対して、やっぱりどういう形で人選を図られるのか。

今までの場合だと、はっきり言うと、選挙という形ではありましたけれども、現実的には実際投票になるという選挙はほとんどなくて、ほとんど地区からの推薦という形であったと思うんですよ。この辺の問題と、もう一つ、一番大きいのは、農地利用の最適化ということで、使っていないところについて、どんどん使うような業務というものが、農業委員会なりの仕事として位置づけられてきたということがあろうかと思うんですけれども、これに対して、当然その関係で、適格委員とか推進委員とかを選ぶんだけれども、この辺で農業委員会

のこれからの運営のあり方がどう変わっていくのか。

また、農地の推進委員の選任についても初めてのことなので、これはどういうふうな視点で、人選を誰がするのかということがあろうかと思うんですけれども、その辺についてはどういうふうにお考えですか。

○議長（村木　脩君）　町長。

○町長（太田長八君）　基本的には、認定者が半数以上ということになっていますよね。基本的には、やっぱり農業がわかる人じゃなきゃ、ある程度、農業委員としては最低限、基本的には原則じゃ、認定農業者を中心に選定していきたいと考えております。その中で、農業委員を市町村が任命した後、議会の同意が必要とここに書いてありますもので、そういうことで、やっぱり我々、幾ら町長がこういうことをやっても、議会の同意が必要になってくる。そこでまた議会のほうで、一応、同意案件の中でやっていただければありがたいと思います。

基本的には認定者を中心、農業者、そうなるとやっぱり、今、基本的には、各地区から一応認定農業の、そういう資格がある人を選んでおりますけれども、基本的には、その認定者の中からある程度入れた中で、やっぱり地区別には結構、今度は、部落別でやっておりますので、今度は稲取地区何名とか城東地区何名、あと、ある程度バランスを考えながらやっていきたいと考えています。

最終的には一応、議会の同意が必要と書いてありますもので、その点は議会の皆さん方に同意案件のときにやっていただければ、町としてもありがたいと思います。

それとあと、最適化推進委員、これは本当、農業委員会の農業委員の方が選ぶものでございますから、基本的にはこれは、農業委員会の農業委員の方がどのような人を選ぶか。これは我々の方で把握できることではありませんもので、その点は御理解願いたいと思います。

以上です。

○議長（村木　脩君）　14番、山田議員。

○１４番（山田直志君）　国なんかが出している農業委員会改革の中では、今言われるように、議会の同意は要件だけれども、町長の任命制というのが形です。内容として、過半数を原則認定農業者とするというのがある。さらに、農業者以外で中立的な立場で公正な判断をすることができる人ということで、各市町の動きの中では、弁護士だとか農林省や県の人間を入れたりとか、いろんな考え方で、この枠を活用されている状況もあります。

さらに方向として、女性や青年も積極的に登用すると。こういうような形が一応の案として示されているわけなので、議会が同意するからって、同意する議員が候補者を推薦すると

いうことは、基本的にあり得ないと思うんです。だから、町のほうが今までだと、極端な話が、区長会なんかにお願いして農業委員を推薦してもらって、区長会のほうで人選も、各区で何人という形のものを、立候補をお願いして出ていただいたという、こういう経過があったわけですよ。

今度、認定農業者の部分もあるけれども、それ以外の部分での、女性や若者とか、そういう農業者以外の人も入れるという中で、どういう形でこの選任について諮るのかという点では、非常に、選ばないので、結局みんな、今までどおり各区に推薦してもらって、町長がやるなら簡単なんだけれども、それじゃ法律改正の趣旨が十分じゃないんじゃないかということになるので、選び方というものに対して、そういう、例えば民生委員なんかでも推薦委員会とか、いろんな形のものあるんだけれども、この問題について、これだけの、こういうバラエティーに富んだ形に、今までと違った形で人選するについて、何らかの考え方がないと、選ぶのは大変じゃないかなと私は思っているんですけれども。

○議長（村木　脩君）　町長。

○町長（太田長八君）　そうなると本当、これ、大変自由に、ある程度こっちは任命権があります。大変難しい。しかし、基本的には、認定農業者をまず優先、ある程度やる。そういう中でやっぱり、認定農業者、結構若手もいますもので、その点はある程度クリアできるかなと思います。

それで、若手の登用、これはやっぱり自分も考えておりますので、そういう中で、認定農業者中心の中で、若手の認定農業者もいますもので、バランスを大変重要視されておりますもので、この人選に関しましては、これから、じゃどういう人を選ぼうと考えて、やっぱり他の市町村のものもまたいろいろ考えた中で、例えばうちの町は弁護士を入れる、ほかの町はまた違う、一応各町のバランスを見た中で、どのような人選が一番いいかということはやっていきたいと思います。

それに、女性の登用、書いてありますけれども、しかし、女性がどれだけ、ある程度、これは偏見になるかわかりませんけれども、ある程度の女性の方も、これに対する農業委員としての、そういう見識がなければ、ただ女性を選べばいいというだけじゃ、やっぱり見識がなければ私はいけないと考えておりますもので、最終におきまして、それは百姓の農家の方を選べばいいかわからないけども、今後検討した中で、やっぱり女性登用と書いてありますけれども、当初からじゃなくて、次からでもいいのかなとは考えています。

やっぱりある程度、農業委員ですから、農業のことがわからなければならない方をやって

いきたいと思うし、女性の登用に関しましては、最初からやればいいんでしょうが、その辺はちょっと後になる可能性もありますけれども、一応そういう方向でやっていきたいと。

確かにまた、本当にこれは難しいです。そういう中では、確かに同意が必要と書いてありますけれども、山田議員が言ったように、いえば多分、そのままいっちゃうと思いますもので、この仕方は、いろいろまた、今農業委員はどのような方向が一番いいかということは、また検討していきたいと考えています。

ただ、今のところ、こういう条例が出たという中で、まず、これはもう国の基準ですから、まずやった中で、人選とかそういうことは、これから検討していきたいというのが現状の考えでございます。

以上です。

○議長（村木　脩君）　そのほか質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（村木　脩君）　質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結します。

これより議案第67号　東伊豆町農業委員会の委員の定数条例の制定についての討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（村木　脩君）　討論なしと認めます。これをもって討論を終結します。

これより議案第67号　東伊豆町農業委員会の委員の定数条例の制定についてを採決します。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（村木　脩君）　異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

続いて、議案第68号　東伊豆町農業委員会の農地利用最適化推進委員の定数条例の制定についての討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（村木　脩君）　討論なしと認めます。これをもって討論を終結します。

これより議案第68号　東伊豆町農業委員会の農地利用最適化推進委員の定数条例の制定についてを採決します。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（村木　脩君）　異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第５　議案第６９号　東伊豆町準用河川流水占用料等徴収条例の制定について

○議長（村木　脩君）　日程第５　議案第69号　東伊豆町準用河川流水占用料等徴収条例の制定についてを議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

（町長　太田長八君登壇）

○町長（太田長八君）　ただいま上程されました議案第69号　東伊豆町準用河川流水占用料等徴収条例の制定について、提案理由を申し上げます。

東伊豆町準用河川流水占用料等徴収条例の制定につきましては、奈良本地内に静岡県が管理する二級河川濁川の上流長さ1,500メートルの間が準用河川に指定されております。現在の普通河川条例は準用河川は含まれておらず、新たに準用河川条例を制定する必要性が生じましたので、新規制定するものでございます。

詳細につきましては建設産業課長より説明いたさせますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（村木　脩君）　建設産業課長。

○建設産業課長（鈴木　孝君）　それでは、ただいま提案されました議案第69号　東伊豆町準用河川流水占用料等徴収条例の制定につきましては、お手元の議案第69号資料の朗読をもちまして説明にかえさせていただきます。

恐れ入りますが、資料をごらんください。

東伊豆町における準用河川は、奈良本地区内において、静岡県が管理する二級河川濁川の終点（月見橋）から片倉橋にかけて、延長1,500メートル区間が準用河川濁川として対象となっております。

同河川は昭和50年に指定されましたが、後述の東伊豆町普通河川条例では準用河川を含めておらず、新たに準用河川条例の新規制定の必要性が生じましたので、普通河川条例の中身はそのままに、準用河川流水占用料等徴収条例を制定いたします。

なお、今回、普通河川条例の一部で改正した河川法の流水占用料、土地占用料又は土石採

取料を定めると表記してございます。

普通河川条例同様に、流水占用料、土石採取料は消費税及び地方消費税の税率を乗じた額とし、土地占用料にあっては、１カ月未満の場合、消費税及び地方消費税の税率を乗じた額といたします。１円未満は切り捨て、500円未満は500円といたします。

また、督促手数料、延滞金の免除、罰則規定は、そのまま適用させております。

以上、簡単ではございますが、説明とさせていただきます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（村木　脩君）　これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（村木　脩君）　質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（村木　脩君）　討論なしと認めます。これをもって討論を終結します。

これより議案第69号　東伊豆町準用河川流水占用料等徴収条例の制定についてを採決します。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（村木　脩君）　異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第６　議案第７０号　東伊豆町道路占用料等徴収条例の一部を改正する条例について

◎日程第７　議案第７１号　東伊豆町普通河川条例の一部を改正する条例について

○議長（村木　脩君）　日程第６　議案第70号　東伊豆町道路占用料等徴収条例の一部を改正する条例について、日程第７　議案第71号　東伊豆町普通河川条例の一部を改正する条例についてを一括議題とします。

町長より順次、提案理由の説明を求めます。

町長。

（町長　太田長八君登壇）

○町長（太田長八君）　ただいま一括上程されました議案第70号から議案第71号まで、順次提案理由を申し上げます。

議案第70号　東伊豆町道路占用料等徴収条例の一部を改正する条例につきましては、平成23年４月１日の静岡県道路占用料等徴収条例の一部改正に伴い、県に準拠して道路占用料等徴収条例の一部改正をするものでございます。

詳細につきましては建設産業課長より説明いたさせますので、よろしく御審議をお願いいたします。

続きまして、議案第71号　東伊豆町普通河川条例の一部を改正する条例につきましては、静岡県河川管理条例の占用料金などに準拠して、普通河川条例の一部改正をするものでございます。

詳細につきましては建設産業課長より説明いたさせますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（村木　脩君）　建設産業課長。

○建設産業課長（鈴木　孝君）　それでは、ただいま提案されました議案第70号　東伊豆町道路占用料等徴収条例の一部を改正する条例については、お手元の議案第70号資料で御説明させていただきます。

恐れ入りますが、資料をごらんください。

道路占用料の徴収につきましては、道路法第39条で道路管理者が占用料を徴収できることと、徴収方法について条例で定めることがうたわれております。今回の徴収条例の一部改正は、静岡県道路占用料等徴収条例第２条に準拠し、一部改正を行うものでございます。

改正内容の骨子でございますが、新規として、１カ月未満の消費税の扱い等が１カ月未満の占用期間のものについては、占用期間の額で定める期間を割って得た額に消費税及び特別消費税を加算した額となります。

また、占用項目区分の細分化及び料金の変更などを改正いたします。一例としましては、電柱１本について、現行では１区分となっていますが、改正では、第１種から第３種までの３区分に細分化されます。

恐れ入りますが、次のページをごらんください。

架空線については、現行１メートル当たり32円が改正後は７円で、約５分の１弱の減額となります。

続きまして、議案第71号　東伊豆町普通河川条例の一部を改正する条例について、お手元

の議案第71号資料で御説明させていただきます。

恐れ入りますが、資料をごらんください。

河川占用料の徴収につきましては、河川法第32条で流水占用料を徴収できることがうたわれております。今回の徴収条例の一部改正は、静岡県河川管理条例第４条の直近の占用料に準拠し、一部改正を行うものでございます。

改正内容の骨子でございますが、流水占用料の額は、流水占用料及び土石採取料その他生産物採取料は、消費税及び地方消費税の税率に乗じた額となり、土地占用料では、１カ月未満の場合、消費税及び地方消費税の税率を乗じた額といたします。なお、１円未満は切り捨て、500円未満は500円といたします。

恐れ入りますが、次のページをごらんください。

占用料の改定については、主なものについて御説明いたします。

土地占用料、年額でございますが、工作物、橋などの構造物60円が170円に、管類50センチ未満50円が110円に、管類50センチ以上110円が290円に、通行路など30円が90円になります。流水占用料では、発電以外の原動力3,000円が8,100円に、新規で養魚用5,500円、また工業用が新規で加わり、３万4,200円といたします。

なお、今回の改正では、流水利用、土採取などは商品として売買できるものであり、物を売った対価として消費税が外税としてかかります。

以上、簡単ではございますが、御説明とさせていただきます。よろしく御審議をお願いします。

○議長（村木　脩君）　これより議案第70号及び議案第71号の一括質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（村木　脩君）　質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結します。

これより議案第70号　東伊豆町道路占用料等徴収条例の一部を改正する条例についての討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（村木　脩君）　討論なしと認めます。これをもって討論を終結します。

これより議案第70号　東伊豆町道路占用料等徴収条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（村木　脩君）　異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

続いて、議案第71号　東伊豆町普通河川条例の一部を改正する条例についての討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（村木　脩君）　討論なしと認めます。これをもって討論を終結します。

これより議案第71号　東伊豆町普通河川条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（村木　脩君）　異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第８　議案第７２号　東伊豆町課設置条例の一部を改正する条例について

○議長（村木　脩君）　日程第８　議案第72号　東伊豆町課設置条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

（町長　太田長八君登壇）

○町長（太田長八君）　ただいま上程されました議案第72号　東伊豆町課設置条例の一部を改正する条例について、提案理由を申し上げます。

本町の重要施策である防災対策につきまして、防災力の強化を図り、災害に強いまちづくりを推進していくとともに、平成28年４月の駿東伊豆消防組合発足に伴い、消防団事務を町の事務として位置づけることになるため、新たに防災課を設けるものであります。

また、平成28年４月からの農業委員会及び農地制度改正の対応に加え、地方創生における地域産業の魅力創出に迅速かつ柔軟に対応できる体制を整備するため、建設産業課建設部門と産業部門を分割し、それぞれ建設課と農林水産課を設置するため、条文の整備を図るものであります。

詳細につきましては総務課長より説明いたさせますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（村木　脩君）　総務課長。

○総務課長兼防災監（鈴木利昌君）　それでは、ただいま提案されました議案第72号　東伊豆町課設置条例の一部を改正する条例について御説明いたします。

今回の改正では、２課９係を４課９係に再編することにより、防災力の強化や産業関係事業への柔軟な対応が図れる体制を整備するものでございます。

それでは、朗読をもちまして説明とさせていただきます。

東伊豆町条例第　号。平成　年　月　日。

東伊豆町課設置条例の一部を改正する条例。

東伊豆町課設置条例（昭和34年東伊豆町条例第45号）の一部を次のように改正する。

第１条中「地方自治法（昭和22年法律第67号）第158条第７項」を「地方自治法（昭和22年法律第67号）第158条第１項」に改め、総務課、企画調整課、税務課、住民福祉課、健康づくり課、観光商工課、建設産業課を、総務課、企画調整課、税務課、住民福祉課、健康づくり課、農林水産課、観光商工課、建設課、防災課に改める。

附則。

この条例は、平成28年４月１日から施行する。ただし、地方自治法に関する部分の規定は、公布の日から施行するということで、以上、簡単ではございますが、説明とさせていただきます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（村木　脩君）　これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

14番、山田議員。

○１４番（山田直志君）　機構改革という形で、今回の機構改革の御説明は、防災対策の問題と農業委員会の改編等があったというふうな理由です。

ただ、役場の機構というか、行政のあり方ということで考えてみますと、やっぱりもう少し考える点が、私はあるんじゃないかなと思うんですよ。

例えば、私の手元に役場の庶務規則があります。例えば、今までの中で見ると、いじられてはいるんだけれども、一部事務組合の所管が書かれていなかったり、例えば、東河環境センターが住民福祉課だということは所管がある。伊豆葬祭組合だとか下田メディカルセンターなどの企画はなかったりとか、実際ね。だから、そういうものもあるし、実際そのことが、今、町の人口体系も変わってきた、産業状況も変わってきた中で、仕事量もどれだけあるのかなということを考えたりするということも、本来は私は必要じゃないかと。

前から私が言っているように、管理のことに関してみれば、観光商工課でも観光施設の施

設管理をすると。健康づくり課ではアスド会館の管理をするとか、いろんな管理部門も当然、企画調整課にもある。いろいろな問題があって、やっぱり実際に発生している仕事の実量から考えて、ちゃんと改革をするということがないと、その後の人員配置を含めて、ただ庶務規則の量がいっぱいあるから、仕事が多いということじゃないわけですよ。

今回の健康づくり課なんかの場合では、今回は今度、介護保険の先ほどの総合事業なんかが入ってくると、仕事はまたすごい増えてくる。こういう問題もやっぱり出てくるわけなので、やっぱり仕事の実量に応じた見直し、また、そこでのやっぱり合理化、仕事を共有できるものをやっぱり共有するとかいうことをしていかないと、単なる足し算、引き算の問題じゃないんじゃないかなと。そういうことをもっとやられないと、機構としては、やっぱりちょっと十分じゃないなというのが私は印象なんですけれども。

○議長（村木　脩君）　町長。

○町長（太田長八君）　これはもう全協で山田議員の意見等いろいろ聞いた中で、今回は、当然そういう事務量のことは、今後やっていかなければならないと考えております。そういう中で今回は、まず防災に大変力を入れておる中で、やっぱり防災が相当の仕事量が増えてくる。これは課として、やっぱり総務課防災係ではなく、課としての、ある程度責任を持たせた中でやらせたほうが自分はいいと考えて、防災課。さらに、建設産業課におきましては、やっぱり言ったように、地方創生の中で、一応農林水産の仕事量が大変増えてくる。かつ農業委員会のほうも、今、皆さん方のおかげで条例が可決されましたけれども、その農業委員会のことも来るもので、やっぱり建設産業課の中で、これは時代に対応した中で、２つに分けたほうがいいんじゃないかと考えまして、今回提案させていただきました。

そういう中で、全協でも言ったように、これは行革の中で、やっぱり反しているんじゃないか、今まで７課あったのが９課になった。やっぱりこれは行革に反している、当然そういう意見も真摯に受けとめる中で、やっぱり時代に対応した中で役場はやっていかなければならないと考えています。今この時代の中で、やっぱり７課よりは９課が時代に対応しているのではと私は考えています。そういう中で、やっぱり全協の中でも、行革に反して、また予算的な面でも増えるんじゃないかということも言われた中で、そういう予算的な面でやっぱり、その中に参事がいますもので、その参事がそのまま課長になりますので、そういう面では、本当に議員の皆さん、予算的なことまで考えていただいた中で議論していただきました。

そういう中で、町といたしまして、時代に対応した中で、今回７課から９課。これはまた、将来的には、これは当然また減らしていく、基本的には行革というのは減らしていくことで

ございますから、ある程度そうやってきて、さらに山田議員から提案されたように、中身の内容、これは今後も引き続き検討して、時代に対応して、どの方向が一番いいか。やっぱり昔から、管理課はともかく、現場の技術者を集めてやったほうがいいんじゃないかということも提案されておりまして、また、これが終わりではありません。今後もいろいろな中で、役場の体制、どのような方法が一番いいか、やっぱりそういうことを検討して、また議員の皆さん方と一緒になって考えていきたいと思いますので、よろしくお願いいたしたいと思います。

以上です。

○議長（村木　脩君）　14番、山田議員。

○１４番（山田直志君）　町長言われるように、このことによって職員の増員とか、そういうものはないと。管理職も参事がいたので、そういうものを充てるとのことで、そこの実数は変わらないと。

ただ、実際課は増えるということ、だからこそ、私はそういう意味では、実際の仕事実量というのがどこまで、それぞれの課じゃなくて、係のところで持っているのかということを、やっぱりしっかり精査していかないといけないと思うんです。

町長言ったことにちょっと若干反論すると、農林水産課の仕事は増えているんですけれども、建設課の仕事自身はそんなに増えていなくて、逆に、ある面では減っているわけですよ、一時からするとね。そういう実情もあるわけですね。言っている意味がわからなくはないけれども、意思決定の面からすると。ただ、意思決定をして、それを実行するためには、そこで働く係の人員を確保しなきゃならないわけだから、課は増やしたんだけれども人を増やさない中では、やっぱり仕事の実量からしっかりと見直しをかけて、人員配置を見直すと。こういうことがやっぱり必要になってくる。

先ほど言ったような健康づくり課の介護の総合事業対策もあるでしょうし、さっきちょっと、私の質問でいえば、例えば住民福祉課の墓苑なんかだって、今まではただ書類を受け付けるだけだったのに、台帳整理をして、いろんな徴収をするとかということになると、当然また仕事のボリュームが増えてくる。それは、それぞれのところが変わってきているので、人を増やさない中では、そういう足元の仕事量をしっかり見直したことをやらないと、課長さんの意思決定はできたって、動く職員がいなければ、実際機能しなくなるんじゃないか。そういうところの見直しもぜひしっかりやっていただいて、対応していただくことが私は大切だと思うんです。

○議長（村木　脩君）　町長。

○町長（太田長八君）　当然その事務量、これは当然把握した中でやっていく。当然今回は、一応総務課が２つに分かれ、やっぱり、選挙はじゃどうするか、いろんな問題が出てくる中で、当面それじゃ双方協力してやりなさいと。やっぱり１年間はある程度、中でいろんな問題点が出てくると思います。当然実務量も考えた中で、また今後、それは課の中では一番働きやすい環境、そして町民にとって一番よい課の環境、そういうことをやってきた。

まだこれが終わりではありません。やっぱり山田議員が言ったように、いろんな実務量を精査した中で、やっぱり課のことはやっていかなければならないなと考えておりますもので、今回一応、防災課と建設産業課を分けさせていただきました。今後また、いろんな面が想定されますもので、その節はまた議員の皆さん方に協議していただいた中で、役場の中の課、どのような状況が一番いいかということは、また皆さん方と検討していきたいと考えております。

以上です。

○議長（村木　脩君）　14番、山田議員。

○１４番（山田直志君）　別の角度からいうと、例えば今でも職員の中では、その部署によって、残業を含めた休日出勤が多いセクションとか、いろんな問題もあると思うんですよ。

結局、今町長が言われたように、こういう仕事量の問題を含めた見直しというのは、どなたが最終的に、町長を除いてですよ、どなたが責任持ってやられるんですか。そこだけ、町長がやりますと言ったって、誰がはっきり言って、そのことを責任持って対処してくれるのかというのがちょっとわからないもので、どなたが実際やられるんですか。そこをちょっと……

○議長（村木　脩君）　町長。

○町長（太田長八君）　当然それは、課では課長がいますもので、それは当然課長が見た中で、その課長が当然上のほうに、現状はこうだということを言って。私も目を課内や役場の中、光らせますけれども、やっぱり課においては課長が最高責任者でありますから、まず課長がどれだけ課内の仕事量を把握していくか。これはやっぱり、それが課長の私は役目、また務めだと思いますので、私は課長を一応考えております。

以上です。

○議長（村木　脩君）　ほかに質疑ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（村木　脩君）　質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（村木　脩君）　討論なしと認めます。これをもって討論を終結します。

これより議案第72号　東伊豆町課設置条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（村木　脩君）　異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第９　議案第７３号　東伊豆町税賦課徴収条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例について

○議長（村木　脩君）　日程第９　議案第73号　東伊豆町税賦課徴収条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

（町長　太田長八君登壇）

○町長（太田長八君）　ただいま上程されました議案第73号　東伊豆町税賦課徴収条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例について、提案理由を申し上げます。

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行並びに地方税法施行規則の改正に伴い、条文の整備を図るため、議会の議決を求めるものでございます。

詳細につきましては税務課長より説明いたさせますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（村木　脩君）　税務課長。

○税務課長（正木三郎君）　それでは、提案されました議案73号　東伊豆町税賦課徴収条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例について、概要で説明をさせていただきます。

本件につきましては、地方税法施行規則の一部を改正する省令（平成27年総務省令第85号）が平成27年９月30日に公布され、10月２日に地方税分野における個人番号、法人番号の

利用について、基本的な考えが示されたことに伴い、条文整備の必要が生じましたので、規定の改正について議決を求めるものです。

資料の改正文の次、新旧対照表をごらんください。

初めに、第２条、用語についてですが、第３号、第４号に規定する納付書、納入書について改定規定を削ります。

次に、町民税の申告、第36条の２第８項、固定資産税、第63条の２第１項第１号、軽自動車の減免、第89条第２項第２号、特別土地保有税の減免、第139条の３第２項第１号及び入湯税に係る特別徴収義務者の経営申告、第149条第１号中の法人番号の次に「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第２条第15号に規定する法人番号をいう。」を加えます。

次に、附則第１条４号中「第２条第３号及び第４号」を削ります。

そのほか、地方税法の改正に伴う関連規則の所要の整備及び条項ずれ等の措置を行いました。

最後に、附則といたしまして、この条例は公布の日から施行します。

以上、簡単ではありますが、説明とさせていただきます。よろしく御審議をお願いします。

○議長（村木　脩君）　これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（村木　脩君）　質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（村木　脩君）　討論なしと認めます。これをもって討論を終結します。

これより議案第73号　東伊豆町税賦課徴収条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（村木　脩君）　異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第１０　議案第７４号　東伊豆町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

について

◎日程第１１　議案第７５号　東伊豆町介護保険条例の一部を改正する条例について

○議長（村木　脩君）　日程第10　議案第74号　東伊豆町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、日程第11　議案第75号　東伊豆町介護保険条例の一部を改正する条例についてを一括議題とします。

町長より順次提案理由の説明を求めます。

町長。

（町長　太田長八君登壇）

○町長（太田長八君）　ただいま一括上程されました議案第74号　東伊豆町国民健康保険税条例の一部を改正する条例並びに議案第75号　東伊豆町介護保険条例の一部を改正する条例について、提案理由を申し上げます。

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行並びに地方税法の改正に伴い、条文の整備を図るため、議会の議決を求めるものでございます。

詳細につきましては健康づくり課参事より説明いたさせますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（村木　脩君）　健康づくり課参事。

○健康づくり課参事（村上則将君）　ただいま提案されました議案74号　東伊豆町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について説明させていただきます。

新旧対照表にて説明をさせていただきます。

３ページ目をお開きください。

第25条、国民健康保険税の減免についてですが、第２項中「納期限前７日」を「納期限」に改めます。地方税法の改正に伴う減免申請の届け出期限を改正するものであります。

次に、番号法の関係ですが、第１号「氏名及び住所」の次に「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第２条第５項に規定する個人番号」を追加するものです。

附則といたしまして、この条例は、平成28年１月１日から施行いたします。

続きまして、議案第75号　東伊豆町介護保険条例の一部を改正する条例について説明させていただきます。

同様に、新旧対照表にて説明させていただきます。

３ページ目をお開きください。

第10条、保険料の徴収猶予について、番号法の関係で、第２項第１号「氏名及び住所」の次に「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第２条第５項に規定する個人番号（以下「個人番号」という。）」を追加するものです。

次に、第11条、保険料の減免についてですが、第２項中「納期限前７日」を「納期限」に改めます。地方税法の改正に伴う減免申請の届け出期限を改正するものです。

次に、番号法の関係ですが、第１号「氏名及び住所」の次に個人番号を追加するものです。

附則といたしまして、この条例は、平成28年１月１日から施行いたします。

以上、簡単ではありますが、説明とさせていただきます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（村木　脩君）　これより議案第74号及び議案第75号の一括質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（村木　脩君）　質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結します。

これより議案第74号　東伊豆町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についての討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（村木　脩君）　討論なしと認めます。これをもって討論を終結します。

これより議案第74号　東伊豆町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（村木　脩君）　異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

続いて、議案第75号　東伊豆町介護保険条例の一部を改正する条例についての討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（村木　脩君）　討論なしと認めます。これをもって討論を終結します。

これより議案第75号　東伊豆町介護保険条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（村木　脩君）　異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第１２　議案第７６号　賀茂地域の広域連携に係る連携協約の締結について

○議長（村木　脩君）　日程第12　議案第76号　賀茂地域の広域連携に係る連携協約の締結についてを議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

（町長　太田長八君登壇）

○町長（太田長八君）　ただいま上程されました議案第76号　賀茂地域の広域連携に係る連携協約の締結について、提案理由を申し上げます。

静岡県と賀茂６市町が連携して消費生活センターの業務を処理するに当たり、基本的な方針及び役割分担を定めるもので、静岡県、賀茂５市町とそれぞれ協約を締結するためのものです。

詳細につきましては企画調整課長より説明いたさせますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（村木　脩君）　企画調整課長。

○企画調整課長（向井青一君）　ただいま上程されました議案第76号　賀茂地域の広域連携に係る連携協約の締結について御説明させていただきます。

議案第76号　賀茂地域の広域連携に係る連携協約の締結について。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の２第１項の規定に基づき、別紙のとおり、東伊豆町と静岡県、下田市、河津町、南伊豆町、松崎町及び西伊豆町のおのおのとの連携協約を、当該県・市町との協議により締結するものでございます。

恐れ入ります、１枚おめくりいただいて、賀茂地域の広域連携に係る連携協約をごらんください。

この連携協約につきましては、第１条から第７条までの構成となっており、連携協約の内容といたしましては、行政サービスの維持及び向上を図るとともに、賀茂地域に共通する諸課題の解決及び持続的な発展に寄与するため、消費生活相談等及び消費者教育と県民相談の

役割分担、経費負担などとなっており、平成28年４月１日に効力を生じるものです。

なお、連携協約書を静岡県、下田市及び賀茂郡５町と、おのおの締結するものでございます。

以上、簡単ではございますが、説明とさせていただきます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（村木　脩君）　これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（村木　脩君）　質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（村木　脩君）　討論なしと認めます。これをもって討論を終結します。

これより議案第76号　賀茂地域の広域連携に係る連携協約の締結についてを採決します。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（村木　脩君）　異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第１３　議案第７７号　賀茂広域消費生活センター共同設置について

○議長（村木　脩君）　日程第13　議案第77号　賀茂広域消費生活センター共同設置についてを議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

（町長　太田長八君登壇）

○町長（太田長八君）　ただいま上程されました議案第77号　賀茂広域消費生活センター共同設置について、提案理由を申し上げます。

平成28年４月１日から賀茂６市町及び県により賀茂広域消費生活センターを共同設置することになり、規約の整備を図るものであります。

詳細につきましては観光商工課長より説明いたさせますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（村木　脩君）　観光商工課長。

○観光商工課長（梅原裕一君）　ただいま上程されました議案第77号　賀茂広域消費生活センター共同設置に関する規約について御説明させていただきます。

恐れ入りますが、別紙資料をごらんください。

東伊豆町消費生活センターの組織及び運営に関する事項等に関する条例の制定及び下田市並びに東伊豆町、河津町、南伊豆町、松崎町、西伊豆町の賀茂郡５町並びに県との連携協約の締結を受けまして、賀茂広域消費生活センターを共同設置することとなり、規約を定めるものであります。

当センターの業務内容につきましては、賀茂６市町の業務であります消費生活相談の実施、消費者教育の推進、また、県の業務であります県民相談を実施いたします。さらに、当センターが設置される下田市以外の５町への巡回相談も行います。

次に、当センターの概要について御説明いたします。

設置主体は賀茂６市町及び県であり、幹事団体は県でございます。

設置場所につきましては、静岡県下田総合庁舎内で、設置時期は平成28年４月でございます。

職員につきましては、県の担当職員１名が配属され、消費生活相談員に１名、県民相談員に１名の合計３名の体制となります。

施設といたしましては、執務室及び相談室等が設置されます。

なお、各市町の負担金等の財政上の分担につきましては、関係団体が協議により決定するものでありますが、特に財政負担が大きい相談員の人件費等は、国の交付金が９年間にわたり活用できることになり、市町における一般財源の負担は大幅に軽減され、光熱水費等の運営費のみの予定でございます。

以上、簡単ですが、説明にかえさせていただきます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（村木　脩君）　これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（村木　脩君）　質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（村木　脩君）　討論なしと認めます。これをもって討論を終結します。

これより議案第77号　賀茂広域消費生活センター共同設置についてを採決します。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（村木　脩君）　異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第１４　議案第７８号　静岡県市町総合事務組合規約の一部を変更する規約について

○議長（村木　脩君）　日程第14　議案第78号　静岡県市町総合事務組合規約の一部を変更する規約についてを議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

（町長　太田長八君登壇）

○町長（太田長八君）　議案第78号　静岡県市町総合事務組合規約の一部を変更する規約について、提案理由を申し上げます。

今回の変更は、消防広域化を理由として、当該組合の構成市町が増加することに伴う当該組合の規約変更に係る名称変更を行うものであります。

詳細につきましては総務課長より説明いたさせますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（村木　脩君）　総務課長。

○総務課長兼防災監（鈴木利昌君）　それでは、ただいま提案されました議案第78号　静岡県市町総合事務組合規約の一部を変更する規約について御説明いたします。

地方自治法第286条第１項の規定により、田方地区消防組合が駿東伊豆消防組合に名称を変更することに伴い、規約を変更するものであります。

内容は、消防広域化により、従来の伊豆市、伊豆の国市、函南町で構成する田方地区消防組合に沼津市、伊東市、東伊豆町、清水町を加えて構成する駿東伊豆消防組合へ名称変更を行うため、所要の変更を行うものでございます。

また、施行は平成28年４月１日からとさせていただきます。

以上、簡単ではございますが、説明にかえさせていただきます。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（村木　脩君）　これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（村木　脩君）　質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（村木　脩君）　討論なしと認めます。これをもって討論を終結します。

これより議案第78号　静岡県市町総合事務組合規約の一部を変更する規約についてを採決します。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（村木　脩君）　異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第１５　議案第７９号　駿東伊豆地区消防通信指令事務協議会の廃止について

◎日程第１６　議案第８０号　駿東伊豆地区消防救急広域化協議会の廃止について

○議長（村木　脩君）　日程第15　議案第79号　駿東伊豆地区消防通信指令事務協議会の廃止について、日程第16　議案第80号　駿東伊豆地区消防救急広域化協議会の廃止についてを一括議題とします。

町長より順次提案理由の説明を求めます。

町長。

（町長　太田長八君登壇）

○町長（太田長八君）　ただいま一括上程されました議案第79号から議案第80号まで順次提案理由を申し上げます。

議案第79号　駿東伊豆地区消防通信指令事務協議会の廃止について、駿東伊豆地区の消防救急広域化に合わせて通信指令施設及び消防救急デジタル無線設備に関する事務を共同して管理及び執行するため、地方自治法第252条の２の２第１項の規定に基づき設置された駿東伊豆地区消防通信指令事務協議会を、平成28年４月からの駿東伊豆消防組合の発足に伴い、地方自治法第252条の６の規定に基づき廃止するものであります。

続きまして、議案第80号　駿東伊豆地区消防救急広域化協議会の廃止について、駿東伊豆地区の消防救急の広域化を実現するための協議を行い、広域化後の消防の円滑な運営を確保するための広域消防運営計画を作成することを目的として、地方自治法第252条の２の２第１項の規定に基づき設置された駿東伊豆地区消防救急広域化協議会を、平成28年４月からの駿東伊豆消防組合の発足に伴い、地方自治法第252条の６の規定に基づき廃止するものであります。

詳細につきましては消防長より説明いたさせますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（村木　脩君）　消防長。

○消防長（久我谷　精君）　それでは、ただいま提案されました議案第79号　駿東伊豆地区消防通信指令事務協議会の廃止について、駿東伊豆地区消防通信指令事務協議会規約を廃止する規約の朗読をもって説明とさせていただきます。

規約をごらんください。

東伊豆町規約第　号。平成　年　月　日。

駿東伊豆地区消防通信指令事務協議会規約を廃止する規約。

駿東伊豆地区消防通信指令事務協議会規約（平成25年７月10日施行）は、廃止する。

附則。

この規約は、平成28年４月１日から施行する。

続きまして、議案第80号　駿東伊豆地区消防救急広域化協議会の廃止について、駿東伊豆地区消防救急広域化協議会規約を廃止する規約の朗読をもって説明とさせていただきます。

規約をごらんください。

東伊豆町規約第　号。平成　年　月　日。

駿東伊豆地区消防救急広域化協議会規約を廃止する規約。

駿東伊豆地区消防救急広域化協議会規約（平成25年11月１日施行）は、廃止する。

附則。

この規約は、平成28年４月１日から施行する。

説明は以上でございます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（村木　脩君）　これより議案第79号及び第80号の一括質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（村木　脩君）　質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結します。

これより議案第79号　駿東伊豆地区消防通信指令事務協議会の廃止についての討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（村木　脩君）　討論なしと認めます。これをもって討論を終結します。

これより議案第79号　駿東伊豆地区消防通信指令事務協議会の廃止についてを採決します。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（村木　脩君）　異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

続いて、議案第80号　駿東伊豆地区消防救急広域化協議会の廃止についての討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（村木　脩君）　討論なしと認めます。これをもって討論を終結します。

これより議案第80号　駿東伊豆地区消防救急広域化協議会の廃止についてを採決します。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（村木　脩君）　異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

ここで２時20分まで休憩といたします。

休憩　午後　２時０５分

再開　午後　２時１８分

○議長（村木　脩君）　休憩を閉じ再開いたします。

◎日程第１７　議案第８１号　平成２７年度東伊豆町一般会計補正予算（第９号）

○議長（村木　脩君）　日程第17　議案第81号　平成27年度東伊豆町一般会計補正予算（第９号）を議題とします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長。

（町長　太田長八君登壇）

○町長（太田長八君）　ただいま上程されました議案第81号　平成27年度東伊豆町一般会計補正予算（第９号）について、提案理由を申し上げます。

今回の補正予算は、既定の歳入歳出予算の総額から658万8,000円を減額いたしまして、歳入歳出予算の総額を53億2,313万4,000円とするものでございます。

歳入の主な内容ですが、児童福祉の制度改正に伴う国・県補助金の予算科目の振りかえや、寄付金ではふるさと納税寄付金を実績に基づき増額としております。

また、市民農園整備や湯ケ岡赤川線改良工事について、事業費に合わせ、補助金並びに地方債を減額しております。

次に、歳出の主な内容ですが、歳入と同じく、市民農園整備や湯ケ岡赤川線改良工事について、補助金の交付決定額や県の事業量に応じて見直しをし、今回減額しております。

障害者福祉費や児童福祉費では、実績を見た中で今後の不足分を増額しております。

そのほかには、町の観光協会補助金及び無線ＬＡＮ機器設置推進事業補助金を増額し、誘客やインバウンド対策を強化するなど、観光振興対策に取り組んでまいりたいと考えております。

必要な財源配分を行った後、財政調整基金からの繰り入れ措置をさせていただきましたので、御理解をお願いいたします。

詳細につきましては総務課長より説明いたさせますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（村木　脩君）　総務課長。

○総務課長兼防災監（鈴木利昌君）　ただいま提案されました議案第81号　平成27年度東伊豆町一般会計補正予算（第９号）について、概要を説明いたします。

補正予算書とあわせてお配りいたしました資料もごらんいただきたいと思います。

平成27年度東伊豆町の一般会計補正予算（第９号）は、次に定めるところによります。

（歳入歳出予算の補正）

第１条　既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ658万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ53億2,313万4,000円といたします。

２　歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予

算の金額は、「第１表歳入歳出予算補正」によります。

（債務負担行為の補正）

第２条　債務負担行為の追加及び変更は、「第２表債務負担行為補正」によります。

（地方債の補正）

第３条　地方債の変更は、「第３表地方債補正」によります。

恐れ入りますが、１ページをお開きください。

第１表　歳入歳出予算補正。

歳入について御説明いたします。

14款国庫支出金、１項国庫負担金、補正前の金額に1,473万円を追加し、２億5,830万2,000円といたします。障害者自立支援給付費負担金について、利用者増加により歳出を増額しておりますが、これに係る負担割合２分の１の国庫負担金を増額するものであります。また、児童福祉の制度改正に伴い、従来の保育所運営費負担金と地域型給付費を全額減額し、新設科目の子どものための教育・保育給付費負担金を増額措置いたします。

２項国庫補助金、補正前の金額から2,485万1,000円を減額し、２億2,752万6,000円といたします。地域生活支援事業費補助金につきましては、国の内示に基づき減額いたします。また、県３分の２の負担で行っていた放課後児童健全育成事業が国・県それぞれ３分の１の負担となったとともに、保育緊急確保事業費補助金が名称変更されたため、新設の子ども・子育て支援交付金を増額措置いたします。また、国の交付決定に伴い、農山漁村活性化プロジェクト支援交付金と社会資本整備総合交付金を減額いたします。

15款県支出金、１項県負担金、補正前の金額に736万5,000円を追加し、１億8,184万5,000円といたします。国庫支出金と同様に、利用者増加に伴い、障害者自立支援給付費負担金を増額いたします。また、制度改正に伴い、保育所運営費等負担金と地域型給付費を全額減額し、新設科目の子ども・子育て支援給付費負担金を増額措置いたします。

２項県補助金、補正前の金額から928万7,000円を減額し、１億616万円といたします。地域生活支援事業補助金につきましては、先ほどの国庫補助と同じく、県の内示に基づき減額いたします。また、国・県の補助率変更に伴い、放課後児童健全育成事業費等補助金を減額いたします。さらに、県単独農林業振興事業費につきましても、国庫補助の交付決定に合わせた調整がなされたため、今回減額いたします。

17款１項寄付金、補正前の金額に800万円を追加し、2,005万7,000円といたします。ふるさと納税寄付金につきましては、これまでの実績に基づき、今後の見込みを想定し、増額措

置いたします。

18款繰入金、３項基金繰入金、補正前の金額に2,255万1,000円を追加し、３億826万3,000円といたします。育英奨学基金繰入金につきましては、本年度貸付額確定に伴い減額といたします。また、財政調整基金繰入金の増は、今回の補正におきまして歳入予算及び歳出予算調整後の不足額を補塡措置いたした内容であります。なお、補正後の財政調整基金残高の見込みは約６億5,400万円となっております。

20款諸収入、４項雑入、補正前の金額から225万5,000円を減額し、6,721万8,000円といたします。コミュニティ事業助成金につきましては、申請２件のうち１件が不採択となったため、今回減額するものであります。

21款１項町債、補正前の金額から2,320万円を減額し、５億7,130万円といたします。中山間地域総合整備事業並びに市民農園整備事業につきましては、事業費の確定に伴い、起債発行額を調整・減額する内容でございます。また、湯ケ岡赤川線整備事業では、県の工事遅延により全額減額といたします。

２ページをごらん願います。

次に、歳出について主なものを御説明いたします。

今回の補正予算における人件費につきましては、10月からの年金制度一元化に伴う共済負担金の減額が主な内容となっております。その他、人事異動や扶養手当など全般的な調整をさせていただきましたので、御理解をお願いいたします。

２款総務費、１項総務管理費、補正前の金額に1,198万1,000円を追加し、７億1,435万5,000円といたします。ふるさと納税寄付金の増加見込みに伴い、ふるさと納税寄付謝礼並びに基金積立金を増額いたします。また、自治会コミュニティ事業助成金では、歳入と同様に不採択１件分について減額いたします。さらに、税の広域連携に向けたネットワーク構築のため、基幹系システムの保守管理委託料を増額いたします。

４項選挙費、補正前の金額に132万9,000円を追加し、1,730万2,000円といたします。選挙人名簿システム改修委託料につきましては、選挙権年齢引き下げや表示登録に係るシステム対応が必要となることから、改修委託料を増額するものであります。

３款民生費、１項社会福祉費、補正前の金額に2,830万6,000円を追加し、10億1,618万8,000円といたします。自立支援給付費につきましては、利用者が増加し、日中一時支援事業委託料では、新規事業所の送迎つきデイサービスの利用が大幅に伸びております。また、重度身体障害者日常生活用具給付金では、視覚障害者の方が使用する点字ディスプレーなど

の機器購入が増加しており、それぞれ増額措置いたします。移動支援事業委託料では、一部のサービスで自己負担が発生したことにより利用が大幅に減少したため、減額としております。

２項児童福祉費、補正前の金額に1,050万6,000円を追加し、３億1,589万8,000円といたします。保育ママ委託料では、利用者１名増により増額し、保育所入所委託料につきましても、入所者１名増や保育単価の値上げ、職員の処遇改善加算の割り増しなどにより増額しております。保育士等処遇改善臨時特例事業補助金につきましては、制度改正により、ただいまの保育所入所委託料に組み込まれたため、全額減額といたします。

４款衛生費、１項保健衛生費、補正前の金額に46万6,000円を追加し、２億1,084万3,000円といたします。保健福祉センター玄関改修工事の増につきましては、玄関自動ドアの動作不良により早急に対応する必要が生じたため、工事請負費を増額措置するものでございます。

２項清掃費、補正前の金額から224万1,000円を減額し、４億6,534万1,000円といたします。東河環境センターの大規模改修に係る計画策定や環境影響調査等の経費について、負担割合を見直しすることとなり、新たな負担割合で精算いたします。これにより東河環境センター分担金が減額となります。

５款農林水産業費、１項農業費、補正前の金額から5,223万8,000円を減額し、１億1,920万5,000円といたします。交通安全対策工事につきましては、奈良本農道の県施工箇所の整備が順延となったことから、全額減額といたします。中山間地域総合整備事業負担金並びに市民農園整備工事につきましては、事業費の確定に伴い減額する内容であります。

６款１項商工費、補正前の金額に463万7,000円を追加し、２億3,454万6,000円といたします。雛のつるし飾りまつりにおける休憩所の開設や長野方面を対象とした観光キャンペーンの実施、また、インバウンドバスの補助を追加するため、町観光協会補助金を増額いたします。無線ＬＡＮ機器設置推進事業補助金の増は、地方創生先行型として本年度繰り越しで実施しておりますが、当初の想定を大幅に上回る申請により不足が見込まれるため、２件分を増額措置いたします。

７款土木費、２項道路橋梁費、補正前の金額から650万3,000円を減額し、１億2,132万円といたします。県の工事遅延により町の施工箇所がなくなったため、湯ケ岡赤川線改良工事を全額減額といたします。

８款１項消防費、補正前の金額に177万円を追加し、６億6,827万9,000円といたします。消防の広域化に向け、仮眠室４部屋を整備するため、仮眠室パーティション設置工事を増額

措置いたします。

９款教育費、７項育英奨学費、補正前の金額から237万2,000円を減額し、148万3,000円といたします。本年度の貸付額確定に伴い、育英奨学金貸付金を減額いたします。

４ページをお開きください。

第２表　債務負担行為補正でありますが、消防広域化に伴い、救急通報システムの機器一式を更新する必要が生じたため、平成28年２月から使用する機器使用料に係る債務負担行為を追加いたします。また、県の土地開発公社を介し、県から役場庁舎底地を取得するための公有財産購入費（庁舎用地）において利息額が確定したため、限度額を変更するものであります。

５ページ、６ページをごらん願います。

第３表　地方債の補正でありますが、第１表で御説明いたしました中山間地域総合整備事業、市民農園整備事業並びに湯ケ岡赤川線整備事業に係る起債について、今回減額をいたします。なお、起債の方法、利率、償還の方法は記載のとおりでありますので、御確認願います。

７ページ、８ページをごらん願います。

歳入歳出補正予算事項別明細書で、ただいま御説明いたしました内容を総括してあります。

まず、歳入ですが、補正前の額53億2,972万2,000円から658万8,000円を減額いたしまして、53億2,313万4,000円といたします。

次に、歳出ですが、補正前の額53億2,972万2,000円から658万8,000円を減額いたしまして、53億2,313万4,000円といたします。

次に、補正額の財源内訳ですが、特定財源は国・県支出金が1,236万8,000円の減、地方債が2,320万円の減、その他財源は396万4,000円の増、一般財源を2,501万6,000円の増といたします。

以上、簡単ではありますが、概要説明とさせていただきます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（村木　脩君）　これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

14番、山田議員。

○１４番（山田直志君）　町長、農林水産業費で市民農園の部分なんですけれども、雇い人等での増額と工事の減額。ただ、先ほど来の一般質問でもあったように、非常にやっぱり申し込み、また関心度が高いとは言えない。やっぱり現状の中では、海のみえる農園と言いなが

ら、海の見える、やっぱり写真も使われていないと。ラウベにしても、やるかどうかわからない。例えば、まきストーブであったり、いろんなエリア、楽しさが、あれではやっぱり伝わっていかないんですよ。一般の人の目に触れたときに、これは何かおもしろそうな場所だというような関心が、今の状況のままだと手足もがれちゃって、どうしようもならない状況だというふうに思うんだけれども、この辺の状況で、やっぱり今後この辺の、補正する中で整備して、再度のやっぱりポスターとかチラシとかというものをつくるというようなことも、この中には入っていますか。

○議長（村木　脩君）　町長。

○町長（太田長八君）　この予算の中には入っておりません。しかしながら、やっぱりさっき、何番議員ですか、市民農園……稲葉議員か。やっぱり本当、つくった、とりあえず、基本的には運営協議会のほうでやっている中で、やっぱり我々としても、運営協議会、こういう方向でやってほしいと提案はしてもいいと思いますもので、やっぱり事務的に見ていると、楽しいとか、そういうことが確かに伝わってこないもので、魅力あるそういう市民農園ですよということをやっぱり示さなきゃならんと考えておりますもので、また今後そういう方向でやっていきたいと考えております。

やっぱり現状のままでは、本当、役所がつくったあれかなと、そう考えておりますもので、奇想天外な発想もいいんじゃないかと考えております。またそういう方向で、市民農園のほうは啓蒙していきたいと思いますので、よろしくお願いいたしたいと思います。

○議長（村木　脩君）　14番、山田議員。

○１４番（山田直志君）　11日には、いろんな陳情やいろんな活動もやられて、予算の獲得をするということは聞いておりますけれども、やっぱり町長、全額じゃなくても、例えば、一つのラウベの工事であっても、着工して、やっぱりそのイメージが早く、一般の多くの方々に伝えられていかないと、全然だめですよね。全部建つのに、お金もかかるし時間もかかるんだけれども、今、東伊豆町が後発でこの事業をやる。それはやっぱり国・県の支援もあるということの中で進めてきて、一番大事なところがないがままいくということはやっぱり許されないし、同時にやっぱり、一番、本当に海のみえる市民農園と言いながら、海が見えない。また、そこの楽しさが、例えばラウベ一つできないことで伝わっていかないということでは、この事業、最初からやらないほうがよかったんじゃということになっちゃうわけですから、今年度、例えば減額されたものが全部復活しないにしても、やっぱり一つ分でも実現して、具体化して、やっぱり絵が、今後多くの皆さんに媒介で伝えていく上でも、一つでも

何かでもやっぱり出ていかないと、この先この事業自体が行き詰まるということは、大きなお荷物になってくるということは火を見るより明らかなわけですから、全額が一番いいんだけれども、やっぱり一つ分でも具体化してやっていくような方向が何かできないかなと思います。

○議長（村木　脩君）　町長。

○町長（太田長八君）　今回の補正の予算の中で、ラウベは一応６棟予定していたんですけれども、一応２棟か３棟できるあれですから、これは必ずこれから工事してできますもので、それはモデルハウス的なもの。その使い方は、また運営協議会のほうでやってもらいますけれども、当然、今年度中にラウベが１棟か二、三棟完成しますもので、それは、こうすばらしいものがありますよということを言った中で、やっぱりこの市民農園のよさをまた町外に発信していきたいと。

やっぱりラウベがなけりゃ、本当に魅力ない市民農園でございますもので、やっぱりラウベと海の見えるところ、こういうロケーションをやっぱり多くの方に知らしめることが、これからの我々の役目じゃないかと思いますもので、よろしくお願いいたしたいと思います。

○議長（村木　脩君）　ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（村木　脩君）　質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（村木　脩君）　討論なしと認めます。これをもって討論を終結します。

これより議案第81号　平成27年度東伊豆町一般会計補正予算（第９号）を採決します。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（村木　脩君）　異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第１８　議案第８２号　平成２７年度東伊豆町国民健康保険特別会計補正予算（第２号）

○議長（村木　脩君）　日程第18　議案第82号　平成27年度東伊豆町国民健康保険特別会計補

正予算（第２号）を議題とします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長。

（町長　太田長八君登壇）

○町長（太田長八君）　ただいま上程されました議案第82号　平成27年度東伊豆町国民健康保険特別会計補正予算（第２号）について、提案理由を申し上げます。

今回の補正予算は、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ785万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ23億8,468万5,000円とするものであります。

主な内容を申し上げますと、歳入では、退職被保険者等療養給付金過年度精算分の交付決定による増額であります。歳出では、療養給付費並びに高額療養費の保険者負担金を増額するものであります。

詳細につきましては健康づくり課参事より説明いたさせますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（村木　脩君）　健康づくり課参事。

○健康づくり課参事（村上則将君）　ただいま提案されました議案第82号　平成27年度東伊豆町国民健康保険特別会計補正予算（第２号）について、概要を説明させていただきます。

平成27年度東伊豆町の国民健康保険特別会計補正予算（第２号）は、次に定めるところによります。

（歳入歳出予算の補正）

第１条　既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ785万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ23億8,468万5,000円といたします。

第２項　歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第１表歳入歳出予算補正」によります。

恐れ入りますが、５ページ、６ページをお開きください。

歳入の主な内容について御説明いたします。

４款１項１目療養給付費交付金、補正額785万9,000円を追加いたします。２節過年度分、細節１退職被保険者等療養給付費過年度清算分785万9,000円の増は、平成26年度の実績による精算交付金を増額するものであります。

７ページ、８ページをお開きください。

次に、歳出の主な内容について説明いたします。

２款保険給付費、１項療養諸費、１目一般被保険者等療養給付費、補正前の金額に446万3,000円を追加し、11億2,816万9,000円といたします。19節負担金補助及び交付金、細節１一般被保険者療養給付費保険者負担金446万3,000円の増は、実績に伴う増額であります。

２項高額療養費、２目退職被保険者等高額療養費、補正前の金額に320万円を追加し、1,342万1,000円といたします。19節負担金補助及び交付金、細節１退職被保険者等高額療養費保険者負担金320万円の増は、実績に伴う増額であります。

３ページ、４ページへお戻りください。

ただいま説明いたしました内容を歳入歳出補正予算事項別明細書に総括してあります。

まず、歳入ですが、合計で申し上げます。

補正前の額23億7,682万6,000円に785万9,000円を追加いたしまして、23億8,468万5,000円といたします。

次に、歳出ですが、補正前の額23億7,682万6,000円に785万9,000円を追加いたしまして、23億8,468万5,000円といたします。

次に、補正額の財源内訳ですが、一般財源で785万9,000円の増額といたします。

以上、簡単ではありますが、概要説明とさせていただきます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（村木　脩君）　これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（村木　脩君）　質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（村木　脩君）　討論なしと認めます。これをもって討論を終結します。

これより議案第82号　平成27年度東伊豆町国民健康保険特別会計補正予算（第２号）を採決します。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（村木　脩君）　異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第１９　議案第８３号　平成２７年度東伊豆町介護保険特別会計補正予算（第３号）

○議長（村木　脩君）　日程第19　議案第83号　平成27年度東伊豆町介護保険特別会計補正予算（第３号）を議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

（町長　太田長八君登壇）

○町長（太田長八君）　ただいま上程されました議案第83号　平成27年度東伊豆町介護保険特別会計補正予算（第３号）について、提案理由を申し上げます。

今回の補正予算は、既定の歳入歳出予算の総額に43万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ14億726万7,000円とするものであります。

内容を申し上げますと、保険給付費の増額補正に伴い、法定負担分の増額等を行うものであります。

詳細につきましては健康づくり課参事より説明いたさせますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（村木　脩君）　健康づくり課参事。

○健康づくり課参事（村上則将君）　ただいま提案されました議案第83号　平成27年度東伊豆町介護保険特別会計補正予算（第３号）について、概要を説明させていただきます。

平成27年度東伊豆町の介護保険特別会計補正予算（第３号）は、次に定めるところによります。

（歳入歳出予算の補正）

第１条　既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ43万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ14億726万7,000円といたします。

第２項　歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第１表歳入歳出予算補正」によります。

恐れ入ります、７ページ、８ページをお開きください。

歳出の内容について説明いたします。

２款保険給付費、２項介護予防サービス等諸費、５目介護予防福祉用具購入費、補正前の額に12万6,000円を追加し、46万4,000円といたします。19節負担金補助及び交付金、細節１介護予防福祉用具購入費保険者負担金12万6,000円の増は、申請の増に伴う増額補正であり

ます。

６目介護予防住宅改修費、補正前の額に43万円を追加し、149万2,000円といたします。19節負担金補助及び交付金、細節１介護予防住宅改修費保険者負担金43万円の増につきましても、申請の増に伴う増額補正であります。この保険給付費の増額に伴い、歳入では国庫支払基金、県・町一般会計の法定負担分、歳出では保険料負担分を基金積立金にて調整しております。

３ページ、４ページへお戻りください。

ただいま説明いたしました内容を歳入歳出補正予算事項別明細書に総括してあります。

まず、歳入ですが、合計で申し上げます。補正前の額14億683万5,000円に43万2,000円を追加いたしまして、14億726万7,000円といたします。

次に、歳出ですが、補正前の額14億683万5,000円に43万2,000円を追加いたしまして、14億726万7,000円といたします。

次に、補正額の財源内訳ですが、特定財源の国庫支出金で20万7,000円、その他財源で15万6,000円、一般財源で６万9,000円の増額といたします。

以上、簡単ではありますが概要説明とさせていただきます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（村木　脩君）　これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（村木　脩君）　質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（村木　脩君）　討論なしと認めます。これをもって討論を終結します。

これより議案第83号　平成27年度東伊豆町介護保険特別会計補正予算（第３号）を採決します。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（村木　脩君）　異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第２０　報告第４号　平成２６年度教育委員会自己点検・評価報告書の提出について

○議長（村木　脩君）　日程第20　報告第４号　平成26年度教育委員会自己点検・評価報告書の提出についてを議題とします。

報告書につきましては、事前に配付したとおりであります。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（村木　脩君）　質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結します。

以上で報告を終わります。

◎日程第２１　陳情・要望書等の審査について

○議長（村木　脩君）　日程第21　陳情・要望書等の審査についてを議題とします。

審査を付託した文教厚生常任委員長の報告を求めます。

７番、飯田議員。

（７番　飯田桂司君登壇）

○７番（飯田桂司君）　ただいま提出されました陳情・要望書等について、朗読をもって報告させていただきます。

平成27年12月９日。

東伊豆町議会議長　村木　脩様。

文教厚生常任委員会委員長　飯田桂司。

陳情・要望書等審査報告書。

本委員会に付託された陳情・要望書を審査した結果、次のとおり決定したので、会議規則第94条第１項の規定により報告します。

受付番号、付託年月日、件数、審査の結果。259号、平成27年12月８日、「少人数学級の推進等の定数改善と義務教育費国庫負担制度の国負担２分の１復元を求める意見書」採択の要望書、採択ということで報告いたします。

○議長（村木　脩君）　ただいま文教厚生常任委員長より報告がありました陳情・要望書等の審査報告について、質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（村木　脩君）　質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（村木　脩君）　討論なしと認めます。これをもって討論を終結します。

これより陳情・要望書等の審査報告について採決します。

本件に対する委員長の審査報告は採択であります。

この審査報告については、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（村木　脩君）　異議なしと認めます。よって、陳情・要望書等の審査については委員長の報告のとおり決しました。

◎日程第２２　意見書案第７号　少人数学級の推進等の定数改善と義務教育費国庫負担制度の国負担２分の１復元を求める意見書について

○議長（村木　脩君）　日程第22　意見書案第７号　少人数学級の推進等の定数改善と義務教育費国庫負担制度の国負担２分の１復元を求める意見書についてを議題とします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

７番、飯田議員。

（７番　飯田桂司君登壇）

○７番（飯田桂司君）　続きまして、意見書案第７号を朗読をもって報告いたします。

少人数学級の推進等の定数改善と義務教育費国庫負担制度の国負担２分の１復元を求める意見書について。

地方自治法第99条の規定により、国会及び関係行政庁に対し、少人数学級の推進等の定数改善と義務教育費国庫負担制度の国負担２分の１復元を求める意見書を別紙のとおり提出する。

平成27年12月９日提出。

東伊豆町議会議長　村木　修様。

提出者　東伊豆町議会議員　飯田桂司。

賛成者　東伊豆町議会議員　笠井政明。

１枚おめくりください。

少人数学級の推進等の定数改善と義務教育費国庫負担制度の国負担２分の１復元を求める意見書（案）

未来を担う子どもたちが夢や希望を持ち、心身ともに健やかに成長していくことは、すべての国民の切なる願いである。特に、義務教育においてはその水準の維持、向上が大きな課題であり、その責務も国民にある。

現在、国の制度においては小学校１、２年生で35人学級が実施されており、以前より一人一人の子どもに対してきめ細やかな対応ができるようになった。

しかし、いじめや不登校の問題を始めとして、日本語指導や特別な支援等が必要な子どもの増加、経済的困窮による教育格差の拡大等、教育の場における課題は多様化と深刻化を見せている。これらの課題に対応するためには、少人数学級のさらなる推進が必要であり、そのための財政基盤として、義務教育費国庫負担制度は重要な制度である。

三位一体改革により、義務教育費国庫負担制度における国の負担割合が２分の１から３分の１に引き下げられた。その結果、地方自治体の財政は圧迫され、非正規教職員が増大する等、教育条件の地域間格差が広がっている。子どもたちが全国どこに住んでいても一定水準の教育が受けられることは、憲法においても明白に保障されているものである。

子どもの学ぶ意欲や主体的な取り組みを引き出す教育の役割は重要であり、そのための教育条件整備は必要不可欠である。よって、下記の措置を講ずるよう強く要望する。

記

１．学級編制標準を引き下げ、35人学級の制度化を早期に実現すること。

２．教育の機会均等と水準の維持向上を図るために、義務教育費国庫負担割合を２分の１に復元すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成27年12月９日。

静岡県東伊豆町議会。

１枚おめくりください。

送付先につきましては、国会及び関係行政庁など、下記のとおりに送付しておきますので、御審議のほう、よろしくお願いいたします。

○議長（村木　脩君）　これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（村木　脩君）　質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（村木　脩君）　討論なしと認めます。これをもって討論を終結します。

意見書案第７号　少人数学級の推進等の定数改善と義務教育費国庫負担制度の国負担２分の１復元を求める意見書についてを採決します。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（村木　脩君）　異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第２３　総務経済常任委員会研修視察報告について

◎日程第２４　文教厚生常任委員会研修視察報告について

○議長（村木　脩君）　日程第23　総務経済常任委員会研修視察報告について、日程第24　文教厚生常任委員会研修視察報告についてを一括議題とします。

各常任委員会の研修視察報告につきましては、お手元に配付した報告書のとおりであります。

これより一括質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（村木　脩君）　質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結します。

お諮りします。ただいま一括上程され、議題となっております総務経済常任委員会研修視察報告についてと文教厚生常任委員会研修視察報告についてを採決します。

本件は委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（村木　脩君）　異議なしと認めます。よって、本件は委員長の報告のとおり決しました。

◎日程第２５　議会運営委員会所管事務調査について

○議長（村木　脩君）　日程第25　議会運営委員会所管事務調査についてを議題とします。

内容としては、議会運営に関すること、会議規則・委員会条例に関すること、議長の諮問に関すること、以上の３点です。

お諮りします。ただいま議題となっております議会運営委員会所管事務調査については、議会運営委員会にこれを付託し、平成28年第１回定例会までに調査することにしたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（村木　脩君）　異議なしと認めます。

議会運営委員会所管事務調査については、議会運営委員会にこれを付託し、調査することに決しました。

◎閉会の宣告

○議長（村木　脩君）　これをもちまして、本定例会に付議された案件の審議は全て終了しました。したがって、会議規則第７条の規定により、本日で閉会したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（村木　脩君）　異議なしと認めます。よって、本定例会は本日で閉会することに決定しました。

平成27年第４回東伊豆町議会定例会を閉会します。

御苦労さまでました。

閉会　午後　２時５９分

地方自治法第１２３条第２項の規定により署名する。

平成　　年　　月　　日

議　　長　＿＿＿＿＿＿＿＿

署　名　議　員　＿＿＿＿＿＿＿＿

署　名　議　員　＿＿＿＿＿＿＿＿